

FB25
6



0042831000

0042831-000

FB25-6

新教育指針

文部省

1946-1947

AHD

五ノ八 - 88

FB25

6

新教育指針

第一分冊

第一部 前へん 新日本建設の根本問題

〔第一章より第三章まで〕

文
部
省

目次

第一部

前へん 新日本建設の根本問題

- 第一章 序論—日本の現状と國民の反省……………一〇
- 第二章 軍國主義及び極端な國家主義の除去……………一〇
- 第三章 人間性・人格・個性の尊重……………三三
- 第四章 科學的水準及び哲學的・宗教的教養の向上……………三三
- 第五章 民主主義のつてつ底……………三三
- 第六章 結論—平和的文化國家の建設と教育者の使命……………三三



- 第三章 女子教育の向上……………三三
- 第四章 科學的教養の普及……………三三
- 第五章 體力の増進……………三三
- 第六章 藝能文化の振興……………三三
- 第七章 勤勞教育の革新……………三三

第二部

- 第一章 はしがき—第二部のめあて……………三三
- 第二章 教材の選び方……………三三
- 附、參考資料……………三三
- 第三章 教材の取扱ひ方……………三三
- 第四章 討議法について……………三三
- 附録、討議法の實際……………三三
- 附録 マッカーサー司令部發、教育關係指令……………三三

後へん 新日本教育の重點

- 第一章 個性尊重の教育……………三三
- 第二章 公民教育の振興……………三三

はしがき

本書は新しい日本の教育が、何を以てとし、どのやうな點に重きをおき、それをどういふ方法で實行すべきかについて、教育者の手びきと、あてとすべきことがらを述べ、後へんでは、それにもとづいて、これからの教育がとくに力をそそぐべき重點をあげて説明した。第二部はこれら二部はその實際を取り扱つたものといつてもよいであらう。

國民の再教育によつて、新しい日本を、民主的な、平和的な、文化國家として建てたはすことは、日本の教育者自身が進んではたすべきことである。マッカーサー司令部の政策も、この線にそつて行はれてをり、とくに教育に關する四つの指令は、日本の新教育のありかたをきめる上、きはめて大切なものである。本書の内容はこれらの指令と深い結びつきをもつて記されてゐる。それゆゑに巻末の附録として四つの指令を上げ、讀者の參照に便することとした。

本省は、ここに盛られてゐる内容を、教育者におしつけようとするものではない。したがつて教育者はこれを教科書としておぼえこむ必要もなく、また生徒に教科書として教へる必要もない。むしろ教育者が、これを手がかりとして、自由に考へ、ひ判しつ、自ら新教育のめあてを見出し、重點をとらへ、方法を工夫せられることを期待する。あるひは本書を共同研究の材料とし、自由に論議して、一そり適切な教育指針を見られるならば、それは何よりも望ましいことである。教育者自身のかうした自主的な、協力的な態度こそ、民主教育を建設する土臺となるのである。本書が各章に對していくつかの研究協議題目をかかげたのも、教育者が自ら考へることを、たすけるためである。

本省は、はじめ省外の總裁者數氏をわづらはして草案を得たのであるが、マッカーサー司令部と相談の結果、その内容及び表現を、できるだけ注意を用ひてゐるので、ここでもそれを實行し、さしあたり昭和十七年に國語審議會が常用漢字と定めた千百三十四字の制限内で本書を書いた。このやうな事情であるから、最初に貴重な草案を寄せられた各位に對し深く感謝するとともに、その大部分が全くかへつた形で出されたことにつき、承認をこふ次第である。

なほ印さつ・製本などの實情を考へ、一日も早く教育者の手に届けるため、全體を數冊に分けて出し、附録の『指令』も別冊として送ることにした。讀者において、最後に順序よくまとめられることを希望する。

昭和二十一年五月

文部省

849249

第一部

前へん 新日本建設の根本問題

第一章 序論—日本の現状と國民の反省

一、日本は今どんな状態にあるか

・新しい日本を建設し、新しい教育を行ふためには、先づ現在の日本がどんな状態にあるかを、ありのままに知らなくてはならない。またどうしてこのやうな状態になつたかといふ原因を、すなほに反省しなくてはならない。

三年あまりにわたるはげしい戦争に、われわれは全力をあげて戦つたが、つひに敗れた。そして政府がポツダム宣言を受け、れん合國の要求するままにまかせることによつて、日本はこれまで経験したことのない状態におかれることになつたのである。すなはち

(一)ポツダム宣言にしたがつて、日本はれん合國軍にせんりようせられ管理せられてゐる。天皇及び政府はマツカーサー司令部の指令により、又はその許可によつて、政治を行つてゐるのである。例へば戦争責任者を公職からやめさせたり、神道を國家から引きはなしたりすることは指令によつて行はれ、小麦やわたをどれだけ輸入するか、總選挙はいつ行ふかといふやうなことは、許可によつて定めるのである。だから現在の日本は、自分の思ふ通りに事を運ぶわけにはゆかないのであつて、完全な獨立國家ではない。この點をわれわれはよく知つておかなくてはならない。

(二)ポツダム宣言により、日本の主権の及ぶ範圍、すなはち、りまう土は、本州・北海道・九州・四國、その他れん合國で定める小さな島々に限られる。これは戦争前の半分くらゐのりよう土であつて、そこに海外から歸つて來る人々や軍隊から復員する人々を加へて、およそ八千萬の國民が生活しなければならぬ。その上、戦争中に田畑の肥料が不十分であつたので土地がやせて取り入れが少なくなり、また工場や機械がこわされて生産が減じてゐるので、食りようや衣料やその他生活に必要な品物がいづれも不足してゐる。そこへ給料・退職金などたくさん金の政府から人々の手にわたされてゐるので、みんなが物を買ひあさる。そこで物價が非常に高くなり、國民はいはゆるインフレーションになやまされてゐるのである。

(三)ポツダム宣言により、日本の軍隊は完全に武さうを解除せられ解體せられた。また戦争はん罪人はきびしく裁かれ、軍國主義者及び極端な國家主義者は、公の職からやめさせられてゐる。このやうにして、これまでの日本を誤つた方向に指導した人々の力は取り除かれ、新しい人々がそれに代つて新しい日本を建設しつのである。

(四)ポツダム宣言は、日本がれん合國に對するつぐなひをはたし、その上なほ衣食住その他の經濟生活を保つてゆくのに必要な限りの産業を許すことになつてゐる。だから日本は將來再び軍備をもつやうなおそれのある重工業などはやめて、つぐなひの物資や日常生活に必要な品物をつくる産業だけしかやつてゆけないやうにきめられてゐるのである。

(五)ポツダム宣言は、日本國民の間に、民主主義的傾向が起り、強くなつてゆくことを命じてゐる。そしてこれをさまざまの舊い慣習や制度が取り除かれ、言論・信教・思想の自由並びに生命・身體・財産の保護といふやうな大切な權利が重んぜらるべきことを要求してゐる。このやうにして封建的な日本は民主主義的な日本に建てなされつのである。

右に述べたことがポツダム宣言のうちの主な内容であつて、現在の日本が経験してゐる多くの苦しみや、行ひつである。いろいろの改革は、いづれもこの宣言を受け入れたことから生ずる當然の結果である。われわれは日本のかうした現状をありのままに理解するとともに、れん合國との約束を重んじて、このポツダム宣言の要求することから忠實に實行しなければならぬ。さうして日本が戦争をする力を全く失ひ、その上、國民の自由な意思にしたがつて、平和的な、かつ責任ある政府ができるまで、聯合國軍は日本をせんりようしてゐるのであつて、このこともまたポツダム宣言に述べられてゐる。すな

はち、

後に説明するやうな軍國主義や極端な國家主義が取り除かれて、戦争をひき起すおそれがなくなり、國民が自ら自由に判断して最もよいと思ふ人々を選挙し、

その人々のうちから政府が組織せられ、

その政府が國民に對しても世界の國々に對しても責任をもつて、

ほんとうに平和を愛し、文化をたかめる方針で政治を行ふことになれば、

そのときに、れん合國軍は日本から引き上げ、日本は完全な獨立國家として、世界の國々と平等につき合つてゆけるのである。

二、どうしてこのやうな状態になつたのか

日本をこのやうな状態にさせた原因は何であらうか。またそれはだれの責任であらうか。もちろん戦争に負けたから、このやうな状態になつたのであるが、しかし、さかのぼつてこの戦争をひき起したことに原因があり、したがつて國民をこの戦争へと導いた指導者たちに責任があるのである。その人たちはほんとうに日本のために、また東亞のためにいことと考へて、やつたのかも知れないが、その考へ方にあやまりがあつて、こんなことになつたのである。今日軍人や政治家や財界人や思想家などのうちで、戦争責任者として、マツカーサー司令部から指名せられ、もしくは日本國民から非難せられてゐる人々は、かうしたあやまちをおかした人々である。

しかし指導者たちがあやまちをおかしたのは、日本の國家の制度や社會の組織にいろいろの缺點があり、さらに日本人の物の考へ方そのものに多くの弱點があるからである。國民全體がこの點を深く反省する必要がある、とくに教育者としてはこれをはつきりと知つておかななくてはならない。われわれは次にこれらの缺點、弱點をあげてみよう。

(一)日本はまだ十分に新しくなりきれず、舊いものがのこつてゐる。

一方では近代文化を取りいれて進歩した生活をしながら、他方には舊くからの、封建的といはれるやうな生活がのこつてゐる。例へば電燈やガスを使い、ラジオを聞いてゐながら、しうとめがよめを不當に苦しめたり、主人が女中を道具のやうに取り扱つたりする家もある。工場では機械の力によつて大仕掛の生産をしてゐるが、そこで働いてゐる工員たちまで機械のやうに使はれてゐることが多い。自動車走つてゐる道路の片隅で、手相をうならつてもらふ人もゐるのである。

このやうな事實は何を意味するのであらうか。日本國民は外から來る文化をすなはち取りいれる力、すなはち包容力をもつてゐる。また新しくふれたものに親しみそれと一つになる性質、すなはち同化性にすぐれてゐる。これは日本國民の長所であつて、古くはアジア大陸から、儒教・佛教・文字・織物や焼物の技術などを取り入れた。しかしそれらのほんとうの精神を理解するには長い年月が必要であつた。ましてそれらを自分のものとして生かすことは容易なことではなかつた。明治維新以來の日本は、西洋文化を急いで取りいれ、それによつて近代化した。けれどもそれは主として西洋文化の物質方面、もしくは外がはの形式を學んだのであつて、その根本の精神、またはその中にある實質はまだ十分に取りいれてゐないのである。例へば汽車や汽船や電氣器具を使ふことは學んでも、それらをつくりだしたところの科學的精神そのものは、まだ十分に發展させてゐない。憲法政治や議會制度の形式を取りいれても、それらの實質すなはち人の權利を尊重することや自由な意思による政治といふことは、まだ十分に實現されてゐない。

このやうに日本の近代化は中途半端であり、とくに近代精神の本質として後に述べるやうな諸點については、きはめて淺い理解しかもつてゐない。それにもかかはらず、すでに西洋文化と同じ高さに達したと思ひこみ、それどころか、精神方面においては、東洋人の精神、とくに日本人の精神の方がすぐれてゐると思ふ人々すらあつた。かうした誤つた考へをもつた人々が國民の指導者となつて、西洋の文化を輕んじ、その力を低く見て、戦争をひき起し、國民もこれにあざむかれて戦ひ、ついに敗れたのである。そこに日本の弱點があり、國民の大きなあやまちがあつた。われわれは日本國民の長所である包容力、同化性をもつとよくはたらかせて、西洋文化をその根本から實質的に十分取りいれ、それを自分のものとして生かすやうにとめなくてはならない。このことは、後に「科學的水準及び哲學的・宗教的教養の向上」の章でさらには

しく説くであらう。

日本國民は人間性・人格・個性を十分に尊重しない。

ここに三つの言葉——たがひに關係が深く、また、にておながら、少しづつ意味がちがひ、使ひ方も區別されるべき言葉——を出した。後にもたびたび出てくるこれらの言葉の意味をあらかじめ簡単に説明しておかう。

○人間性といふのは、人間が本來もつてゐる性質・能力・要求といふやうなものである。人間は他の動物と同じく肉體をもち物質にたよつて生きてゐる。そして物を食べたり子供を生んだりするやうな本能、みたりきいたりする感覺、憎んだり恐れたり喜んだりする感情などをそなへてゐる。しかしただそれらをもつて動物のやうに暮してゐるのではなく、人間に特有の自由意思によつて、その生活が道理にかなふやうに、正しく善くあるやうに、美しく心地よくあるやうに、信心深くつつましやかであるやうにと願ひ、かつ努力する。そこに學問・道徳・藝術・宗教などの文化がつくり出される。かうしたはたらきが人間性であつて、それらをおさへずゆがめずのばすところに人生の目的がある。

○人格といふのは、人間の人間たる資格、ねうちといふ意味であつて、それは人間性として、そなはつてゐるいろいろのはたらきを、自由な意思をもつて統一してはたらかせるところに成立する。機械やどれいのやうに、自由な意思がなく、他から動されてはたらくものには人格は認められない。またいろいろなはたらきがたがひに分れつしたりむじゆんしたりして統一がないものは人格もないのである。人間は人格としてたがひに尊重されるべきであつて、機械やどれいのやうに單なる手段として取り扱はれてはならない。

○個性といふのは、人間の一人々々の獨特の性質といふ意味である。すべての人が共通に人間性をそなへてをり、まただれでも人格として、平等に尊重せられねばならぬけれども、人間性は各人によつてあらはれかたがちがつてをり、したがつて各人は他の人と區別されるべき特色をもつてゐる。これが個性である。例へばある人は美しいものを求め美しいものをつくり出す力がすぐれてゐて、美術家の個性をあらはし、他の人は青少年に對する愛情とかれらを指導する能力とがすぐれてゐて教育者の個性をあらはす。人間は各々の個性にしたがつて人間性をのばし、人格をはたかせ、人類文化のためにつくすのである。

さてこれまでの日本國民には、このやうな人間性・人格・個性を尊重することが缺けてゐた。例へば封建時代において、將軍とそれに治められてゐる藩主、藩主とそれに仕へる家來としての武士、武士とその下にゐる百姓町人、といふやうに、上から下への關係がきびしく守られてゐた。そして上の者は下の者を自分につごうのよい手段として使ひ、下の者は自分の自由をおさへて上の者に仕へた。そこでは下の者は人間性を十分にのばすことができず、また人格を尊重せられず、個性を認められることも少なかつた。このやうな封建的な關係は近代の社會にもこのつてゐる。例へば役人と民衆、地主と小作人、資本家と勤勞者との關係が主人と召使のやうに考へられ、大多數の國民は召使と同様に人間性をそなへゆがめられ、人格を輕んじられ、個性を無視されることが多いのである。

教育においても教師と生徒との間に封建的な關係があると、教師は自分の思ふままに一定のかたにはめて生徒を教育しようとし、そこに生徒の人間性がゆがめられる。また教師が自分の名譽や利益のために生徒を手段として取り扱ふことにより生徒の人格を傷つけることが多い。さらに生徒の個性を無視して畫一的な教育を行ふので、生徒の一人々々の力が十分にのばされないのである。

右に述べたやうに、社會生活においても、教育においても、人間性・人格・個性が十分に重んぜられなかつたことは、日本の大きな弱點であつた。そしてこの弱點が軍國主義者や極端な國家主義者に利用せられたところに、戦争の起つた原因もあり、敗戦の原因もあるものであつて、この點は後の章でさらに詳しく論ずるであらう。

日本國民は、ひはん的精神にとほしく權威にもう従しやすい。上の者が下の者を愛してよく指導し、下の者が上の者を尊敬してよく奉仕することは、日本國民の長所であり、忠義や孝行の美德はここに成り立つ。しかしこれは自由な意思にもとづき、自ら進んでなされるのでなければならぬ。上の者が權威をもつて服従を強制し、下の者がひはんの力を缺いてわけもわからずにしたがふならば、それは封建的惡徳となる。事實上、日本國民は長い間の封建制度にわさはひせられて、「長いものには巻かれよ」といふ屈從的態度に慣らされてきた。いはゆる「官尊民卑」の風がゆきわたり、役人はえらいもの、民

業はおろかなものと考へられるやうになつた。政府は、憲法に保障されてゐるにもかかはらず、言論や思想の自由その他人間の大切な権利を無視して、秘密警察や、ごうもんを用ひ、國民は政治をひはんする力を失ひ、「お上」の命令には文句なしにしたがふやうになつた。しかもそれは自由な意思による、心からの服従ではないので、裏面では政府を非難し、自分ひとりの利益を追ひ求めるものが多い。このやうな態度があつたればこそ、無意味な戦争の起るのを防ぐことができず、また戦争が起つても政府と國民との眞の協力並びに國民全體の團結ができなかつたのである。

教育においても、教師が教へるところに生徒が無ひはん的にしたがふのではなく、生徒が自ら考へ自ら判断し、自由な意思をもつて自ら眞實と信ずる道を進むやうにしつけることが大切である。このやうにしてはじめて、後に述べる「民主主義のつ底」も「公民教育の振興」もできるのである。

日本國民は合理的の精神にとほしく科學的の水準が低い。ひはん的精神に缺け、權威にもう従しやうい國民にあつては、物事を道理に合せて考へる力、すなはち合理的の精神がとほしく、したがつて科學的なたらきが弱い。日本人のうちには少數のすぐれた科學者もあるが、國民一般としては科學の程度がまだ低い。例へばこれまでの國史の教科書には、神が國土や山川草木を生んだとか、をろちの尾から劍が出たとか、神風が吹いて敵軍を滅ぼしたとかの神話や傳説が、あだかも歴史的事實であるかのやうに記されてゐたのに、生徒はそれを疑ふことなく、その眞相やその意味をきはめようとしなかつた。このやうにして教育せられた國民は、竹やりをもつて近代兵器に立ち向かうとしたり、門の柱にばくだんよけの護り札をはつたり、神風による最後の勝利を信じたりしたのである。また社會生活を合理化する力がとほしいために、傳統的な、かつ根のない信仰に支へられた制度や慣習がのこつてゐる。いろいろな尺度が混用されたり、むつかしい漢字が使はれたりするのも、同じ原因にもとづく。そしてこれらの不合理な重荷がますます國民の科學的精神をおさへつけてゐるのである。

軍國主義や極端な國家主義は日本國民のかうした弱點につけこんで行はれたものであり、「民主主義のつ底」や「平和的文化國家の建設」は合理的の精神をのばすことによつてはじめて成しとげられる。われわれは後に「科學的の水準の向上」及び「科學的の普及」の章において、この問題をさらにはしく取り扱ふであらう。

四 日本國民はひとりよがり、おほらかな態度が少い。

封建的な心持をすてきれぬ人は、自分より上の人に對しては、無ひはん的にもう従しながら、下の者に對しては、ひとりよがりの、いばつた態度でのぞむのが常である。そしてひとりよがりの人は、自分とちがつた意見や信仰を受けいれることもよいとひとりよがめをして、それに反對する人々をあつぱくした。政府の方針を支持する學者たちは、自分たちの學説だけに正しいものときめて、他の學説をしりぞけた。神道を信ずる人々の中にはキリスト教を國家に害のある宗教であるかのやうに非難する者もあつた。

かうしたひとりよがりの態度は、やがて日本國民全體としての不當な優越感ともなつた。天皇を現人神あらひとがみとして他の國々の元首よりもすぐれたものと信じ、日本民族は神の生んだ特別な民族と考へ、日本の國土は神の生んだものであるから、決して滅びないと、ほこつたのがこの國民的優越感である。そしてつひには「八紘爲宇はつしゅうゐう」といふ美しい言葉のもとに、日本の支配を他の諸國民の上にも及ぼさうとしたのである。

およそ民族として自信を抱き、國民として祖國を愛するのは、自然の人情であつて、少しもとがむべきことではない。しかしそのために他の民族を輕んじたり、他の國民を自分にしたがはせようとするのは、正しいことではない。日本國民はかうした態度のためにかへつて世界の同情を失ひ、國際的にひとりぼつちになつた。これが戦争の原因でもあり敗戦の原因でもあつたのである。

これからの教育においては、個人としても國民としても、ひとりよがりの心持をすて、他の人々や他國の國民を尊敬し、自分と立場のちがふ者の意見や信仰をおほらかに取りいれる態度を養ふことが必要である。われわれはこの點を「軍國主義及び極端な國家主義の除去」、「民主主義のつ底」、「平和的文化國家の建設」等においてとくに力説するであらう。

三、これからどうしたらよいか

以上にわれわれは日本國民の生活や思想について、いろいろの弱點を述べてきた。日本を今日の状態に至らしめた直接の原因は、最近に國民を指導してきた人々、すなはち戦争責任者としてれん合國からも日本國民からも追究せられつつある人々のあやまちにあるのであるが、しかしこれらの人々があやまちをおかしたのは、日本國民全體にこのやうな弱點があるからである。この意味において戦争の責任は國民全體が負ふべきであり、國民は世界に向つて深くその罪を謝するに
 ければならない。

罪を謝するといふことは、ただ後悔して引きさがつてしまつたり、れん合國軍からの要求を、受け身になつて、仕方なしに行ふといふやうな、消極的な態度ですまされるものではない。むしろ自ら進んで、積極的な態度をもつて、ポツダム宣言をはじめ、れん合國軍から發せられた多くの指令を實行し、それによつて新しい日本を建設することになればならない。敗戦といふ事實は、われわれにとつてまことに悲しいことであるが、しかしそれを機會として、これまでの弱點を除き、あやまちを改めて、新しい日本の建設に出發するならば、悲しみを喜びに轉ずることができる。これが今後の日本國民のなすべき仕事である。

新しい日本の建設のために、教育者の任務はとくに大きい。日本國民における弱點が長い間にできたものであるだけに、それを改めるためには長い年月を必要とする。しかもそれは國民の生活態度や物の考へ方の根本に關係する仕事である。とくに國民のうちの青少年たちに、新しい生活、新しい考へ方を育ててゆくことが、新しい日本をつくるのに最もききめのある道である。これがまさに教育にほかならない。マツカイサー司令部が教育に關する大切な指令を發し、日本國民の再教育に積極的な指導と助力とをなしつつあるのも、このゆゑである。本書は以下の各章において、これらの指令と關係を保ちながら、新しい日本の建設について何が根本的な問題であり、何が教育上とくに力をそそぐべき重點であるかを論じてゆく。しかしこれらのことからをほんとうに實行し實現するのは、職場で實際にはたらいてゐる教育者である。新しい日本の建設が成るか成らないかは、全く教育者の責任であるといつても言ひ過ぎではない。かうした心持から、われわれは以下の諸問題を全國の教育者とともに考へてゆかう。(研究協議題目卷末参照)

第二章 軍國主義及び極端な國家主義の除去

一、軍國主義とはどういふことであるか

新しい日本を建設するためには、先づそのさまたげになるものを取り除かなくてはならない。その中で、とくに主なものは軍國主義及び極端な國家主義の二つである。

軍國主義とはどういふことであるか。それは國家が戦争を豫想して軍備に最も多くの力をそそぎ、それを中心として國內の體制をととのへ、他國に對しても戦争といふ手段によつて自國の主張を貫かうとすることである。しかし軍國主義の意味を具體的に理解するためには、軍國主義の國家がどのやうな特色をそなへてゐるかを考へてみる必要がある。

(一) 軍國主義の國家は戦争を豫想して軍備に最も多くの力をそそぐ。

新しい憲法の草案では戦争を禁止し、陸海空軍の戦力をもつことを許さないことになつてゐるが、これまで一般には軍備の必要が認められてゐた。すなはち、およそ獨立國としては、内に國民生活の安全とちつ序とを保ち、外に他國からの不當軍備に満足せず、進んで他國をおかすために必要なほどの大きな軍備をもたうとするのが常である。戦前の日本のやうに、男子がすべて兵役の義務を負ひ、國內にも大陸にもたくさん常備軍をおき、軍事豫算が他の部門の豫算にくらべて最も大きな割合をしめてゐたことなどはこの例である。

(二) 軍國主義の國家においては、かつての日本がその一つであつたやうに、軍人が社會的にすぐれた地位をしめ、政治上の實権をもにぎる。

すなはち軍人は國民一般から尊敬せられ、功績によつて一生の間、年金を給せられ、戦死すれば神としてまつられるといふやうに、他の職業の人々よりも多くの特權を認められる。また軍の主な人々は、單に陸海軍の大臣となるばかりでなく、

他の各省の大員ともなり、總理大臣ともなつて政治をつかさどることが出来る。したがつて國民は軍人となつて名譽と利益の望みをみたさうとする。兒童は軍人の制服やくん章にあこがれ、青年は陸海軍の學校に入學を志願し、親や教師もそれをすすめる。これらのことは最近の日本において、われわれがよくその例を見たところである。

(三) 軍國主義の國家においては、經濟が軍備と結びつき、財ばつが戦争と結びつきやすい。

近代戦は經濟戦でもあり、生産・輸送・配給などが戦力の大きな要素をなしてゐる。だから國家が軍國主義的になつて軍備に力をそぐやうになると、例へば織物工場が航空機工場となり、食品工場が軍用藥品をつくるといふやうに、平和の時の品物をつくる産業が戦争に必要なものをつくる産業にかはつて、國民の日常生活に必要な物資はいちじるしく不足してくる。汽車や汽船は旅客を運ぶよりも軍隊や兵器などを運ぶことにせはしくなつて、國民の旅は制限せられる。とばしい食料よりや衣料すら軍隊の方に多く供給しなければならぬので、國民への配給はますます少くなる。

一方、軍事上の目的を達するためには、大仕掛の、しかも急いだ經濟活動が必要であり、そのためにはゆる財ばつが利用せられやすい。財ばつといふのは、「何々家」とか「何々系」とか呼ばれるやうな一家親族その他親しい關係にある少數の仲間が、大きな資本と、工場や機械などの設備と、銀行や信託會社などの金ゆう機關とをもつて、大事業を經營してゐるものである。軍國主義の國家においては、政府がかうした財ばつに大仕掛の生産をまかせたり、國さいをまとめてたくさん買はせたりする。また一般國民から納税や貯金や國さいを集めた金を、財ばつの經營する事業のたすけにつかふこともある。さらにわづかな資本による小さな事業も、政府の命令によつて、結局は財ばつの大事業と直接、または間接のつながりをもつやうに統制せられる。そして國民の勞働力も、勤め先の統制や、賃銀の統制によつて、少い給料で軍事的な仕事に利用せられる。

他方、財ばつもまた公正な經濟的競争によるよりも、國家が戦争によつて原料の出る土地を取つてくれたり、生産品の賣れ先をひろめてくれたり、その他いま述べたやうな自分につごうのよい政治を行つてくれるので、軍國主義をありがたく思ふやうになる。財ばつが軍の主な人々と結びついたり、戦争の起るのを希望したりするやうになりやすいのはこのためである。

(四) 軍國主義の國家においては、文化が戦争を目的として統制せられ、言論・思想があつばくせられる。

他國をおかす戦争を認める神話や哲學、新兵器の發明を目ざす科學、戦意をたかめ敵が心をそるための映畫やしばりや音楽、武運長久・敵國降伏を祈る宗教、これが軍國主義國家の文化である。したがつて戦争に直接役立たない文化は輕んぜられおさへられ、もしくは戦争に役立つ形にゆがめられる。まして戦争に反対したり、軍國主義をひはんしたりする思想や言論があつばくせられ、これを唱へる人々は職を追はれ、またはとらへられる。この場合に、上に立つ人々に封建的な心持がのこつてゐて、民衆の人間性・人格・個性を尊重せぬ風があり、民衆にひはん的精神がとばしくわけもわからずにしたがふ態度があると、軍國主義はその弱點を利用して、ますます統制やあつばくを行ふのである。日本にかうした弱點があつたことはすでに述べたところである。

(五) 軍國主義の國家は、國際問題を戦争によつて解決しようとする。

すなはち國と國との間に利害がぶつかつて問題が起ると、これを國際法規にしたがひ平和的な相談によつて解決しようと思はず、戦争によつて解決しようとする。もともと軍國主義の國家は戦争を豫想して軍備をととのへ、國民を戦争につごうのよいやうに組織し教育しておくのであるから、何かめんどろな問題が起ると、戦争によつて自分の思ふことを押し通さうとするのが自然の傾きである。ナチスのドイツは武力でおびやかして、チェッコやオーストリアをあはせ、戦争にうつたへて、ポーランドを征服しようとした。日本は滿洲事變前後から、支那との間にいろいろな問題で利害がぶつかつたのであるが、支那やその他の國々が國際れんめい規約や九ヶ國條約によつて平和的にこれを解決しようとしたのに、日本は武力によつてこれを解決しようとして、支那事變を起し、つひには太平洋戦争を起すに至つたのである。これは日本に軍國主義者が勢をしめてきたことを意味するのであつて、これについては、後に日本の軍國主義者のあやまちとして述べるであらう。

二、極端な國家主義とはどういふことであるか

軍國主義と結びついて日本を戦争にかり立てたのが極端な國家主義である。それは自分の國を愛することが行きすぎて、國家のためといふ名目のもとに、國民の一人々々の幸福をぎせいにし、また他の國々の立場をも無視する態度である。われ

われはこのことをさらに立ち入つて説明しよう。

(一) 極端な國家主義は、國家を何よりも大切なものと考へ、他のすべてを國家のためにぎせいにするところの「國家至上主義」である。

國家は社會の最も完全な形であり、人間は國家の一員として最もちつ序ある協同生活を営むことができる。そして祖國を愛することは人間の自然の情であり、祖國のために力をつくすことは一つの高い道徳である。

しかしながら國家のために人間があるのではなくて、人間のためにこそ國家があるのである。極端な國家主義は、このことを忘れて、國民の人間性、人格、個性を尊重しない。けれどもこれらを重んじて、おさへずゆがめずのばすところに人生の目的があるのである。またそのやうな人間性を自由な意思をもつて統一してはたらかせるところの人格こそ、人間の人間たる資格であり、ねうちであつて、この人格を無視して機械やどれいのやうに使ふことはよくない。さらに各個人は、他の個人と區別せられる独自の特色、すなはち個性をもつてをり、それぞれ個性をはたらかせてたがひに助け合ひつゞ豊かな高い人格を築いてゆくとともに人生の幸福がある。しかるに極端な國家主義は、國家のためといつて、その實は指導者のかたよつた意見から國民の人間性をわるい方向（例へば戦争といふ方向）にゆがめてのばし、その他の方向に向かふことをおさへる。また國家のためといつて、國民の人格を無視し自由な意思やひはん的精神をおさへて、指導者にもう従せしめようとする。さらに私を滅して公のためにつくせといつて、國民の個性をかへりみず、すべてのものに畫一的なかたを押しつけようとする。要するに極端な國家主義は、個人よりも國家全體を重んじ、個人の自由や權利をぎせいにして全體のために奉仕することを要求する。この點から、かやうな國家は「全體主義國家」とも呼ばれる。支那事變以來の日本において、「新體制」とか「國民精神總動員」とか「大政翼賛」とかの名目のもとに、いかに人間性の圓滿な發達がおさへゆがめられ、人格の自由が無視せられ、個性があつてはくせられたかをわれわれはよく知つてゐる。學徒勤勞の例をみても、學徒の向學心や藝術的情操などはほとんどのばされず、自由な思考や判斷は許されずして、各人の個性に合はない仕事を一様に課せられる場合が多かつたのである。このやうにして國家のためにはたらかせるつもりであつても、その實は、各人が心のうちに不満

を感じ、ほんとうにその力をあらはすことができず、かへつて國家のために不利な結果となるのであつて、日本の敗戦はこの事實を證明するものである。

(二) 極端な國家主義は國民に高ぶつた心持をいだかせ、國際親善を害する。

およそ國家は世界における國家であつて、他の國々と外交關係を結び、通商交易を行ひ、またたがひにその文化の長所を學び短所を補ふことによつて、ともに榮えてゆくのである。國際關係からはなれた國家がどんなにみじめであるかは、われわれは今日の日本について、身にしみて感じてゐるところである。しかるに極端な國家主義は自分の國だけがかりつばな國であると思ひ、自分の國の思想や文化を最もすぐれたものとしてほこる。この點においてそれは「國すの主義」とも呼ばれる。そしてつひには、自分の國の政策を他の國々にも及ぼし、他の國々を支配することがよいことであるとまで考へるやうになる。日本においては神道の教へる「神國」といふ思想が、このやうな高ぶつた心持をふくんでゐたのであるが、最近に極端な國家主義が勢を得てくるにつれて、この心持がますます強くなり、いはゆる神がかりが國民の間にゆきわたつてきた。すなはち日本の天皇は——御みづから神性を否定せられたにもかかはらず、これまでの國民は——「現人神」と信じ他國の元首に優つてゐると考へた。また日本の國民も神が生んだものであり、日本の軍隊は「神兵」であつて、他の國民を導いたり救つたりするものであり、日本の國土も神が生んだ「神州」であつて永久に滅びることはない、といふやうに説かれ、つひに「八紘爲宇」の言葉の如く、日本の指導のもとに全世界が一家のやうになることが人類の理想であると教へられるに至つた。かうした高ぶつた心が戦争をひき起し、また敗戦を招いた原因である。極端な國家主義が、かへつて國家のわざはひとなることはこの事實によつても證明されるのである。

三、日本の軍國主義及び極端な國家主義は、どのやうにして

起り、どんなあやまちをおかしたか

序論に述べたやうに、日本の社會は古代から近代まで一貫して、つねに縦の關係、すなはち上の者と下の者、主人と従

者、貴族と民衆といふやうな關係に組み立てられてゐた。古くは物部氏とか蘇我氏とか中臣氏とかの氏族が、その一族の長たる「氏の上」にひきまわられて、皇室に仕へた。そしてこれらのうちでとくに勢の盛んな氏族は、例へば藤原氏のやうに、その子孫が重要な地位をしめて政治上の實権をにぎり、生活においても教養においても一般民衆より高い水準を保つて、貴族階級をつくるに至つた。かうした貴族政治時代の日本は、軍國主義でも極端な國家主義でもなくて、むしろ後に述べるやうな平和的文化國家の特色を帯びてゐたのであるが、しかしその文化を貴族といふ特別の權利をもつた階級がひとりじめにして、民衆が無知未開の状態におかれたことは、封建的な傾向といはねばならぬ。

そのうちに貴族の政治がゆるんで、社會のちつ序がみだれてくると、地方の實力あるものが、武力をもつて亂をしづめ、ちつ序を立てた。そこに武士といふ新しい階級ができ、政權と武力とをあはせそなへて、百姓・町人・職人などの民衆を支配したのである。

やがて幕府時代になると、武士のかしらたる將軍、その配下に立つ諸藩の藩主、またその藩主に仕へる家來といふやうに、武士階級の内部においても、上下、主従の關係が成り立つた。この關係は百姓や町人や職人の社會にも行はれて、地主と小作人、親分と子分、親方と徒弟、主人と召使といふやうな間柄ができた。かやうにして國民全體がいはゆる封建的な仕組に組み立てられたのである。

かうした組み立てをもつた日本は、必ずしも軍國主義や極端な國家主義ではなかつたが、しかしそれらの主義がそこから發生しやすい温床となつた。すなはち、武士が高い地位をしめて政治をもつかさどつたこと、民衆がその下にあつて權利も自由も人格も個性も十分には尊重されなかつたこと、さらに武士の間でも民衆の間でも、上の者が權威をもつて支配し、下の者が己れをおさへてもう従したことなどは、いはゆる封建的な特色であつて、軍國主義及び極端な國家主義が利用しやすい社會組織と國民性がそこにつくられたのである。

明治維新によつて政治及び軍事の權能は形の上では天皇に歸した。しかしこの王政復古に功績のあつた藩の人々が實際上の政權をにぎつて、そこにいはゆる藩はつ政治が行はれた。また階級としての武士はなくなつて、男子はすべて兵役の義務

を負ふこととなつたが、軍の主な地位には、やはり特定の藩の出身者が多くついて、自分たちの親しい仲間で勢ひをしめ、そこにいはゆる軍はつを生じた。また新しい制度によつて役人となつた人々は、權威をもつて民衆にのぞみ、ひとりよがりの態度でいばるところの官りようとなり、民衆は己れを低くして官りようの指圖にしたがひ、そこに「官尊民卑」の風を生じた。さらにもとの藩主及び新しい日本に功績のあつた人々は華族の地位に列せられ、その子孫まで特權をうけつぐことになつて、そこに新しい貴族階級ができた。

これらの事實は明治維新による日本の近代化がまだ不てつ底であつて、封建的な特色がのこつたことを意味する。それゆゑに、西洋から近代思想が取りいれられて、憲法がつくられたり、議會が開かれたりしても、そこにはまだ民衆の自由や權利は十分には重んぜられなかつた。例へば宣戰とか講和とか條約とかのやうに國民生活に關係の深い大切な事柄が、議會の協賛を要せず、天皇の大權として行はれ、また軍事上のこととは他の政治とは獨立にとりおこなはれることになつてゐた。だから、もし軍はつとが官りようとかいはれる人々が、この制度を悪用すれば、國民の自由や權利をあつぱくすることもできるやうになつてゐたのである。

このやうに近代化の不てつ底にもかかはらず、國民は早く西洋の近代國家に追いつき、條約の改正その他によつて、これら諸國と同等のつきあひができるやうなることを希望した。そのために「富國強兵」といふ標語のもとに、産業や通商を盛んにして國の富を増し、軍備をととのへて外國のあなどりを受けぬやうにすることを當面の目標として努力した。

かうして國の力が加はり人口も増し工けると、おのづから外に發展する傾向もあらはれ、日本は清國やロシアと、朝鮮や滿洲などで利害がぶつかるやうになつた。日清・日露の兩戰役はこのやうな事情から起つたのである。これに辛うじて勝利を得た日本國民は、大いに自信を強くし、世界の一等國の仲間に入つたといふほこりを感じた。そして戰爭の苦しみを忘れ、その結果に喜び、戰爭こそ國運發展のほとんだた一つの原因であるかのやうな考へすらいだくに至つた。またこの兩戰役を通じて、大きな資本による近代産業が起り、國家もこれに助力したので、産業界の實権をにぎつてゐる財はつが大いに勢力を得てきた。さらに戰爭は當然に軍備の擴張をもたらし軍人の地位を高めるので、軍の主な地位をしめる軍はつがますます

ます勢を増して行つた。かやうにして日本は次第に軍國主義的傾向を帯びるやうになつたのである。

第一次世界大戦に、日本はわづかのぎせいをもつて戦勝國としての利益を興へられ、またこの戦争中にアジア大陸や南方に大きな市場を得て、資本主義経済は大いに發展し、多數の勤勞階級も生じて、勞働問題や社會問題も起つてきた。そこに民主主義の思想やマルクス主義の思想が取り入れられて、舊い社會に混亂も生じた。

さらに第一次大戦後、平和を求める空氣が世界にゆきわたり、大國の間に軍備縮少會議が開かれたので、日本もこれに參加し、陸軍の師團を減じたり、軍艦のトン數を制限したりして、多數の將校を退職させた。これによつて軍人の勢力はおとろへ、國民の關心は平和と文化に向けられたのであるが、このことは軍の一部に大きな不平不満を生ぜしめた。

そのころ同時に政と政治の發展につれてそのわるい點もあらはれ、政と政治が國民の利害よりも政と政治自身の利害を主として行動することから、國民の信頼を失つた。また世界全體が不景氣になつて日本の經濟界にもひどい不景氣がおとづれ、多數の失業者を生じて、民衆は大へんに心配し困つてきた。これに乗じて左翼運動はますます盛んになり、勞働爭議や危険な直接行動も行はれて、生産は低下し、ちつ序は混亂した。

このやうな幾多の困難な事情によつて、國民の歩調がそろはず、國家の前途もあやぶまれるほどであつたので、滿洲や支那における日本人の勢も振はず、そこにも不満な感情がもつてきた。滿洲事變はこのやうな背景のもとに、滿洲における日本の軍人や國すむ右翼的な人々によつて起されたのであつて、日本の軍國主義及び極端な國家主義は、ここに明らかに出発點を見ることが出来る。すなはちこの事變をきっかけとして、これまでおさへられてゐた軍人の勢力が再び盛り上り、この機會に國內の改革をも行はうとする青年將校の仲間も出てきた。またこの事變をめぐつて日本と諸外國とが對立したので、日本は諸外國の一致した反對をおしのけて國際れんめいを脱退した。このころから軍國主義と極端な國家主義とを奉ずる軍人の一部及び右翼的分子が、政と政治、財と財、特權階級を打ちたほして政治を改革し國運を切り開かうとして、五・一五事件、二・二六事件その他の直接行動を試みた。政府はこれらの運動をおさへ、軍自身も過激な分子を除いて反省の態度を示した。しかし軍の一部には——とくに滿洲事變に關係した人々のうちには——これらの革新運動の精神をうけつ

で、國內改革と大陸への進出とを強く主張する仲間があり、たがひに團結して新しい軍ばつをつくつた。そして戦争によつて國民の歩調を統一し、また國家の前途を切り開かうとして、支那事變を起し、しかも支那事變の進行は、やがて英米その他の諸國とぶつかることをも覺悟しなければならぬ情勢となつた。

かうした情勢のもとに、たくさんの右翼的な團體がつくられ、學者・思想家のうちからも、國すむ主義を主張し、外國文化をしりぞける人々があはれた。また役人の一部にもこの傾向に屬する仲間が勢力を得て、いはゆる新官りようとなり、さらに財と財のうちにもこの形勢を利用して資本主義の發展をくはだてる人々があはれた。このやうな軍ばつ・右翼團體・國すむ思想家・官りよう・財と財が最近の日本の指導者となつて、ここに軍國主義及び極端な國家主義が明らかに形づくられたのである。「國防國家」、「新體制」、「國民精神總動員」、「大政翼賛」などの標語のもとに行はれたすべての運動は、そのあらはれにほかならぬ。

教育においても「國體明徴」とか「教學刷新」とか「皇國の道に則る國民錬成」とかがさかんに説かれて、制度も教科書も方法もあらためられ、また教學局や國民精神文化研究所といふやうな機關がつくられたり、「國體の本義」、「臣民の道」、「國史概説」などの書物が出されたりした。これらは、日本國民がいつまでも西洋のまねをすることをやめて、自主的態度をもつて、國體を自覺し、國史を尊重し、國民性の長所を生かして、特色ある文化を發展させ、世界人類のためにつくさうとするものであるかぎり、正しい運動であつた。しかしながら、軍國主義者や極端な國家主義者は、この運動をあやまつた方向に導いた。すなはち、國民としての自覺や國民性の長所をあまり強くいひすぎても、もはや外國から何事をも學ぶ必要がないかのやうに説き、西洋諸國は東亞をうばひ取つたものであるからこれを追ひはらねばならぬと教へ、日本固有の精神をもつて大東亞諸民族を指導し支配することが、皇國の道を実現することであると主張した。

かやうにして、軍國主義者及び極端な國家主義者によつて誤り導かれた日本は、同じ主義のもとにヨーロッパやアフリカを支配しようとするドイツ及びイタリーと接近した。そして兩國との間に、はじめは共產主義を防ぐことを目的として防共協定を結び、やがて第三國との戦争にたがひに助けあふことを約束する同めい條約を結んだ。このやうな關係をつくつてお

いて、イギリス及びソヴェットがドイツ・イタリアと戦つてゐるすきにつけこんで、日本は大たんにも英米と戦を開いたのである。

一たび太平洋戦争が起ると、當然の必要とはいひながら、国民生活は極度に統制せられ、思想・言論のとりしまりはきびしくなつた。とくにはじめの間、うまくいつてゐた戦局が、だんだん不利になると、政府は國民をあざむいて真相をいつはり、ひはんや警告を試みる人々をあつぱくした。かくして國民の知らぬ間に戦局は最悪の状態におひつめられ、つひに力つきてポツダム宣言を受けいれ、れん合國の要求するままにまかせることになつたのである。

かやうなわけであるから、日本をして向ふ見ずの戦争をひき起させ、かつ、敗戦の苦しみにおちいらせたのは、主として滿洲事變頃から勢を得て日本を指導したところの軍ばつ・右翼團體・國する思想家・官りよう・財ばつ等の軍國主義者及び極端な國家主義者である。それらの人々は日本が榮えることを思ひ、また東亞のため世界のためを考へて、はたらいたつもりであつたらうが、その考へがせまく、その態度がひとりよがりであつて、世界の大事にそむき、國民の眞實の聲をもきかずに行動したために、つひに大きなあやまちをおかしたのである。しかしそれらの人々がかうしてあやまちをおかしたのは、日本の歴史を通じて、いはゆる封建的な社會組織や國民性がつくられてゐたからである。われわれはこの點を頭において、これからどうしたらよいかを考へてみなくてはならない。

四、軍國主義及び極端な國家主義を取り除くにはどうしたらよいか

これについてはすでにマツカーサー司令部の指令によつて、次のやうなことがらが行はれつつある。すなはち、
(一)まづこれまで日本の軍事や政治や經濟や思想・言論などの上で、指導的な地位をしめてゐた人々のうちから、軍國主義者及び極端な國家主義者を取り除くことである。司令部から戦争はん罪人として指名され、もしくは司令部の示した標準によつて日本政府の命令により公の職からやめさせられる人々がこれである。
(二)次には専門の軍人が國家の指導的地位について、國家からあつてもなされたりすることをやめることである。司令

部の指令によつて軍人が公の職から退けられたり、恩給その他の特權を停止されたり、靖國神社が國家と引きはなされたりしたのは、このためである。

(三)さらに自由主義者として軍國主義及び極端な國家主義に反対したためにとらへられたり、職を追はれたりした人々を解放し復職させることである。またかうしたあつぱくに用ひられた秘密警察機關(例へば憲兵や特高警察など)及び法規(例へば治安維持法の如きもの)をなくしなければならぬ。これらもすでに司令部の指令によつて實行せられてゐる。
(四)しかし、根本的に、かつ、將來にわたつて永久に、軍國主義及び極端な國家主義をなくするためには、國民の教育によらねばならない。司令部もこの點に眼をつけて、教育に関する次のやうな重要な指令を發した。

軍國主義及び極端な國家主義の思想をひろめることを禁止し、軍事教育の學科及び教練をやめること(附録第一、一 a (1))

この思想をやしなふためにつくられた教材を取り除くこと(附録第一、一 c (1))

この思想を自ら進んで説きひろめた教師及び教育關係の役人をやめさせること(附録第一、一 a (1))

自由主義的な、あるひは軍に反對する言論や行動のために、職をやめさせられた教師及び教育關係の役人を職に復せしめること(附録第一、一 b (2))

神道が再びこの思想の宣傳に利用せられることを防ぐために、それを國家から引きはなすこと(附録第三、一)

この思想を生徒の頭にそそぎこむために利用せられた修身・國史・地理の授業並びにこれらの學科に關係した法規をやめ、その教科書及び教師用参考書を取りあつめ、新たに發行することを禁ずること(附録第四、一 a b c)

これらの指令は、單に日本から再び戦争をする力を取り除くためであるばかりでなく、日本國民を教育しなほして、その生活を新しく建てなほし、永久平和及び民主主義の理想にもとづく新しい日本を建設することを助けるために發せられたものである。(附録第三、一)われわれは、これらの仕事を、司令部から命ぜられたから仕方なしにやるといふのではなく、日本を建てなほすためにわれわれ自らがなすべきつとめとして、進んでこれらをはたさねばならない。次にしかしながら一そう大切なことは國民の——とくに青少年の——日常生活にあらはれる態度や心持に立ち入つて、軍

國主義や極端な國家主義の芽生えになるやうなものを取り除き、平和的民主的方向の芽生えをのばすやうにすることである。すなはち、子供たちから戦争をこのむ心とか、軍人に對するあこがれとかを取り去らねばならぬ。「ぼくは軍人大好きよ、今に大きくなつたなら、くんしようさげて劍さげて、お馬に乗つて「ハイドウドウ」といふやうな、あどけない歌や遊びの中に軍國主義の芽生えがふくまれてゐるのである。

戦争に敗れたことをくやしがつて、かたきうちを考へさせるやうなこともあつてはならない。「會我兄弟」や「四十七士」のかたきうちの物語をこのむ日本國民には、他面において、「青の洞門」の物語のやうに、恩もあだも忘れて力をあはせる高い道徳心がある。「サルトカニ」の話にしても、サルがあやまり、カニがゆるしてやつたといふ結末によつて、平和を愛する心をのばすことができるのである。

わづかの言ひ争ひから、すぐに手を出してなぐるといふやうな習慣もやめさせねばならない。それは道理にうつたへて相手と和解するよりも、暴力によつて相手を屈服させようとするものであつて、かうした習慣から、つひに國際問題を戦争によつて解決しようとしたり、あるひは戦とうに關係のない人民に暴行を加へたり、ふりよをぎやくたいしたりすることにもなるのである。

何事につけても上からの命令にわけもわかずしたがふことなく、自ら考へ自ら判断して、最も正しいと信ずることを行ふといふやうな自主的態度を養はねばならない。

また各人がほんとうの力をのばし、自分の特色を生かして、りつばな人間となること、すなはち、個性を完成することが、同時に國家のためにも世界人類のためにもなるといふことを、よく理解させねばならない。

このやうにして日本國民の態度・心持をあらためさせることによつてこそ、軍國主義及び極端な國家主義は、根本的に、かつ、永久に取り除かれるのである。これらの點については、後の諸章、とくに「人間性・人格・個性の尊重」、「民主主義のつて底」、「平和的文化國家の建設と教育者の使命」等において、さらに論ずるであらう。(研究討議題目巻末参照)

第三章 人間性・人格・個性の尊重

一、人間性とはどのやうなものか、それを尊重するとはどういふ意味であるか

新しい日本の建設をさまたげる軍國主義及び極端な國家主義を取り除いて、そのかはりに何を新たに築くべきであらうか。先づ、正しい、しつかりした土臺がほしい。それは人間性を尊重することである。

人間性とはどのやうなものか。すでに序論で簡単に述べたが、ここではもう少し詳しく説明しよう。人間性とは人間の本性といふ意味であり、普通の人間ならばだれでもそなへてゐる性質・能力・欲望といつたやうなものである。人間は動物の一種であるから、肉體をもつてをり、物質を利用して生きてゐる。それで衣食住の欲望もあり、温かさや冷さや痛さなどを感じ、味やにほひや色や音などを知る感覚もあり、喜んだり悲しんだり怒つたりする感情もある。これらはたつきは生きてゆく上に缺くことのできぬものである。

しかし人間はただこのやうにして動物と同じ生活を送つてゐるのではない。むしろ人間は自由な意思をもつて、道理にかつた生活、正しく善い生活、美しく心地よい生活、信心深くつましやかな生活を送りたいと願ふ。いひかへれば眞理とか善とか美しさとか聖なるものとかいつたやうな、貴いものを求める精神がある。そしてこの精神によつて、さきに述べたやうな欲望や感覚や感情を統一し支配し調和させ、また物質をも利用して、そこに學問・道徳・藝術・宗教などの文化をつくり出す。例へば衣食住の欲望を、ただみだりにみたさうとしないで、適當な程度において、すなはち、節制を保つてみたり、また自分だけひとりじめをせずに、社會の人々と共に正しく分たうとするところに道徳が成り立つ。また、みたりきいたりする感覚を、知性と共に、道理にしたがつてはたらかせたり、調和的にはたらかせたりするところに、學問や藝術が成り立つ。

このやうにして、一方では動物と共通のはたらきをもちながら、他方では人間だけにそなはつた高い要求をもつて、動物的なはたらきを統一し支配し調和させて、文化をつくり出してゆくのが人間の人間たる本性すなはち人間性である。

かやうな人間性をおさへずゆがめずのばし訓練することが、人間性を尊重することである。それによつて人間は人間らしい生活をするのであつて、そこに人生の目的があり幸福がある。人間性を尊重することは、何か他の目的の手段として必要なのではなく、それ自身が目的であり、第一につとめねばならぬことである。

そのためには、何よりも先づ人間の生命を大切にしなければならぬ。生命をそまつにしたのでは、人間性はのばされなところか、なくなつてしまふ。軍國主義及び極端な國家主義が悪い點は、戦争によつて多數の生命を無用に失はせるところにある。一たび戦争が起つたからには、祖國のために自分の生命をささげて同胞の生命を救ふことは、人間性の一つのあらはれであり、高い道徳であるが、しかし戦争そのものを起さないやうにすることは、人間の一そう深い願ひであり、さらに高い道徳である。また戦局が不利になつた場合に、指導者が「一億玉砕」すなはち「一億の國民がみんな死ぬのだ」といふ標語をかかげたのは、國民の強い覺悟をうながすためには必要であつたかも知れないが、日本國民を一人残らず死なせることをほんとうに考へたとするならば、それは全く亂ぼうな考へ方といはねばならない。「特攻隊」の勇士たちも、軍人としてまことにりつばな行ひをしたのであるが、上に立つ人としては、かやうな戦法をとつたことについて深く責任を感じなければならぬ。戦とうに關係のない人民を殺したり、ふりよをぎやくたいしたりする戦争はんさいも、人間性を尊重せず、人間の生命を大切にしないことから起るのである。

人間の生命を大切にした上で、さらに人間性をのばすためには、自由を與へなくてはならない。人を故なくとらへたり、財産をうばつたり、また思想・言論・信仰をあつぱくしたり、集會・結社をさまたげたりするやうなことがあつては、「人間性はすなほにのばされない。これらの自由を與へられることは、實に人間が人間らしく生活するための根本條件であり、最も大切な權利である。軍國主義及び極端な國家主義がこの權利を尊重せず、人間性を悪い方向にゆがめて、よい方向をおさへたことについては、すでに述べたところである。マツカーサー司令部が日本教育制度管理政策に關する指令（附録第一、一

A(2)において、人間の最も大切な權利を重んずる思想に一致する事柄を教へまたその實行をすすめるやうに命じてゐるのば、教育における人間性の尊重を強調したものである。教育こそ、すべての人間をしてほんとうに人間らしく生活させるために、人間性をすなほにのばし訓練することにほからならない。教育者は、どんな貧しい子供でも、どんなにおろかな、ひねくれた子供でも、内に人間らしくなる可能性をそなへてゐることを信じ、それをのばし訓練することにとつとめなくてはならない。教育は愛の仕事であるといはれるのも、このやうに人間性をいたはりそだてることを意味するのである。

二、人格とはどういふものであるか、なぜ人格を平等に尊重しなければならないか

人間は、人間性としてそなはつてゐるいろいろの性質・能力・要求を、外からいたはりそだてられるといふだけでなく、内に自らの力によつて、すなはち、自由な意思と、したがつてまた責任とをもつて、これらのはたらきを統一し、くひちがひのないやうに、はたらかせることができる。これが人間の人間たる資格であつて、人格と呼ばれるものである。機械やどの人の責任ではなく、そのやうな人間には人格がない。また精神病者のやうに一方ですることが他方ですることとくひちがつてゐたり、今日いつたことが明日いふこととくひちがつてゐたりして、その思想や行動に統一がない人間は人格がない。普通の人間であらば、だれでも人格をそなへてゐるのであつて、さきに人間の權利の尊重せらるべきことを説いたのも、すべての人間に人格を認め、そのはたらきを保障するためである。

人格を認められないことは、あなどりはづかしめられることであり、最もいきどほるべきことである。「ひとをばかにしてゐる。」とか「ひとをひととも思はない」とかいつていきどほるのは、人格を認められないときに當然起る感情である。自由な意思と責任とをもつて統一あるはたらきをするといふ點においては、いやしくも普通の人間であるかぎり、だれでも差別はない。ここに人格の平等性がある。人間には實際において、身體上にも精神上にも、すぐれた人とおとつた人とが

あり、また社會には分業が行はれて、各人の仕事や地位に相違がある。けれども人格として認められねばならぬ點においては、すべての人が平等でなければならぬ。例へば學校には校長もあり訓導もあり助教もあり小使もある。しかしこれらすべての人々が自分の役割を自覺し、自由な意思と責任をもつて、あやまりなくその任務をつくすことにおいて、いづれも平等の人格である。

正しい社會は、かやうに平等の権利をもつた人々の、分業と協同とによつて成り立つのである。封建的な社會では、分業と協同とはあつても、人間として平等の権利が認められず、下の者が上の者に動かされて、いやいやながら何かをさせられたところに、その缺點があつた。軍國主義や極端な國家主義の國家においては、指導者が國民の人格を十分に尊重せず、機械やどれいのやうにこれをはたかせようとするので、ここでは自由と責任とをもつた心からの協力が行はれないのである。またこのやうな國家の指導者が、ひとりよがりでおほらかな態度を缺くのも、國民の人格を平等に認めず、自分に反対する人々をも人格として尊敬する心がないからである。後に述べるやうに、民主主義の國家においては、人格の尊重をもととして、國民に自由を與へ責任を負はせ、心からの協力を求めるのである。國家のためといつて個々の人格を無視するとき、かへつて國家は滅亡の危機におちいり、人格を尊重してその完全なはたらきを保障するところに國家は榮えてゆくことを、われわれは日本の敗戦によつて痛切に知ることができた。

教育においては、生徒を人格として育てなければならぬ。ごく幼い子供にはまだ眞の自由も責任もなく、思想や行動の統一も不十分であるから、完全な人格を認めるわけにはゆかず、親や教師が外から強いて何かをさせる場合が多い。しかしこのやうな時期でも、相手が人間であることを忘れず、そこに人格の芽生えがふくまれてゐることを見て、それをのびし訓練することが必要である。すなはち、子供ながらも、できるだけ自ら考へ自ら判断して行動し、自ら責任を負つてその役目を果たし、しかも他の人々と協同してやつてゆくやうに教へしつけて、一步々人格を完成するやうにそだててゆくのが教育の仕事である。

三、個性とは何を意味するか、個性の完成と社會のちつ序と

はどのやうな關係にあるか

人格の平等といふことは、すべての人間が同じだといふ意味ではない。むしろ人間は一人々々ちがつてをり、全く同じ人間といふものは決してない。だからこそ各人は他の人と取りかへることのできないねうちをもつてゐるのである。このやうに人間が各々その人自身の性質をもつてゐることに眼をつけて、その性質を個性と呼ぶ。いひかへれば、すべての人間は人間性をもつてゐるが、その人間性のあらはれ方が、人によつてちがふところに個性が成り立つのである。例へば

すべての人間は感情をもつてゐるが、ある人は物事を明るく喜ばしく感ずる性質があつて、ほがらかな樂天的な個性をあらはし、他の人は暗く悲しく感ずる性質があつて、おもくしい悲觀的な個性をあらはす。またすべての人間は眞・善・美、聖を求める精神をもつてゐるが、ある人は眞理を求める精神が強く、學者的な個性をもち、他の人は美を見出したりつくり出したりする精神がとくに強くて、美術家的な個性をもつてゐる。

このやうに人々がそれぞれ自分に獨特の、すなはち、他の人と區別されるところの個性をもつてゐることは、きはめて意味の深いことである。すなはちそのために自分の長所をもつて他人の短所を補ひ、他人の長所をもつて自分の短所を補ふことができるのであつて、社會生活における分業と協同とはそこに成り立つのである。國家も國民の各々が個性をあらはすことによつて、ゆたかな文化をもつことができる。軍國主義のやうに、國民をすべて戦争に役立つ人間にしようとするならば、學者や藝術家の個性はおさへられたりゆがめられたりして、その國家は眞の學問もなく藝術もない貧弱な低級な國家となるであらう。極端な國家主義もまた國民の個性を無視して、すべての人々に政府が統制した思想や感情をもたせようとする。そこでは國民各自が自由な考へ方を失ひ、自分の特色に合はぬ仕事を強ひられる。かうして國民生活は貧しく味のないものとなり、國家のほんとうの力が弱くなるのである。

教育においても、軍事教練や集團勤務や各種の團體的訓練が行はれて、學徒の個性はほとんどかへりみられず、みんなが

同じかたにはめられ、同じ歩調をとられ、同じ仕事や動作をさせられた。それによつて生徒の力は十分にのばされず、かへつて国力も貧弱になつたことは、敗戦の事實が證明してゐる。

これからの教育は、各人の個性を完成することを第一の目標としなければならぬ。それは正しい意味での個人主義である。軍國主義者や極端な國家主義者は、個人主義を利己主義と混同して、全體主義の立場から個人主義を非難し、個性をおさへゆがめたのであるが、そのやうな全體主義こそ、かへつて指導者の利己主義や國家の利己主義にほかならなかつた。

個性の完成が社會のちつ序をみだし、全體の團結をくずすやうに考へるのは、個性の完成といふことのほんとうの意味を知らないからである。個性を完成するといふのは、ひとりぼつちのわがまま勝手な人間をつくることではない。かへつて個性とは社會の一員としての人間が、その地位において、その役割をはたすために必要な性質を意味する。だから個性を完成することは、當然その人が社會におけるその人の役割を完全にはたすことになるのである。例へばある訓導がその個性を完成するならば、その人は、校長に對しても、仲間の訓導に對しても、生徒に對しても、小使に對しても、自分のなすべき仕事を完全になし、學校といふ社會のちつ序の中で自分の責任をはたす人である。ひとりぼつちの利己的な個人は個性を完成しないところの不完全な個人である。

日本には、國家や家があつても社會がないといはれる。それは日本人が國家に對して忠實であり、家族のよき一員であるが、大ぜいの人のなかや、旅先において、公德心を缺き、責任觀念が弱く、規律や協同の訓練がないといふことを意味する。それはつまり各々の個人が不完全だからである。國民の一人々々がほんとうにその個性を完成してゐるならば、社會においてちつ序を守り責任をはたすことも、當然その完成された個性にそなはつた性質としてふくまれてゐるはずである。

かうした意味において完成された個性でなければ、よい國民でもなく、よい家族でもない。どれいどのやうに仕方なしに國のため家のために奉仕するといふのではなく、國や家における自分の地位や他の人々との關係を自覺し、進んで自分の役割をはたすところのりつばな國民、りつばな家族は、個性の完成によつてはじめてできるのである。だから教育において、國家のためとか家のためとかを口實として、生徒の個性をおさへたりゆがめたりすることは、かへつて國家や家のためにもな

らない。新しい日本の教育においては、一人々々の個性を完成することによつて、おのづからに社會人としての資格をもそなへさせ、それがまたほんたうに世界及び國家の平和、家族及び個人の幸福をもたらすやうにさせねばならない。要するにすべての人間の人間性を尊重し、その平等の人格を尊重し、さらに各人の個性を尊重することが、新しい日本の建設の土台であり、新しい教育の目標である。それ故にわれわれは後の章の「民主主義のつ底」や「平和的文化國家の建設」をこの土台の上に論ずるであらうし、またこの問題を教育の上でいかに具體化すべきかは、「個性尊重の教育」や「公民教育の振興」の章においてさらに立ち入つて論ずるであらう。

第一章 研究協議題目

- 一、カイロ宣言、ポツダム宣言及び降伏條約の全文を研究し、その内容が日本に對していかなる影響を及ぼしたか、また將來いかなる影響を及ぼすであらうかを協議しよう。
- 二、マッカーサー司令部から發せられた教育關係の指令を研究し、それが教師の身分及び仕事の上に、實際どのやうな影響を及ぼしつつあるかを反省してみよう。
- 三、日本の敗戦の原因を、思想的・社會的・政治的・經濟的並びに教育的見地から、さらに立ち入つて研究しよう。
- 四、日本の國民性の短所が、これまでの教育において、どんな姿であらはれてゐたかを反省し話し合はう。
- 五、日本の國民性の中には、どんな長所があるかを研究し、それを教育において、いかに實現すべきかを協議しよう。

第二章 研究協議題目

- 一、戦時と戦後とをくらべて、日本の児童及び青年の理想・興味・生活態度・學習態度などに、どのやうな變化がおこつたかを調

べよう。

- 二、戦前には戦争をよいことであると認める思想が行はれてゐたが、この思想のよりどころを研究し、ひはんしよう。
- 三、極端な國家主義と正しい愛國心とは、どのやうな點で區別せられるかを論議しよう。
- 四、軍ばつと財ばつと官りやうと國する思想團體との結びつきについて實例を調べよう。

第三章 研究協議題目

- 一、人間性の自由な發展と國家生活とは、いかにして兩立し得るかを研究し協議しよう。
- 二、利己主義と個人主義との區別を明かにしよう。
- 三、生徒がどんな場合に人格を無視されたと感じるかを調べてみよう。そして生徒の人格を尊重する立場から、現在の學校教育において改善すべき點を研究し協議しよう。
- 四、西洋の歴史を見わたして、人間性、人格、個性の尊重が、いかなる時代に、いかなる運動としてあらはれたかを研究しよう。

昭和二十一年五月九日 翻刻印刷
 昭和二十一年五月十五日 翻刻發行
 (昭和二十一年五月九日 文部省檢査済)

新教育指針 第一部 前へん(第一分冊)
 定價金七拾錢

著作權所有 發行所 文部省

Approved by Ministry
 of Education
 (Date. May 9. 1946.)

- | | |
|-------|--|
| 翻刻發行所 | 東京部小石川區久堅町一〇八
日本書籍株式會社
代表者 大橋光吉 |
| 翻刻發行所 | 東京部王子區堀船町一ノ八五七
東京書籍株式會社
代表者 井上毅之丞 |
| 翻刻發行所 | 大阪市西成區津守町五九六
大阪書籍株式會社
代表者 中井利正 |
| 翻刻發行所 | 東京部京橋區銀座一ノ五
大日本圖書株式會社
代表者 佐久間長吉郎 |
| 翻刻發行所 | 東京部神田區岩本町三
中華學校教科書株式會社
代表者 龜井寅雄 |
| 翻刻發行所 | 東京部神田區錦町一ノ一六
師範學校教科書株式會社
代表者 森下松衛 |
| 翻刻發行所 | 東京部神田區岩本町一
青年學校教科書株式會社
代表者 宮本金七 |
| 印刷所 | 東京部牛込區市谷加賀町一ノ二二
大日本印刷株式會社
代表者 佐久間長吉郎 |

北足立郡志木國民學校

新教育指針 第二分冊

第一部 前篇 新日本建設の根本問題

〔第四章より第六章まで〕

文部省

目

第一部

前篇 新日本建設の根本問題

第一章 序論—日本の現状と國民の反省……………一

第二章 軍國主義及び極端な國家主義の除去……………二

第三章 人間性・人格・個性の尊重……………三

第四章 科學的水準及び哲學的・宗教的教養の向上……………三

第五章 民主主義の徹底……………五

第六章 結論—平和的文化國家の建設と教育者の使命……………五

後篇 新日本教育の重點

第一章 個性尊重の教育……………五

第二章 公民教育の振興……………五



第三章 女子教育の向上……………三

第四章 科學的教養の普及……………三

第五章 體力の増進……………三

第六章 藝能文化の振興……………三

第七章 勤勞教育の革新……………三

第二部

第一章 はしがき—第二部のめあて……………一

第二章 教材の選び方……………一

附、參考資料……………一

第三章 教材の取扱ひ方……………一

第四章 討議法について……………一

附錄、討議法の實際……………一

附錄 マッカーサー司令部發、教育關係指令……………一

849250

第四章 科學的水準及び哲學的・宗教的教養の向上

一、眞實を愛する心がいかに必要であるか

われわれはさきに日本國民の弱點として、合理的精神にとほしく科學的水準が低いことを述べた。そして軍國主義者及び極端な國家主義者が、かうした弱點を利用しやすいことを説いた。このことは、いひかへれば、眞實を愛する心、すなはち眞實を求め眞實を語り眞實を行ふ態度が、指導者に誤り導かれぬために必要であることを意味する。日本國民にこの態度があつたならば、「神がかり」や「ひとりよがり」におちいることなく、世界の趨勢にも通じ、外國や自國の實力をも知り、戦局の真相をも問ひただすことができただであらう。そしてあのやうな向ふ見ずの戦争にかりたてられたり、降伏の直前までだまされ通したりすることはなかつたにちがひない。

眞實を愛する心は、ただ戦争に敗れないために必要であるといふのではない。むしろ人間としてほんとうの生活をするために必要なのである。人間は自由に、すなはち、その本性をはたらかせるとき、おのづから眞實を求め眞實を語り眞實を行ふ。そこに文化がつくり出され發展させられる。このやうに人間の本性をすなほにのばして、眞實にもとづく文化生活をいとなむことが人生の目的であり幸福でなければならぬ。だから眞實を愛することは、それ自體が目的であつて、他の何事かの手段ではない。

眞實を愛する心は、すべての人間に共通であるから、この心によつて人と人とが結ばれ、國民と國民とが結ばれる。それゆゑに眞實を愛する心は永久平和のもとである。後に述べるやうに、新しい日本は平和的文化國家として建設されねばならないのであるが、まさに平和のため文化のためにこそ、眞實を愛する心が必要なのである。

二、科學的精神とはどういふことであるか

眞實を愛する心は先づ科學的精神の本質としてあらはれる。それは合理的精神と實證的精神との二つから成り立つ。

(一) 合理的精神
眞實を愛する心は、物事の道理を求め、道理にしたがつて物事を判断し處理する心である。これがすなはち合理的精神である。この場合に道理といふのは、原因と結果との關係や理由と結論との關係を意味する。われわれが經驗し處理する事柄について、その原因を理解することによつて結果を理解し、理由を明かにして當然の結論を認めるといふのが、合理的精神であつて、科學はそこに成り立つのである。

例へばわれわれは、太陽が毎日東から昇つて西に沈むことや、季節によつて、日が長くなつたり短くなつたり、寒暑の移りかへりがあつたりすることを經驗する。これらを、地球の自転と公轉、地軸の傾きと太陽熱の受け方といふやうな原因にもとづく結果として理解するのは、合理的精神によるものであり、そこに天文學といふ科學が成り立つ。また直線は二點間の最短距離であることを先づ承認し、これを理由として、それゆゑに三角形の一邊は他の二邊よりも小であるといふ結論を承認するのも、合理的精神によるのであつて、そこにユークリッド幾何學が成立する。

右に述べたことは、いひかへれば、個々の物事を一般的な原理にもとづいて判断し處理することであつて、合理的精神とは個々の物事の根本にある一般的原理を求め、これに照して個々の物事を取り扱ふことである。例へばやかんのふたが湯のわくにしたがつて上ることや、日なたのゴムまりがかたくなることなどから、「水も空氣もその他すべての物が熱によつてはうちよするといふ一般的原理を求め、その原理に照して、寒暖計の水銀が温度の増すにしたがつて昇ることを理解するのは合理的精神である。ふりよをぎやくたいすることを、はんざいとしてばつするものも、すべての人は人権を尊重すべきであるといふ、文明國民の承認する一般的原理に照して、その行爲がよいかわるいかを判断し處理することであつて、合理的精神のあらはれである。

かやうに物事を原因と結果、理由と結論といふ關係において理解し、しかもつねに一般的原理にもとづいて個々の物事を判断し處理するのは合理的精神のあらはれであつて、これが科學的精神の大切な一面である。

(二) 實證的精神

眞實を愛する心は、また事實を尊重する心であつて、これを實證的精神と呼ぶ。人間は眼でみたり、耳できいたり、手でふれたりして物事を經驗する。かうした經驗によつて知られる事實を事實として尊重し、これをかくしたりゆがめたりしないのが實證的精神であつて、科學はこの精神を缺いては成り立たない。

事實をできるだけ精確に經驗するためには、すなはち精密な觀察が必要である。その觀察を十分にするために顯微鏡や望遠鏡などが用ひられ、また實驗によつて人為的に條件を設けて現象を起らせたりこれを反復したりする。さらに數量的に測定することも、事實を一そう精確に知るために役立つ。このやうに觀察・實驗・測定などは實證的精神のはたらきを助ける方法であつて、科學の大切な手段である。

實證的精神によつて個々の事實が明かにせられ、合理的精神がその事實に共通する道理を求め、さらにこの道理がはたして個々の事實にあてはまるかどうかを、實證的精神が精確にしらべる。このやうに合理的精神と實證的精神とが結びついて、物事の眞實を求め確かめるのであつて、これがすなはち科學的精神であり、この精神によつて科學が成り立つのである。

(三) 自然科學と社會科學

科學的精神は單に自然界の事物・現象に對してはたらくだけでなく、人間の社會生活についてもはたらく。そこに物理學や化學や生物學などの自然科學のほか、經濟學・政治學・法律學・倫理學などの社會科學(精神科學・人文科學)が成立する。自然科學の成果が實際生活に應用せられて、いろいろの發見・發明が行はれ、各種の技術が發達して、物質文明が進歩する。しかし人間がこれらを悪用したり、あるひはこれらの恩恵が不公平に分配されたりすると、かへつて人類の不幸を招く。そこで社會科學により、人間の社會生活について、精確に觀察調査し、それらがしたかぶべき道理、例へば經濟の法則や道德の規範などを求め、その道理にもとづいて、人間の精神を正しくはたらかせ、社會生活を合理的にいとませることが必要である。不合理な迷信や慣習が行はれたり、理由のない束縛や差別が設けられたりするのは、社會科學が十分に進歩してゐないからである。

要するに自然現象に對しても社會生活に對しても、眞實を求めて科學的精神をはたかせ、そこに自然科學による物質文明の進歩と、社會科學による社會生活の向上とをもたらすことが、新しい日本を建設する大切な條件である。後に述べるやうな「民主主義の徹底」も、「平和的文化國家の建設」もこの科學的精神を缺いては成り立たないであらう。

三、科學的水準を高めるにはどうしたらよいか

科學的水準を高めることの必要は、戰時中にも強く唱へられ、そのために科學研究の機關を整備したり、科學者の養成を目的とする特別學級をつくつたりした。これらは近代戰が科學戰であるといふ考へから、新兵器の發明や軍需産業の振興に役立つ科學を發達させるためであつた。今や新しい日本は、平和産業の振興のために、また國民の文化生活を向上させるために、科學的水準を高めることを必要とするのである。それでは、いかにして科學的水準を高めることができるであらうか。

(一) 日常生活に科學的精神をはたかせること

すぐれた科學者が出ることは、もとより望ましいことであるが、それよりもさらに大切なことは、國民が日常生活において科學的精神をはたかせることである。すなはち何事につけても、道理にかなつたことを考へ行ふやうに、また自らの眼でみ、耳で聞き、實際に経験したことを重んずるやうに、習慣づけることが必要である。いひかへれば、理くつにあはぬことを信じたり、事實の確かでないデマにまどはされたりせぬやうに氣をつけなくてはならない。

(二) 自由の精神を振ひ起すこと

しかし科學的水準を高める一そう根本的な條件として、人々が眞實を求め眞實を語り眞實を行ふためには何ものをも恐れず、何ものにもあつぱくされない自由の精神を振ひ起すことが必要である。またかうした自由を保障する民主的な政治や社會組織が發達することが必要である。古代ギリシヤにおいては自然研究や政治研究などが、自由の精神にみだされたイオニア諸國に發達した。またローマの法律學は民主的なローマの政治のもとに榮えた。さらに近世の自然科學及び社會科學は中

世的な宗教上のあつぱくと戰つてその道を開いた。これらの事實は、いづれも科學的精神が研究の自由、思考の自由、表現の自由及び信教の自由と結びついてゐることを證明する。この意味において科學的水準の向上は、次の章に述べる「民主主義の徹底」と深い關係をもつてゐるのである。

四、何ゆゑに哲學的教養が必要であるか

(一) 科學の土台を明かにするために

科學はいろいろの前提や方法の上に成り立つ。そして科學自身は、この前提や方法が何であるかを問題とすることなく、むしろ當然のこととしてそれにしたがつてゐる。しかるにこの當然のこととされてゐる前提や方法そのものを問題として研究し、それによつて科學の成り立つ土台を明かにするのが哲學の仕事の一つである。

例へば科學は物事の因果關係を求めないのであるが、そこではすべての物事は必ず何か原因があつて結果が生ずるものであるといふことを當然の前提としてゐる。しかるに、すべての物事が原因と結果との關係において起るのは、もともと人間の精神が物事を因果關係において考へるといふ考へ方が前提となつてゐる。哲學ではかうした考へ方の性質や種類を明かにするのである。

さらに科學は個々の現象から一般の原理すなはち法則を求める歸納法と、一般の法則から個々の現象を理解する演繹法とを方法として用ひる。例へば心理學において個々の兒童及び青年について記憶力の發達を調査し、それから一般の法則を求めて、記憶力が年齢の發達とともに、機械的記憶から論理的記憶に移つてゆくといふ法則を立てるのは歸納法によるものである。また青年期は一般に自律的要求が強くなり權威に反抗する態度があらはれるといふ法則から、眼前にある中等學生が教師に對していかなる態度をとるかを判斷するのは演繹法によるものである。このやうに科學は歸納法や演繹法を用ひながら、これらの方法を問題とはしない。しかるに哲學は科學の方法を問題として、方法の種類やそれらの關係を研究し、またいかなる科學は、いかなる方法を用ひるか、自然科學と社會科學とは方法上いかなる相違があるか、といふやうなことを明

かにするのである。

(一) 世界を全體として理解するために

科學は自然及び人生をよくんだ世界全體の中から、ある一部分もしくは一方向だけを研究する。例へば生物學は生命現象を、物理學や化學は生命のない無生物の現象を、解剖學は身體の構造を、生理學は身體の作用を研究する。しかるに哲學は世界全體を問題として、それが根本において何であるかを研究するのである。

さらに世界は歴史的に變化してゐるのであるが、その世界について過去と現在と未來とは何を意味し、いかなる關係にあるか、そして世界全體の歴史的進行はいかなる方向に向つてゐるか、それは人類の幸福を増しつゝあるか、それとも不幸を増しつゝあるか、またそれは人民の自由を増し各人の個性をあつぱくから解放する方向に向つてゐるか、それともその逆の方向をとつてゐるか。かうした問題、すなはち歴史的に見られた世界のあり方やその方向を研究するのが、やはり哲學の大切な一つの仕事である。

文化の世界もまた人間によつてつくられる。すでに述べたやうに、眞理とか善とか美しさとか聖なるものとかいつたやうな貴いものを求める精神が人間性の特色であつて、この精神によつて欲望や感覺や感情を統一し調和させ、物質をも支配して、そこに文化をつくり出す。技術も經濟も政治も學問も藝術も道德も宗教も、かうしてつくり出される文化であつて、人間にとつて世界は文化を實現する舞臺としての世界である。だから世界を全體として理解するためには、文化の各々についてその本質を明かにするとともに、それらの關係を明かにしなければならぬ。例へば經濟は何を本質として成り立ち、道德は何を本質として成りつか、そして經濟と道德とはいかに關係するか、といふやうなことが研究されねばならぬ。このことは經濟學や倫理學もそれぞれの立場から研究するが、しかし哲學はそれらすべての知識を合せて文化の世界全體を研究するのである。

これらの仕事は、いづれも自然及び人生をよくめて全體としての世界を、まとめて理論的に理解しようとするものである。それは科學と同じく眞實を求めらるべきであるが、しかし個々の自然科學や社會科學よりも、さらに深く立ち入つてそれらの成り立つ土合をしらべ、また科學よりもさらに廣く廣て世界の全體をとらへようとするのである。しかし科學と哲學とは全くはなれるものではなく、たがひに相依つて成り立つものであり、この兩者の間に明かな區別をつけることもむづかしいのである。

上に述べたやうな哲學の仕事を理解し、それを身につけることが哲學的教養である。哲學的教養によつて人々は物事を最も根本的に、かつ、とりまどめて考へる態度を養はれる。すなはち個々の物事を、深い根據と廣い展望のもとに判斷し處理するやうになる。國民としても淺い考へやかたよつた考へをつつしみ、深い考へと廣い見通しをもつて行動するためには、哲學的教養が必要である。國民のすべてに直ちにこれを得させることは困難であらうが、少くとも指導的地位に立つ人々、とくに教育者は、深く廣い考へをもつて正しく人を導くために、哲學的教養をせひとも必要とするのである。そしてかうした人々の指導により、次第に國民一般の哲學的教養が向上するとき、平和的文化國家は、ほんとうに堅固な土合の上に建てられることになるのである。

五、宗教について何が注意せらるべきか

(一) 宗教の本質にかつた信仰をもつこと

世界全體の根本原理について理論的に、すなはち理解をもつて考へるのが哲學であるのに對して、同じく世界全體の根本原理について感情的に信仰し、意志をもつてそれにしたがふのが宗教である。そこでは世界全體の根本原理は「神」「佛」「自然」などと呼ばれる。そして人間の力が有限であり、人生が一時的であり、人の世の物事が何かの條件に制限せられた相對的なものであるのに對して、この根本原理は無限・永遠・絶對のものとしてせられる。人間はかやうな原理を信仰することによつて、苦しみやなやみを慰められ、おごりやたかぶりを戒められ、つみやあやまちを悔い改め、幸福や喜びについて感謝をささげる。これが宗教である。

宗教は科學や哲學のやうに理解をもつて世界の根本原理に對するものではなく、感情をもつてそれにふれ、意志をもつて

それに仕へるのであるが、しかし宗教は理知にそむく迷信と混同されてはならない。それは理知以上のものであり、理知だけでは達し得ぬところに進んでゆくはたつきである。だから宗教は科学や哲學の道理に反することを行はせるものではなく、むしろ科学や哲學の道理によつてできるだけの努力をするやうに仕向け、その上なほ信仰によつて心の平安を得ることを教へるのである。

(二) 信教の自由を重んずること

右に述べたやうな信仰は、あらゆる人間の心の最も奥深いところで、全く自由にはたらく心持である。したがつて信仰は人間のそれぞれの立場や境遇や、そのときどきの事情によつてことなるのであつて、それは各人が心の奥深く自ら感ずるほかはないのである。この意味において宗教は全く個人的な問題であつて、他から強ひられたり、さまたげられたりすべきものではない。信教の自由が重んぜらるべき理由はここに存する。

とくにすぐれて深い信仰をもつ人が、他の人々の共鳴と尊敬とを得て一定の宗教の開祖となり、その信仰を共にする信徒が集まつて教會をなし、また教義や儀式がつくられたりして、次第に外形がととのつてくるのであるが、それらの外形は内心の信仰を助ける方便であつて、宗教の本質はあくまでも各人の内心の信仰に存する。したがつて宗教をことにするからといつて、敵対したり、あつぱくしたりすることは、宗教の本質に反する。人々は自分の信仰に忠實であればあるほど、たがひに他人の信仰をさまたげぬところのおほらかな態度をもたねばならない。

(三) 宗教と政治とを分離すること

宗教の自由を重んじ、信仰をことにする人々に對するおほらかな態度を重んずることは、當然宗教と政治との分離を要求する。ある宗教が政治と結びつき、國家から差別待遇を受けると、そのためにめんどろな問題が生ずる。それゆゑに近代の民主主義國家においては、信教の自由を人間の権利の一つとして尊重し、政治と宗教との分離を大切な原則としてゐるのである。

日本においても憲法によつて信教の自由が保障せられ、佛敎もキリスト敎も宗派神道十三派も、國家によつて平等に取り扱はれ、國民はそのいづれを信じて、信じなくても、全く自由とされてゐる。しかるに國家神道(神社神道)だけは、法令上これらと區別せられて、いはゆる宗教ではないとせられながら、實際上は宗教たる性質をそなへ、しかも國民の宗教として國家と深く結びつき、國民にその信仰が強ひられた。すなはち官幣社・國幣社・縣社といふやうに公の財源から財政上の助けを受けたり、官公吏が公の職に關して神社に祈願や報告を行つたり、官公立の學校が神社を祀つたり、生徒を神社に参拜させたり、教科書の内容に神社神道の教義や儀式のことを記してそれを教へたりしたのである。とくに戦時中は、神道の教義が軍國主義及び極端な國家主義の思想と結びつけて説かれ、神社参拜が戦意をたかめたり勝利を祈つたりするために行はれた。そして神社神道以外の宗教(例へばキリスト敎の如き)を、あたかも國家に有害であるかのやうに取り扱ふ人々すらあつた。このやうな事實は國家が國民に神社神道を強制するのと同じ結果になり、他の諸宗教に對して不公平な立場をとることになる。それらすべては憲法に保障されてゐる信教の自由をおかすものであつた。

マツカサー司令部が國家神道(神社神道)についての指令(附録第三)を發したのは、右のやうな事實を取り除いて、信教の自由の原則を徹底させるためである。この指令は、その影響の及ぶ範圍が廣いのであるが、學校教育においてとくに注意すべきことは大體次の諸點である。

(イ) 神道のことを調べたり、ひろめたり、もしくは神官をつくることを役目とする公の教育機關(例へば神宮學館の如きもの)は廢止せられる。(附録第三、1. f)

(ロ) 公の金によつて保たれてゐる教育機關においては神道の教へをひろめてはならない。したがつてその教育機關で使用される教科書や教師用参考書は、神道の教へをよくんではならない。またそこでは神社参拜とか、その他、神道に關係ある祭や儀式などを行つたり、これらを助けたりしてはならない。(附録第三、1. h)

(ハ) 右の教育機關は、神棚その他、神社神道を表す物を設けてはならない。(附録第三、1. k)

(ニ) 右の教育機關の職員や學生が神社神道その他いかなる宗教でも、これを信仰せぬからとて、差別待遇を受けてはならない。(附録第三、1. i)

要するに宗教と政治との結びつきを解き、したがって公の教育から宗教を引きはなすことが、指令の趣旨である。それは宗教をあつぱくするのではなく、かへつて宗教の本質を尊重し、國民の各個人が自由な立場において、ほんとうの宗教的信仰をもちやすくするためである。これによつて國民一般が宗教の眞の意味を理解し、それが文化のあらゆる方面に正しく表現せられるならば、それは新しい日本を平和的文化國家として建設するために、きはめて重要な土台となるのである。

本章に述べた科學・哲學・宗教に關することがらは、大部分、西洋諸國がその長い歴史を通じて、とくに近代を通じて、發達させてきた考へ方や生活態度である。東洋においてはその發達が西洋にくらべておとつてゐる。しかるに序論に述べたやうに、日本はまだ近代化が不十分であるにもかかはらず、滿洲事變以來、國民を指導した人々のあやまつた指導により、國民がひとりよがりになつて、西洋から學ぶべきことをも學ばなかつた。このあやまちを改め、廣く知識を世界に求めるといふ明治維新の立場にかへつて、科學・哲學・宗教に對する正しい考へ方と態度とを、その道の先進諸國民から學ばなくてはならない。新しい日本を建設するためには、第二の開國を必要とするのである。

研究協議題目

- 一、科學の發達と自由との關係を西洋の歴史について研究しよう。
- 二、日本の國民性の中で、科學の發達にとつて有利な方面と有害な方面とを調査し話し合はう。
- 三、生徒の精神發達において、哲學的な考へ方が、何時ごろから、どんな形であられるかを調べてみよう。
- 四、公の學校教育において、宗教がどのやうに取扱はれてきたかを、明治以來の日本教育史について調べてみよう。

第五章 民主主義の徹底

一、政治上の民主主義とはどういふことであるか

「民主主義」といふ言葉は現代の流行語となつてゐる。世界全體がこれに向つて進んでをり、新しい日本もこれによつて建て直されようとしてゐるのである。しかるにこの言葉の意味は必ずしも明かでなく、いろいろの場合に、さまざまの意味に用ひられてゐる。すなはち民主主義は本來政治の仕方に関するものであるが、經濟のあり方や國際關係にも用ひられ、さらに社會生活上の慣習や心持にもあらはれ、したがつてまた教育の上にも大きな影響を及ぼすものである。われわれはこれら各方面における民主主義の意義を明かにし、しかもそれをただ言葉の上や頭の中でわかるだけでなく、日々の實際生活の上で實現する道を考へてゆきたい。いひかへれば民主主義の「徹底」といふことが新日本建設の大切な要件である。

(一) 人民の、人民による、人民のための政治

政治上の民主主義を最も簡單にはつきりとあらはした言葉は、アブラハム・リンカーンが一八六三年十一月十五日、ペンシルベニア州のゲッティスバーグにおける南北戦争戦死者の追悼式に行つた演説の結びに用ひた「人民の、人民による、人民のための政治」といふ言葉である。ここでくりかへしいはれてゐるのは「人民」であり、それは國民全體を指してゐる。一人の獨裁者が政治をしたり、少數の特權ある人々が政治をしたりするのに對して、人民が政治をすること、すなはち國民がみんな政治をすることが民主政治である。しかしこのことはさらに立ち入つて説明するならば、第一に人民が政治上の實權をもつてゐて人民の意思によつて政治を行ふこと、第二にその政治が人民のために、すなはち人民の幸福を目的として行はれること、の二つの要件をよくんでゐる。

わかりやすいために、第二の要件から説明するならば、民主主義は支配階級とか特權階級とか呼ばれるやうな一部の人の利益のために多數の人民が不幸にされる政治ではなく、國民全體の幸福をはかることを目的とする政治である。すなはち

國民のすべてが、人間として平等の權利を尊重せられ、しかも各々の個性を十分にのばすやうな機會を與へられる政治である。いひかへるならば、國民の一人々々が、生命・身體・財産等の安全と、思想・信仰・言論・集會・結社等の自由を保障せられ、いはれなき差別扱ひを受けたり、どれいどのやうに使はれたりすることなく、たがひに人格を尊び、責任を重んじ、秩序を守つて、平和のうちに文化を發達させてゆくやうに——そのやうに心をくばり手段を講ずる政治が民主主義である。これらのことは、すでに前の諸章でしばしば述べたところであるから、これ以上にくりかへすことを省かう。

右のやうに人民の幸福を目的とする政治は、時には獨裁政治でも行はれ得る。例へば東洋では孔子や孟子が、古の聖人。賢人はいはゆる仁や義の徳をもつて人民を治めたことを説いてをり、西洋でも形式上は獨裁政治でありながら實質的には人民の幸福を進める政治を行つたりつばな君主が少くない。

しかしこのやうなことは、幸にもりつばな君主や賢い大臣があらはれた場合に、たまたま行はれるのであつて、一般の原則とすることはできない。一般にはむしろ、政權をひとりじめにすると、私利私欲をはかり、人民の幸福をぎせいにしつかりみなくなるのが常である。わが國においても、上に英明仁慈の天皇をいたしながら、中間にあつて政權をひとりじめにしてゐる軍閥が、いかに人民の不幸になる政治を行つたかは、われわれの身にしみて感じたところである。それゆゑに民主主義は第二の要件として「人民の、人民による政治」でなければならぬ。すなはちそれは一人や少數の人々の勝手な政治をやめて、國民全體が政治に參與するのが、人民の幸福をまもるためによいことであるとみるのである。もちろん民主主義も、人民の教養が低くて野心家にそのかされたりすると、いはゆる「衆愚政治」すなはち「おろかなものがよりあつまつてする政治」におちいる危険がある。古代ギリシヤにおいてソクラテスやプラトンが民主主義をわるいといつたのは、この衆愚政治をにくんだからである。しかし近代の歴史は、人民各自の自覺と向上とを特色として進んできたのであるから「人民の、人民による政治」すなはち人民が事實上政治の力をにぎり、人民の參與によつて政治が行はれることこそ、人民の幸福をまもる道と認められねばならない。ここに民主主義が近代國家の政治上の原則たるべき理由が存するのである。

④ 代議政治

國民のすべてが平等の人格を認められ、自由と權利とを與へられ、責任を負はされるのが、民主主義の原則であるが、實際にはまだ若すぎたり何か缺點があつたりして、このやうな資格をそなへてゐないものがある。すなはち一定の年齢以下のものや、精神病者などは、政治に參與する權利、すなはち參政權を認められない。しかしこれらのものを除外した全部の國民が參政權を與へられることが民主主義の原則であつて、男女の性別や納税の多少などによつて參政權に制限があるのは望ましくない。戦前の日本において、參政權が二十五歳以上の男子に限られてゐたのを、戦後、二十歳以上の男女にひろめられたのは、民主主義の進歩を示すものである。

しかし、かうして參政權を與へられた數千萬の男女が、直接に政治を行ふことは不可能である。その上、近代國家の政治はこみいつてゐるから、すぐれた考へと經驗とをもつてしなければ適切な處理ができない。それゆゑに參政權をもつてゐる國民の中から代表者が選舉せられて直接政治に當り、國民はこの代表者をなかだちとして間接に政治に參與するのが近代民主政治の原則である。これがすなはち代議政治であり、議會制度である。

國民の代表者が國民の意思をよりよく代表するためには、先づ選舉がよく行はれねばならない。候補者はまじめに、はつきりと、政見を發表し、正しく選舉運動を行ひ、選舉人はその大切な選舉權をすてることなく、また買収やあつぱくに動かされることなく、良心にしたがつて公正な一票を投じなくてはならない。さらに議會の構成についても、主として國民の意思を地域的に代表する議員と、國民の各職域の意思を代表する議員とが必要であらう。兩院制度はこの理由にもとづくものである。

代議政治においては、議員が自由に意見を述べて論議した上、多數決をもつて事を決するのが原則である。多數者の意思をもつて決定したことは、全體の意思として少數の反對者もこれにしたがはねばならない。このことは、府縣市町村その他の團體における各種の會議や論議についても適用せらるべきものである。すなはち人々は自由に、自己の良心に忠實に、その意思を發表するとともに、その上で多數決となつたことは、全體の意思として全員がこれにしたがはねばならない。

⑤ 法治主義

國民の意思を代表する議員によつて組織せられる議會は、ただ一つの立法機關であり、法律はすべて議會において制定せられる。そしてこの法律こそ國民の権利や義務を定めるものであつて、國民は例へば納税についても裁判についても、法律によらずして勝手に取り扱はれることがない。これが法治主義である。この法律に國民がしたがふことによつて、國民は結局自己の意思にしたがふこととなり、そこに自由がまもられる。自由とは決して法律にしたがはぬやうなわがまま勝手な行ひを意味するのではなく、自分の代表者によつて定められた法律を自分の意思の表現と見て、それにしたがふことである。政治は法治主義をもつて行はれ、人民は法を重んずる心をもつてこれにしたがふことが民主主義を全うするために必要である。

國民が政治に對して不満をいだき改革を望む場合にも、いはゆる直接行動にうつたへ、反對者を殺して革命を行ふところの流血革命によることなく、輿論にうつたへ、議員を改選し法律を改正するといふやうに、おだやかな方法によつて、その望みを実現すべきである。專制政治はふだん人民の意思をおさへておくために、人民の不満がつのつてくると、流血革命がおこることが多い。しかし民主政治においては人民の意思が自由にあらはされ、議會を通じて合法的に政治の改革が行はれるのである。かやうに民主政治は平和を愛する國民の政治であつて、暴力にうつたへて事をきめようとする國民は民主政治の原則を理解せぬものといはねばならない。

四 責任内閣

法律を定める権利すなはち立法権は議會がもつてゐるが、その法律にしたがつて政治を行ふところの行政権は内閣以下各種の行政機關におかれ、また法律がよく守られるやうにし、法律にそむく行ひをとりしめるところの司法権は裁判所がもつてゐるといふのが、近代民主國家の普通のありかたである。しかし行政に當る内閣が議會の多數をしめた政黨によつて組織せられ、議會に對して責任を負ひ、議會の信任を得なければその職務を行ふことができないのが民主政治の原則である。その議會は人民が選ぶ議員によつて組織せられるのであるから、ここに「人民の、人民による、人民のための政治」が事實上行はれることになるのである。

四 國情と民主政治

右に述べた民主政治の原則は、すべての國家に共通にあてはまる原則であるが、それがそれぞれの國家においてどんな形であらはれるかといふことになると、國々の傳統や國民性などによつてちがつてくる。

例へばアメリカの國民は、ヨーロッパの舊いそくばくをはなれて新大陸に自由の天地を求め、積極進取の氣風をもつて開拓の仕事を進め、イギリスのあつぱくと戦つて獨立した國民であるから、自由の精神にみちみちてゐる。しかもまた獨立戦争や南北戦争などの國家的大事件において功績のあつたワシントンやリンカーンのやうな大人物を大統領に選んで、政治を委ねてきた傳統があり、今日でも「大統領的民主政治」といはれるほど、大統領を中心とする民主政治が行はれてゐる。すなはち國民は大統領の選挙に最も大きな關心をもち、大統領は四箇年の任期中は行政権を完全ににぎり、自ら部下の行政長官を任命して内閣を組織し、議會の賛成を得て政治を行ふ。内閣に總辭職なく、議會に解散なく、國民の意思は次の大統領選挙にあらはされるのである。かやうにすることによつて、大統領は任期中、十分にその思ふところを實行することができる。國民は大統領の改選を通じて十分に自己の意思を政治にあらはすことができるわけである。

イギリスは舊い傳統をもつた國王と、人民の権利のために努力してきた議會とが、たびたびぶつかりゆづりあつて、君主制民主政治を發達させてきた。政治の實権は議會にあり、選挙によつて議會の多數をしめた政黨が内閣を組織して責任政治を行ひ、もし少數黨が政府の政策に反對したときは内閣が辭職するか、または議會を解散して、人民の判断にうつたへるのである。かやうに議會が政治の實権を有することから「議會的民主政治」と呼ばれる。しかし一方また傳統を重んじ國王を尊敬するイギリス國民は、形式上國王を最高の地位においてゐる。そして事實上、議會の多數黨から出る内閣總理大臣を、形式的には國王の任命によるものとし、また事實上、議會で決定する法律を、形の上では國王の裁可によるものとしてゐる。いひかへれば國王は君主として國民に尊敬されながらも、政治の實権は議會に委ねて、いはゆる「君臨すれども統治せず」といふ地位に立つてゐるのである。かやうにして民主政治の實質をそなへながらも、形の上では君主政治を保つて、國王を尊敬する國民の心持を満足させてゐるところは、イギリスの特色が見られるのである。

日本においても、國の事情にもつともよく適合した民主政治を發展させなければならぬ。これについては、新しい憲法の草案が議會に提出されることになつてゐるから、そこで十分に研究論議の上、決定されるであらう。

二、經濟の民主化とはどうすることであるか

政治上の民主主義がよく行はれるためには、經濟の民主化がこれにともなはれなければならない。富が少數の人々にしめられて、多數の人民が貧しさに苦しんでゐたのでは、選舉權を與へられても、これを十分に使ふだけの教養も得られないからである。經濟を民主化することは、國民のすべてが正當な職業に就き、相當の富をもつて、教育修養の機會を與へられ、各々の能力をのばして、政治上の責任もつづけばはたし、文化の發達にもつくることができるようになることである。戦後の日本は、マツカーサー司令部の要求と國民自身の希望とによつて、次に述べるやうな諸點から經濟の民主化を次第に實現しつつある。

(一) 財閥の解體

財閥とは何であるか、またそれが軍國主義とどんな關係にあるか、についてはすでに論じた。その財閥はまた財産及び事業をひとりじめする點において民主主義のさまたげになる。例へば最近の日本で一年に百萬圓以上の収入を得る人はおよそ三十名であつたが、その中の半数は「何々家」と呼ばれる二・三の財閥によつてしめられてゐた。また各財閥は大仕掛の事業を經營してゐたが、その資金たる株式の大部分をその「何々家」の一族がしめてゐたのである。このやうなひとりじめをやめさせて、その財産・事業・資金を、もつと多くの人々に分配する方法を講ずるのが經濟の民主化である。

(二) 農地制度の改革

土地が少數の大地主によつて所有せられ、多數の小作人が、地主に對してどれいどのやうな地位におかれてきたことは、いはゆる封建的なすがたであり、民主主義に反するものである。小作人はそのはげしい勞働によつて得た取り入れのほとんどの半分位を現物によつて地主に納めねばならず、肥料や農具などの費用を計算すれば、自分の生活すら立ちゆかぬほどである。祖先以來何代も續いて小作人の地位におかれてきたといふことをみると、かれらがいくらにはたらくしても生活の餘裕がでない

い貧しい状態にあることがわかる。かうした貧富のへだたりは心持の上にも影響して、小作人は地主に對していつまでも頭があがらず、どれいどの卑屈な心をもつことになるのである。

このやうなわるいならはしをなくするために、地主の持ち得る耕地面積を三町歩に制限すると、そのために二百萬町歩が解放せられ、新たに數十萬人の自作農ができるわけである。しかも小作料を現物によらず金錢によつて納めることに改めるならば、それも小作人の利益となる。これらの改革が、はたらく農民を經濟的に向上させ、その教養をも高めるであらう。

(三) 税法の改正及びインフレーション対策

貧富のへだたりを少くするためには、財産の多い人から多くの所得税や相続税などを納めさせることが必要である。しかし戦時中は軍需産業が大いに發達して、それに關係した人々がとくに多くの収入を得たので、この點から貧富の差別が大きくなつた。そこで戦後に經濟の民主化をはかるためには、特別の方法によつて富者の財産を國家に取りもどさなければならぬ。戦時利得税はそのために課せられるものであつて、それは戦前の財産と戦後の財産とをくらべ、その差額を戦時利得と見なして、それが多いほど高い割合の税を課さうとするものである。

また戦時一般に、國家が國民の大多數に勤勞を要求し、その賃銀として通貨を發行する額が増加するのに對して、物資はますます減少し、その結果物價がいちじるしく高くなつて、いはゆるインフレーションをひきおこす。そこで戦後の經濟においては、通貨を回收し、生産を増強し、失業者を職に就かせて、物價の安定をはかることが必要となる。これがいはゆるインフレーション対策である。國民全體がこれに協力し、物資と通貨との正しい結びつきを取りもどすのでなければ、民主主義の實現はできないのである。

(四) 勞働組合運動の發達

人民がその經濟的地位の向上をはかるためには、單に政府のやることだけに頼つてゐるのではなく、自らその方法を講じなければならぬ。その一つとして注目すべきものが勞働組合運動の發達である。これは人民の中でもとくに多數をしめる勤勞者すなはち賃銀やその他の給料などによつて生活する者が團體をつくり、自ら選んだ代表者のもとに統一あり秩序ある言

動をとつて、資本家・経営主に對し正當な要求をつらぬかうとするものである。國家もこれを認め勞働組合法によつてその健全な發達をはかつてゐる。この運動においては、勤勞者が單に自己の利害だけを考へて事業主や第三者の利害を全くかへりみないといふことがあつてはならない。また單に經濟的向上をはかることだけに満足せず、進んではたらくといふ精神をよびおこして生産能率をあげ、かつ、教養に力をそいで人格的向上をはかるやうにしなければならぬ。またつねに統制と秩序とを重んじ、合法的に行動することが必要である。いたづらに團體の力をたのんでらんぼうな行ひをするやうなことがあつては民主主義に反するものである。

三、國際的民主主義とはどういふことであるか

民主主義は國內の政治や經濟について行はれるだけでなく、國と國との關係、すなはち、國際關係についても行はねばならない。國內において國民のすべてが同じ權利を認められ、その自由と責任とが重んぜられるやうに、國際關係においても、各國の獨立と特色とが重んぜられ、各國が平等の權利をもつて國際團體に参加し、國際平和について共同の責任を負ふことが必要である。そして國と國との間に問題がおこつた場合には、それに關係ある國々の代表者が自由にその意見を發表し、十分に話し合つた上で、多數決をもつて決定し、すでに決定したことに對しては、それと意見をことにする少數の國家もそれにしたがはねばならない。

かうした原則が無視せられて、強大國が弱小國をあつぱくしたり、多數決に敗れた少數國家が武力にうつたへて自國の主張をつらぬかうとしたりすれば、國際平和は保たれない。滿洲事變以來の日本は、内に民主主義に反する政治や經濟を行つたと同時に、外に國際的民主主義の原則に反する行動をとつた。例へば國際聯盟の理事會で二三對一、その總會で四二對一といふ多數決をもつて日本の政策が反對せられたにもかかはらず、これにしたがはず、つひに聯盟からぬけ出したのである。かうした態度がやがて太平洋戰爭の原因ともなつたのであつて、われわれは今後再びこのやうなやまぢををかさないやうに注意しなければならぬ。現在の日本はまだ聯合國軍にせりよりせられてゐて、國際關係に知はることを許され

てゐないのであるから、先づ國內の民主化につとめて、世界の信用を取りもどし、そして世界平和の新しい仕組としてつくられた國際聯盟にできるだけ早く参加することを許されるやうにならねばならない。その上で國際的民主主義を忠實に實行して、世界の永久平和のためにつくすことが日本國民の希望であり使命である。

四、社會生活に於いて、いかなる點を民主化すべきか

われわれはさきに日本の社會がまだ十分に近代化せられず、多くの點において封建的なわづらひならはしや態度がのこつてゐることを述べた。これらの點をあらためることが社會生活の民主化にほかならない。

(一) 家庭生活を民主化すること

家族が家長を中心として上下長幼の秩序を保ち、家のために力をあはせて團結し、さらに祖先を尊び子孫のことを考へ、家の名をけがさず家がますます榮えるやうにつとめることは、いはゆる家族制度の長所である。日本國民はこの點においてとくにすぐれてをり、この美しい風は永く保つてゆかなければならない。

しかしこのやうな家族制度の長所の反面には、好ましからぬ短所もある。家庭生活の民主化のためには、この短所をあらためねばならない。第一に親子・夫婦・兄弟姉妹の間にそれぞれ上下の秩序を守るのは、よいことであるが、その場合には上の者が下の者を理解し愛してよく導き、下の者が上の者を心から敬ひ信じて、進んでこれにしたがふといふ自由な、自主的な關係でなければならぬ。親が家のためだといつて子の性質や希望に反する職業につかせたり、何事につけても妻は夫にしたがふことだけを強ひられたり、母が息子のよめを感情的にくんで、家風に合はぬからとて離婚させたりするといふやうな、わるい風はあらためられねばならぬ。家族の各々がたがひに人格を尊び個性を重んじ、自ら進んでその地位にふさはしいはたらきをして、そこにおのづから秩序と團結とが保たれるやうになるのが民主的な家庭生活である。

(二) 階級や「閥」やかたよつた「型」をなくすること

社會に貴族と平民、上流と下層といふやうな身分上の階級があつて、その生活の程度や仕方が、ひどくへだたつてゐると

とは反民主的である。また官界・學界・實業界などにおいて、出身學校とか郷里とか親類とかによつて、私的に親しい仲間をつくり、このやうな私的關係から公の地位や仕事の上にも不公平な取り扱ひをすることは、いはゆる「閥」であつて、これも反民主的である。さらに職業によつて、例へば職人氣質とか商人風とか教員型とか、それぞれかたよつた心持や態度がつくられがちである。これらはその職業に必要な性質や能力を意味する點において、よいこともあるが、その反面、かたよかな教養を積み、おほらかな心を持ち、他の職業人ともよくうちとけて交ることができぬやうにならなければならない。さらに一般的に日本人は何となく人間的な親しみがとばしいといはれてゐる。知人でも未知の人でも、人間としてあたたかな心をもつて接し、親しみをもちて交るといふ友愛親和の態度が必要である。

要するに人々が階級とか閥とか職業とかによつて、せまい立場に閉ぢこもることなく、廣く世間一般の人々と交り、みんなが明るく、あたたかく、親しみのある心を持つやうになることが、社會生活の民主化である。このやうな背景のもとにこそ「みんなでする政治」としての民主政治も、また貧富の差を少くする經濟の民主化も行はれやすいのである。

四、國語・國字を民主化すること

社會生活を民主化する上に、きはめて大切な一つの問題は國語・國字の民主化である。階級や職業の差別によつてへだてられてゐる人々は、その用ひる言葉や文字にも區別ができ、そして言葉や文字の區別は、ますます人々のへだたりをつくり出して民主化をさまたげる。その上また一般に言葉や文字が複雑で、話しにくく讀みにくく書きにくい場合には、そのため多くの力を費して、自ら考へ工夫する力を養ふ餘裕がなくなり、この點からも民主化がさまたげられる。日本の國語・國字にこのやうな缺點があることは、早くから一部の人々に認められ、その改善が論ぜられたのであるが、なかなか實行せられなかつた。今日民主主義の要求と結びついて國語・國字の改良がさかんに唱へられるやうになつたのは當然である。これについて先づ實行すべきは、國語を正しくわかりやすくすることである。すなはち標準語をひろくゆきわたらせて、方言や「なまり」などをできるだけ少くし、また目で見なくても耳で聞いてわかる言葉にすることが必要である。同じ音でこ

となる意味をあらはす漢語は、それぞれ別の國語に直して使ふのがよい。例へば「光度」・「高度」・「硬度」などは、「あかるさ」・「たかさ」・「かたさ」といへばわかりやすい。また漢字の熟語でかたくりしいはないで、くだけた國語でいひあらはすことが望ましい。例へば「躊躇逡巡を許さず」などといはないで「ためらつてすぐすしてゐてはいけない」といふ方がよい。ことさらに上品ぶるために敬語をたくさんつかつたり、威厳を示すために文語體や候文體をつかつたりする風もやめなければならぬ。

このやうに先づ正しくわかりやすい國語にした上で、これを書きあらはす文字をできるだけ簡単な、やさしいものにするのが第二の仕事である。漢字の数を思ひ切つて制限し、千字内外で日常の用が足りるやうにしたい。假名は日本人が最も多く使ひなれた平假名を本體とし、變體假名は廢止し、外國の地名・人々などはとくに注意をひくために片假名を用ひるのがよいであらう。ローマ字も自由に讀み書きができるやうにしておくことが今日の實情から必要である。

國語・國字は、國民全體が用ひるものであるから、みんなが力をあはせてその改良につとめなければならない。新聞・雜誌・放送などが歩調をあはせてこれを實行し、役所や會社などでもこれに協力すべきである。特に學校においては、話し言葉の教育に一そら力をそぐとともに、教科書・教師用書などに正しくわかりやすい國語・國字を用ひるやうにしたいものである。

このやうにして國民のすべてが、たやすく話し讀み書くことのできる國語・國字にすることが、民主主義の徹底のために大切なことである。これによつて内には國民がたがひに打ちとけ、外には國際間の親しみを増し、また文化の發展や交流もできやすくなるのであつて、そこに民主的・平和的・文化的な國家としての新しい日本が建設せられるのである。

五、教育の實際において民主主義をいかに實現すべきか

今日の教育者がほとんど口をそろへて先づ問ふことは、「民主主義とは何であるか」といふことである。それほど民主主義は教育者にとつても大きな關心を寄せられてゐる。教育者としては、本章に述べたやうな政治上・經濟上・國際上・社會生

活上の民主主義の意義を、よく理解しておくことが望ましい。しかし教育そのものにおける民主主義のあり方こそ、教育者にとつて最も関係の深い問題でなければならぬ。

(一) 教育制度を民主化すること

教育における民主主義は、先づ國家が國民の意思により國民と協力してなすべき教育制度の改革に向かつて求められるであらう。例へば義務教育が今日六ヶ年に止められてゐるのを、速かにその年限を延ばして、「しかもその教育費を國家が引き受けること、勤勞青年大衆のための教育機關をもつと盛んにすること、男女の共學を一そうひろく實行すること、私立學校がかりつばになるやうに助けること、育英制度を徹底させて貧しい生徒にも教育を受ける機会を多くすることなどは、いづれも國民の自由と権利とを重んじ、責任と義務とを公平に負はせるといふ民主主義の原則から、當然に要求せられる。しかし教育の職場にある教育者にとつて、さらに大切なことは、日々の仕事の上で實際に民主主義を行ふことである。このことについては、本書後篇の諸章でもしばしば論ずるであらうが、ここにはそのもとになるいくつかの問題について簡単に述べておかう。

(二) 教育の内容に民主主義を取り入れること

マッカーサー司令部の「日本の教育制度の管理についての指令」は、「議會政治・國際平和・個人の尊さ、集會の自由・言論の自由・信教の自由のやうな人間の根本的な権利と合ふ考へを教へたり、行ひを身につけさせること」を要求してゐる。「附録第一、1. (2)」これらは實に民主主義の根本になることがらであつて、その意義については本章並びに他の諸章で説明したところである。これらを思想として生徒に教へるとともに、生徒の生活の上で實行させることが、教育の大切な内容となるのである。かつて軍國主義、極端な國家主義、神社神道などに關係ある思想が教へられ、その實行が強ひられたのに對して、今や民主主義の思想と實行が教育の重要な内容に取り入れられ、日本國民の精神と生活とが一新せられることは、まことに喜ばしいことである。それによつて日本の教育は明るいもの、なごやかなもの、萬國の人々から愛されるものとなるであらう。

(三) 生徒の人格を平等に尊重し、個性に應ずる教育を行ふこと

民主的な教育において、教師は生徒を人格として平等に尊重しなければならない。いひかへれば生徒を人間らしい人間として、自由と責任とをもつた人間として、育てあげることが教育の目的とすべきである。國のためとか家のためとか學校のためとかの口實のもとに、指導者や両親や教師の手段として生徒を取り扱つてはならない。生徒は教師から人格を無視されたと感じたとき、すなはち、人間らしい取り扱ひを受けず、機械やどれいのやうに取り扱はれたと感じたとき、かれらの心はすつかり教師からはなれてしまひ、そこに教育の力はなくなる。

また教師はすべての生徒が人格たる點において平等のぬうちをもつたものとして、これを公平に取り扱はねばならぬ。どんなに頭のわるい生徒でも、性質のひねくれた生徒でも、家庭の貧しい生徒でも、ひとしく人間として公平に尊重し、また人間らしく育て上げることにとめるのが教師の義務である。不公平といふことは、民主主義にそむくことであり、また生徒の反感を招く最大の原因である。このことはしかし生徒の個性を無視して形式的に平等な取り扱ひをせよ、といふのではない。むしろ親が子を育てる場合に、身體の弱い子と強い子、性質の勝氣な子と臆病な子とを、それぞれ手加減して取り扱ふやうに、教育においても生徒の個性に應じて、それぞれちがつた育てかたをするのが、ほんとうの公平である。つまり人間としてはすべてを平等に尊重しながら、しかも個性ある人間として各人に適切な教育をするのが民主的教育である。

(四) 自主的・協同的な生活及び學習を訓練すること

民主主義は國民各人が自ら考へ自ら判断して正しいと信ずるところを行ふことを要求する。教育においても、生徒にこのやうな獨立的生活態度を養はねばならぬ。権力や命令によつて強制せられた訓練は、外面上おとなしく、すなほに見える人間をつくるけれども、その實は卑屈で無氣力な人間をつくる。これまでの日本の軍隊教育やそれにならつて行はれた戦時の國民訓練は、どんな結果を生んだであらうか。戦局の不利にもなつて道義がおとろへ、敗戦によつて規律がみだれ、軍人の中にも國民の中にも、恥づべき行ひをした者が多かつたのは、もともとかれらが外からの力にやむを得ずしたがつてゐたのであつて、自ら正しい道を求め自ら責任をもつて行動するといふ態度を訓練されてゐなかつたからである。

このやうな自主的態度は、ひとりばつちになつたり、わがままをすることを意味するのではない。むしろ秩序ある協同生

活をすることを當然よくんでゐる。それゆゑに、民主的教育においては、自主と協同とをかねた自治的訓練を重んじなければならぬ。この場合に世間では學校經營に生徒や父兄を参加させることが教育の民主化の要件として主張せられてゐる。しかしこれは事柄の性質によつてきめるべき問題である。例へば教育の方針を立てたり、生徒の成績や賞罰を定めたりするときは、あらかじめ生徒や父兄の立場や意見を十分に考へながらも、決定そのものは教師のみがこれに當るべきである。父兄はむしろ家庭及び校外における生徒の教育や、生徒の進學・就職などについて教師に協力すべきであり、生徒は生徒自身の自治的修養の機会において、例へば學級自治會とか校友會とかにおいて、自ら進んで活動すべきである。このやうに事柄の性質により、教師が主となるべきものと、教師・父兄・生徒が同等の立場で相談すべきものと、生徒が主となるべきものとを分けて、それぞれ適切に處理することが必要である。しかしいづれの場合にも、一人や少数者の勝手な取り扱ひをさげ、つとめて多くの人々の参加を求めるのが民主的なやり方である。

次に學習においても自主と協同とが重んぜられねばならない。つねに生徒が自ら進んで學習する意欲をもつやうに、そして自ら問題を發見し、それを解決する計畫を立て、その計畫を實行し、その結果を反省するといふやうな自學自習の態度を訓練することが望ましい。しかしかうした學習が、ひとりよがりになつたり、かたよつた結果を生むやうになつたりしてはならない。そのためには學友のひはんや助言が必要である。「討議法」といふのは、このために重要な意味をもつてゐる。すなはちそこでは各自が自由に考へ判斷して、そつちよくに自分の意見を發表しながら、たがひにひはんし検討して、そのあまりやかたよりを正すことができるのである。この方法は學習にも自治的生活訓練にも、ともにあてはめることができる。これについては後篇の「公民教育の振興」や、第二部の「討議法」において、くはしく論ずるであらう。

(四) 教師自身が民主的な修養を積むこと

生徒を民主的に教育するためには、先づ教師自身が民主的な修養を積み重ねねばならぬ。それも理論や觀念としてではなく、教師の生活に結びつき、實行を通して修養することが必要である。學校の經營において、校長や二三の職員のみひとりぎめで事をこばないこと、すべての職員がこれに参加して、自由に十分に意見を述べ協議した上で事をきめること、そして全職

員がこの共同の決定にしたがひ、各々の受け持つべき責任を進んではたすこと——これが民主的なやり方である。このやうな學校經營そのものによつて教師は民主的な修養を積むことになるのである。

教員組合の健全な發達もまた教師の民主的な生活及び修養のために大切なことである。教員組合は教師の生活を經濟的に安定させ、さらに教師としての教養を向上させ、それによつて安んじて、しかも熱意をもつて、教育の道に全力をつくすことができるやうに——そのやうに教師がたがひに助け合ひ、また當局に對して正當の要求をつらぬくことを目的とする。それはあくまでも教師の自主的・協同的な活動のあらはれであるべく、他の勢力に手段として利用されるやうなことがあつてはならない。民主主義は當然政黨政治の發達をうながすであらうが、政黨の争ひがはげしくなつて教師がそのための道具につかはれるやうになると、國民全體を公平に取り扱ふべき教育の仕事がゆがめられ、また教師がつねに政黨の勢力によつて動かされるおそれがある。むしろこのやうな弊害を防ぐためにこそ、教員組合は必要なのである。すなはち、もし政黨から不當のおつぱくがあつて、教育の方向がゆがめられたり、教師の身分が不安定になつたりするおそれがあつたときには、教員組合はその團結の力をもつて、教育の正しいありかたを、教師の身分の安定とを保障しなければならぬ。もとより教師といへども政治に関心をもつべきであり、かたよらぬ立場にありながら諸政黨の動きには十分の注意をせらるゝ、事に應じ機に臨んで、よいことばよいとしむるゝことはわるゝとする有力な意見を述べ、政治を正しい方向に指導しなければならぬ。教員組合がかうした意味で勢力を増してゆくことが健全な發達であつて、それはただ教育者だけの幸福ではなく、國家のために大きな奉仕をすることになるのである。

研究協議題目

- 一、アメリカ及びイギリスの歴史における民主政治の發達を調べてみよ。
- 二、國際聯合の規定を研究して、そこに民主主義がどんな形であらほれてゐるかを調べよ。
- 三、これまでの日本憲法と新しい日本憲法の草案とをくらべて、民主主義がどのやうに進歩してゐるかを研究しよう。
- 四、自分の勤めてゐる學校で、職員組織や活動の上に、民主主義を實現するには、どうしたらよいかを協議しよう。
- 五、生徒の精神發達に關して、何時ごろからどんな形で民主的訓練を行ふべきかを研究し協議しよう。

第六章 結論—平和的文化國家の建設と教育者の使命

一、人間のほんとうの願ひは何であるか

われわれはすでに多くのことを述べてきた。ここでは一應それらの結びをつけなければならぬ。「これからの日本はどんな國であるべきか。そしてこれからの教育はどんな人間をつくれればよいか。」このことを今日のすべての教師たちは問ふであらう。われわれはこれに對して次のやうに答へる。「新しい日本を平和的文化國家として建設しよう。そして平和を愛し文化を求め人間をつくつてゆかう。」と。

(一) 平和への願ひ

戦争に負けただから、軍備を取りあげられたから、やむを得ず平和を愛する、といふのではない。むしろ人間のほんとうの要求を充たすために平和を愛するのである。人はだれでも心の奥底においては平和を愛してゐる。一たび戦争が起つたからには、祖國のために、夫をささげ、子を失ひ、家を焼かれてもがまんをして戦つたのであるが、しかし、このやうな悲惨な戦争を起さずにはむことならそれにこしたことはない、と人々は心の底で願つたのである。國民を戦争へとかり立てた人々すら、戦争を目的として戦ふのではなく、平和のために戦ふのだ、平和をみだすやうな不正や不公平を取り除くために、やむを得ず戦争をするのだ、と説明した。かうした説明は、他國をおかす野心をかくすための口實である場合が多い。しかしこのやうな口實をつくらねば戦争ができないところを見ると、人間のほんとうの願ひは平和にあるといふことがわかる。しかし國主義及び極端な國主義がいけないのは、かうした人間のほんとうの願ひにそむくことをさせるからである。

(二) 文化への願ひ

文化を發展させることもまた人間のほんとうの願ひである。平和を愛するのにも、實は平和においてこそ文化を發展させることができるからである。すでに「人間性・人格・個性の尊重」の章で述べた如く、人間は家畜のやうに、安樂に暮し、食

べたり眠つたりして一生を送ることに満足するものではない。生活を道理にかなつたもの、正しく善いもの、美しく心地よいもの、信心深くつつましかなものとするために、努力するのが人間の特色である。つまり眞・善・美・聖といふやうな貴いものを求め、それを實際の生活にあらはさうとして、そこに技術・經濟・政治・學問・道德・藝術・宗教などの文化をつくり出し發展させてゆくのが、人間のほんとうの要求である。

二、これからの日本はどんな國であるべきか

平和を愛し文化を求めるのが人間のほんとうの要求であるから、この要求がとげられやすいやうに、心をくばり、必要な條件を整へるのが國家の仕事であつて、かうした國家が平和的文化國家である。

(一) 平和國家—國內平和と國際平和

そのためには、さきに「民主主義の徹底」の章で述べたやうに政治・經濟・社會の諸方面にわたり、民主化が行はれて、國民の生活が公平な、明るい、安定したものとなる必要がある。國民の間に階級の差別や貧富の甚だしいへだたりなどがあつて、不満や反目が起ると、それが原因となつて戦争をはじめることもある。すなはち國內のむづかしい問題を解決するため、外に向かつて事をかまへ、戦争によつて不満や反目を除かうとくはだてることがある。滿洲事變から太平洋戦争に至るまでの日本のたどつてきた道をふりかへつてみると、國內における國民生活の不安定や、國民おたがひの反目などもとなつて、五・一五事件とか、一・二六事件とかのやうな事件が續き、このなやみを戦争によつて解決しようとはかつたことがわかる。平和國家としての日本は、何よりも先づ國內の平和につとむべきであつて、さきに述べた「人間性・人格・個性の尊重」や「民主主義の徹底」はこのためにこそ必要なのである。

平和國家は外に對して國際親善の方針を取らなければならない。すなはち國際法規を重んじ、進んで世界平和の仕組に協力することが必要である。さきに「國際的民主主義」のところでも述べたやうに、滿洲事變以來、日本が國際聯盟の理事會や總會において、一三對一とか四二對一とかの投票によつて、日本以外のすべての國々から反對されたにもかかはらず、何の

反省もすることなく、つひに聯盟からぬけ出して國際的にひとりぼつちとなり、それがやがて太平洋戦争を起した敗れる原因となつたことは、實に日本のおかした大きなあやまちであつた。このやうな態度を改めなければ平和國家として生れかゝることはできないのである。いま世界には新しく國際聯盟がつくられ、これまでの國際聯盟よりもさらに強い力とゆきかどいた方法とをもつて世界の平和を保障しようとしてゐる。すでにたびたび述べたやうに日本はポツダム宣言を完全に實行し、できるだけ早く講和條約を結び、進んでこの國際聯盟に参加するやうにとめなければならぬ。

(二) 文化國家—國民文化と人類文化

右のやうにして國內的にも國際的にも平和を保つことにつとめながら、その平和の土台に立つて、文化をつくり發展させることが文化國家の役目である。文化はすべての人間に共通にそなはる人間性をもととして、そこから生み出されるものであるから、世界人類に共通に理解され、受け入れられるものであるが、同時にそれは國々の風土や傳統や國民性によつて、國民文化としての特色をおびてあらはれる。すなはち人類文化としてすべての人間に通用するぬうちをもちながら、國民文化として個性的特色をそなへてゐるのが、文化のあり方である。例へば日本の美術は、日本國民の物の見方や感じ方、わざ、うでまへといつたやうなものによつて、日本に獨特の個性をそなへてゐながら、それが世界の人々によつてひろく理解され喜ばれるだけの一般的な美しさをそなへてゐるのである。

國民文化といふことを強調する場合に、それがただ自分の國民だけに特別なもので、他の國民に理解もされず尊重もされないものであつてはならない。國民文化は國民の長所を生かして世界人類の文化につくすところにそのぬうちをもつてゐるのである。これまで日本的な學問とか、日本的な經濟とか、日本的な道德とかが盛んに説かれたが、かうした國民文化がねに一般的な人類文化に根ざしてゐなければ、ひとりよがりになるであらう。はじめから日本の特色を出さうとつとめて喜ぶやうなものを求めて、しかも日本人としてできるだけの力をつくし、さへすればよい。そこにおのづから日本國民の特色もあらはれてきて、人類文化に根ざした國民文化がつくられるのである。文化國家としての日本の國民は、このやうな態度で文化のためにはたらかねばならない。

三、これからの教育はどんな人間をつくるべきか

(一) 文化を理想とする人間をつくること

かつて中國の留學生が日本の子供たちの遊びを見て、「日本では子供たちが戦争ごっこ・兵隊遊びを盛んにやつてゐるのに、親や教師たちは、なぜあれをやめさせないのだらう。」と質問したことがある。中國では「戦争ごっこ」は「どろぼうごっこ」よりさらにわるい遊びとされてゐるといふのである。「しかし日本人は戦争ごっこはわるい遊びとも思はないし、子供たちは兵隊になつて手がらを立てることを將來の理想と考へてゐるのである。」とわれわれは説明した。中國の留學生は、さうした考へ方を軍國主義的であるといふのである。さういはれてみれば、われわれがこれまでよいとしてきたことや、氣がつかずにやつてゐたことが、實は國民を戦争へと導くやうなはたらきをしてゐたのである。子供たちの讀物にも、歌にも、遊びにも、戦争に關係したものがどんなに多かつたであらう。これらを取り除いて青少年を全く新しい方向に進ませるのが平和國家の教育である。「大きくなつたら兵隊に」とか、「日本の國をもつと大きい國に」とかいふやうな理想を子供たちにもたせないで、むしろ學問をもつて、道德をもつて、藝術をもつて、世の中のためにつくしたいといふ理想をもたせるのが、文化國家の教育である。科學者としてのキュリー夫人、醫學者としての野口英世、織物機械の發明家としての豊田佐吉、電氣王といはれるエヂソン、種痘の發見者チェンナーなどが、子供たちの新しい理想でなければならぬ。

(二) 日常生活において文化への芽生えをのばすこと

しかもこのやうな偉人になることを、はじめから目あてにせよ、といふのではなく、むしろ毎日の學校生活や家庭生活において、學習や遊びの中で、文化的なはたらきの芽生えをのばすことが、教育の仕事である。青少年はその本性をすなはちあらはす場合には、眞實なもの、美しいもの、善いものを、何か他のもの手段としてではなく、それ自身を目的として、熱心に求める。例へば算數においては、兒童は問題を解くことそのことに興味を感じ、計算を正しく速くやることそのことに

満足をおぼえるのであつて、學業成績をよくしたいとか、教師や親にほめられたいと思つて算數を學習するのではない。圖畫では美しい色や形そのものを愛してそれに心を打ちこむのであつて、何か他の目的の手段として、いやいやながらそれを畫くのではない。積木を積んだりくずしたり、おもちゃを分解したり組合せたりするときには、ただそのこと自身にむちうになつて遊ぶのである。また青年はその本性をいつはらずにあらはす場合には、正義感や研究心を強くはたらかせる。自分や他人の行爲について、不正なことは不正なるがゆゑにしりぞけ、世界や人生について眞實を眞實として求めるのである。兒童や青年のかうした態度のうちに、科學や藝術や道德の文化をつくり出すはたつきがよくまされてゐる。これをおさへずゆがめずのばすことが教育である。平和的文化國家の教育は、格別かはつた教育を意味するのではなく、青少年の本性を重んじて、文化を求め心育て、文化をつくり出す力を養ふことである。それは教育のほんとうの道を進むことにほかならない。

戦時中は教育もまた戦争の手段に使はれ、せまくかたよつて行はれた。青少年たちに、あれも學ばせたい、これも習はせたいと思ひながら、それらが戦争と直接に關係がないために、やむを得ずさしひかへねばならなかつた。人間が何を要求するかといふよりも、戦争が何を必要とするかといふ立場から、教育の目あても内容も方法もきめられた。今こそ人間の本性の要求するままに、廣く豊かな文化を目ざして、教育の本道を進むことができるのである。

四、教育者はどこに希望と喜びとを見出すべきか

以上にわれわれは、新しい日本を建設するために、何を取り除き、何をのばすべきかを論じてきた。これらすべてを、教育者は先づ自ら十分に理解し、さらに青少年にもわからせ實行させなければならぬ。

(一) 物質的生活の改善

それにしても、もともと苦勞が多くて、むくみられることが少かつた教育者が、今日の狀態において、いよいよ生活上の苦しみを體驗しつつあることは同情をたへない。その上、戦災で焼かれた學校もあり、教具や文房具は不足し、教科書の供

給すら不十分で、新しい方針や高い理想を示されても、その實現は大へんむづかしいであらう。この點に關しては當局としてもできるだけつとめてゐるが、一方また教育者自身も、教育會や教員組合などを健全に發達させて、自ら助けると共にたがひに助けあひ、この問題の解決につとめられることを、われわれは期待してゐるのである。

(二) 教育の本道を進む喜び

しかし物質的方面の苦しみが多ければ多いほど、これを解決するほんとうの力は精神にあることを忘れてはならない。物質的條件の改善そのもののためにも、ゆきとどいた計畫、強い忍耐、關係方面との協力といふやうな精神的なはたらきを必要とするのであるが、さらに物質上のなやみを精神上の希望や喜びによつてつぐなふといふことも、きはめて大切なことである。そして教育者はとくにこの點において惠まれた立場におかれてゐる。すでに述べたやうに軍國主義や極端な國家主義の國家においては、教育もまた戦争の手段とされたり、國家のためといふ口實のもとに指導者からかんしよされた。したがつてそこでは教育者が自由な意思をもつて教育の本道と信する方向に進むことができず、上からの命令に引きずられたり、外からのあつぱくにおされたりして、意氣もおのづから振はない狀態にあつた。平和的文化國家になつて教育がその本道にかへつたのであるから、教育者はだれにも束縛されることなく、自由にその本分に力をつくすことができる。これが今日の教育者の大きな喜びでなければならぬ。

(三) 將來への希望

さらに眼を將來にそくとき、教育者はかがやかしい希望をもつことができる。「青少年をもつことは將來をもつことである。」といはれてゐる。國家としても世界全體としても、將來いかにあるべきかといふ理想は、今日の青少年の教育を通して實現するほかはないのである。世界歴史をつらぬく大きな動向にうながされて、祖國が新しく生まれかはらうとしてをり、それが間接に今日のなやみと混亂との一つの原因となつてゐるのであるが、その世界歴史の方向に照らして祖國の將來を見通し、これを現在の青少年の教育において實現するのが教育者のつとめである。教育者が先覺者でなければならぬわけもここに存する。

明治維新のとき、上野の森で官軍と幕府軍との戦ひが行はれてゐたその最中に、先覚者福澤諭吉は、おちついて青年學徒に新しい日本の行く手を教へてゐた。この人こそ、世界の大事を知り、祖國の將來を察して、希望と喜びとをその胸にいだいてゐたのである。この先覚者の心持こそ今日の日本の教育者の心持でなければならぬ。

さらに教育精神のものはんと仰がれ、教育の聖者としてたゞへられてゐるベスタロッツは、どんな一生を送つたであらうか。フランス革命のあらしがかれの祖國スイスにも荒れくるつて、親を失ひ家を焼かれたみなし兒。貧兒たちは、たよる力もなくちまたをさまよつてゐた。青年時代から革命運動に深い關心をいだいてゐたベスタロッツは、結局その一生がいの力をそよがれられな子供たちの教育にそそいだのである。「こじきを人間らしく育てるために自分はこじきのやうに生活した」といふのがかれ自身の告白である。今日の日本の教育者にこじきの生活をせよといふのではないが、生活のなやみの中にも高い理想を仰ぎ、貴いつとめによつて自ら慰めたこのベスタロッツの精神こそは、永遠に教育者の力であり光でなければならぬ。今日の教育者がつちかひ育てる青少年の心の若芽が、五年、十年、三十年、の年月を経てりつぱにのびてゆくとき、軍國主義や極端な國家主義はあとかたもなくぬぐひ去られ、人間性・人格・個性によくまれるほんとうの力が、科學的な確かなと哲學的な廣さと宗教的な深さとをもつて十分にはたらかされ、そこに民主主義の原理はあまねく行はれて、平和的文化國家が建設せられ、世界人類は永遠の平和と幸福とを樂しむであらう。かうした高く遠い理想を、單なるゆめに惹かせないで、毎日の教育活動を通して、一歩々々確實に實行してゆくと、そこに教育者の希望があり喜びがあるのである。

研究指導要目

- 一、日本の歴史を通して、國民の平和を愛する精神と、職を好む精神とが、どんな形ではられてきたかを研究しよう。
- 二、日本の美術において、どんな點が外國の人々に喜ばれるかを研究し、そこに日本の國民性のどんな方面があらはれてゐるかを調

- 三、戦時と戦後とをくらべて、教育者のなやみと喜びとが、どんな點に見出されるかを話し合はう。
- 四、本書第一節前篇の全體を通してどんな印象を受けたかを話し合はう。

べてみよう。

Approved by Ministry of Education (Date June 15, 1946.)

昭和二十一年六月十五日 翻刻印刷
昭和二十一年六月三十日 翻刻發行
〔昭和二十一年六月十五日 文部省検査済〕

新教育指針 第一部 前篇(第二分册)

定價 金六拾五錢

著作權所有 發行者 文 部 省

翻刻發行者	東京郡小石川區久堅町一〇八 日本書籍株式會社 代表者 大橋光吉
翻刻發行者	東京郡王子區堀船町一ノ八五七 東京書籍株式會社 代表者 井上源之丞
翻刻發行者	大阪市西成區津守町五九六 大阪書籍株式會社 代表者 中井利正
翻刻發行者	東京都京橋區銀座一ノ五 大日本圖書株式會社 代表者 佐久間 昇吉郎
翻刻發行者	東京都神田區岩本町三 中等學校教科書株式會社 代表者 加野 庄吾
翻刻發行者	東京都神田區錦町一ノ一六 師範學校教科書株式會社 代表者 森下 松衛
翻刻發行者	東京都神田區岩本町一 青年學校教科書株式會社 代表者 宮本 金七
印刷者	佐久間 長吉郎
印刷所	東京郡牛込區市谷加賀町一ノ二二 大日本印刷株式會社

新教育指針 第三分冊

—第一部 後篇 新日本教育の重點—

〔第一章より第七章まで〕

文
部
省

目次

第一部

前篇 新日本建設の根本問題

- 第一章 序論—日本の現状と國民の反省……………一
- 第二章 軍國主義及び極端な國家主義の除去……………一〇
- 第三章 人間性・人格・個性の尊重……………三
- 第四章 科學的水準及び哲學的・宗教的教養の向上……………六
- 第五章 民主主義の徹底……………一六
- 第六章 結論—平和的文化國家の建設と教育者の使命……………二四

後篇 新日本教育の重點

- 第一章 個性尊重の教育……………二六
- 第二章 公民教育の振興……………三六

- 第三章 女子教育の向上……………三七
- 第四章 科學的教養の普及……………八一
- 第五章 體育の改善……………九一
- 第六章 藝能文化の振興……………九九
- 第七章 勤勞教育の革新……………一〇五

第二部

- 第一章 はしがき—第二部のめあて……………一
- 第二章 教材の選び方……………一
- 附、參考資料……………一
- 第三章 教材の取扱ひ方……………一
- 第四章 討議法について……………一
- 附錄、討議法の實際……………一
- 附錄 マッカーサー司令部發、教育關係指令……………一



849251

第一部

後篇 新日本教育の重點

第一章 個性尊重の教育

一、教育は何ゆゑに個性の完成を目的とするか

個性とはどういふものであるか、そして軍國主義及び極端な國家主義が、いかに個性をおさへたか、したがつて新しい日本を建設するために、國民各人の個性をのばすことが、いかに大切な土台であるか、といふことについては、すでに前篇の諸章でしばしば論じた。新しい憲法の草案に「すべて、國民は個人として尊重される」ことが規定せられてゐるのも、そのためである。ここではかうした立場から、新日本教育の重點の一つとして、個性の尊重を取りあげ、これを教育の目的及び方法の両面から考へてみよう。

(一) 個性の完成は、人生を目的にかなつた幸福なものとする。

教育は人間を人間らしく育てあげることが目的とする。人間らしく育て上げるといふのは、人間性をおさへずゆがめずに發展させて、りつぱに仕上げることである。しかるに、すでに述べた如く、人間は人間であるといふ點ではみんな同じであつて、だれでも人間性をそなへてゐるのであるが、その人間性のあらはれ方は、各人においてそれぞれがらつてゐる。そこに個性が成り立つ。したがつて人間性をのばすといつても、實際には一人々々の個性を完成することのほかにはあり得ない。みんなを同じ人間にすることは、できもしないし、望ましくもないのである。

人間性は何ゆゑに個性としてあらはれるのであらうか。それは第一に各人がそれぞれが持つ素質をもつて生れるからであり、第二にこの素質の発展に影響を及ぼすものが、各人に對してそれぞれが持つてゐるからである。素質は先祖からの遺傳によつて先天的に、すなはち生れながらに與へられるのであるが、先祖のもつてゐるいろいろな性質のうちで、どういふ性質が、子孫のだれにあらはれるかによつて、同じ先祖の子孫でも、ちがつた素質をもつことになる。したがつて、同じ両親から生れる兄弟姉妹は、たがひにた素質をもつてゐると同時に、くわしくみれば、それぞれにちがつた素質をもつてゐる。またこのやうな素質は、後天的な、すなはち生れた後の影響、例へば環境のしげきとか、教育の受け方とか、自分の修養の仕方などによつて、それぞれちがつた方向にのびてゆく。だからすべての人は先天的素質においても後天的影響においても、全く同じではあり得ず、そこに一人々ちがつた性質、すなはち個性をもつてくるのである。

このやうに各人は獨特の個性をそなへてゐるのであるが、その個性には、長所もあれば短所もある。教育が個性を完成するといふことは、その人の長所をのびし短所をあらためて、その人のねうちを實現させ、この世におけるその人の役目をはたさせることである。このやうにしてこそ、各人は生れたかひがあり、ほんとうに目的にかなつた、幸福な人生を送ることができるのである。

(二) 個性の完成は、社會の連帶性を強め協同生活をうながす。

個性を完成するといふことは、一人々々を、ばらばらにはなれた、ひとりぼつちの人間にすることではない。人間は「社會的生物」であつて、たがひに協力し助けあつて生活する能力をもつてゐる。他人の心持に同情したり共鳴したりする心をそなへてゐること、言葉や文字のやうに自分の思想・感情を他人に傳へる手段を發達させること、禮儀・作法・慣習・法律などをつくり出し守ることなどは、いづれも人間が社會的生物としてすぐれた能力をもつてゐることを示すものである。だから個性を完成するといふことは、當然このやうな能力を發達させることをふくんでゐるのであつて、個性が完全になればなるほど、このやうな能力が發展させられて、他の個性とのつながり、すなはち社會的連帶性が強くなつてくる。りつばな人間ほど世の中の人々と關係が多くなり、社會のためにつくすことが多くなるのは、このためである。

また人々はそれぞれの個性を完成するにつれて、ますます社會の協同生活を要求してくる。自分の個性が他の人の個性とちがつてゐるために、自分ひとりではすべての要求をみたすことができない。そこで自分の長所をもつて他人の短所をおぎなひ、他人の長所をもつて自分の短所をおぎなふことが必要となつてくる。そこに社會の人々の協同生活がうながされるのである。自分の個性を完成するといふことは、それに應じて社會における自分の義務と責任とをはたすことである。同様に他の人々もそれぞれの個性を完成して、それに應ずる義務と責任とをはたす。このやうにして、すべての人々が個性の完成を通して社會の協同生活に奉仕することになるのである。

(三) 個性の完成は社會の進歩をうながす。

人間性は限りなくゆたかな可能性をふくんでゐて、時代の進むにしたがつて、いろいろのすがたであらはれ、しかもそれはだれかの個性としてあらはれる。キニーリー夫妻、エヂソン、豊田佐吉のやうに新しい發見・發明をする人々、ラファエロ、ミケランヂエロ、狩野元信のやうに新しい藝術作品をつくり出す人々、ルソー、リンカーンのやうに社會の仕組やならはしに革新をうながす人々などは、さきの時代の人々にあらはれなかつた人間性を自分の個性においてあらはすのである。だから社會が進歩するためには、人々が自由にその個性を發展させるやうにしなければならぬ。教育において生徒の個性を重んじないで、一定の考へ方や生活の仕方をすべての生徒におしつけ、みんなを同じかたに育てようとするならば、このやうな發見・發明・創造・革新がおさへられてしまふので、社會が進歩することはできない。軍國主義及び極端な國家主義の教育が、國民に一定の信仰や思想や生活様式をおしつけようとしたことは、日本の近い過去がその例を示してゐる。眞の民主主義の社會では、他人の信仰や思想や行動について、寛容といふことを重んずる。すなはち、各人の自由を重んじ、自主獨立の考へや行ひを重んじ、新しい文化をつくり出すことを重んずる。したがつて個性を發展させることに教育の重點をおき、それによつて社會のふだんの進歩をうながすのである。

二、教育の方法において、個性を尊重するにはどうすればよいか

個性尊重の教育は、個性の完成を教育の目的とするとともに、個性に応じて教育することを教育の方法として重んずる。そのためには次のやうなことがらにつとめなければならない。

(一) 生徒の自己表現を重んずること

個性を完成させるためには、生徒が社会の慣習や流行のままに一樣の生活をするといふのでなく、おのおの自分の特色をあらはすといふ態度を重んじなければならぬ。すなはち、どんな場合でも、自分の考へてゐること、自分のよいと信じてゐることを、はつきりと言葉や行動に表現するやうな習慣をつけることが大切である。このことは同時に教師や友人がその生徒の個性を知るためにも必要な条件である。

(二) 生徒の個性をしらべること

個性に応じて適切な教育をするためには、先づ一人々々の生徒にあらはれてゐる個性をよくしらべることが必要である。現在の個性には、すでに述べたやうに、先天的素質と後天的影響とが、ともにあらはれてゐる。この両面は結びついてゐて、その一方だけを引きはなして取り出すことはできない。しかし後天的影響によつて得られた性質や能力を用ひなくてもできるやうな、單純で根本的なはたらきをやらせてみれば、先天的素質に割合に近いものを見出すことができる。職業指導に際して行はれる「適性検査」には、この先天的素質をしらべることがふくまれてゐる。

しかし後天的影響をもふくめた個性をしらべるときには、つねに生徒と生活をともにしてゐる教師が、生徒のはたらきそのものを直接に観察することが大切である。また生徒の作品、親や友人の報告、生徒自身が自分で反省して語る報告などを通して間接に知ることが必要である。

これらの方法によつて得られるいろいろの特色は、適當に分類し整理して「個性調査票」に記入することが便利である。しかし個性とは、ばらばらの特色を意味するのではなく、すべての特色がまとまつて全體としてあらはす特色を意味するのであるから、個性調査票に記入された各方面の特色を、たがひに結びつけ關係づけて、その生徒の全體としての特色をとらへるやうにつとめなくてはならない。〔國民學校公民教師用書第二部一參照〕

(三) 教材の性質や分量を個性に合はせるやうに工夫すること

教育の基礎的な段階、すなはち初等教育のとくにその低學年においては、すべての生徒に、一定の教材を學習させることが必要であるが、その場合にも、方法上の工夫によつて、生徒が喜んで學習するやうに仕向けねばならぬ。〔本書第二部第三章參照〕

學年の進むにつれて、すべての生徒に全く同じ性質及び分量の教材を強ひることは、個性にあはなくなる。もちろんこの段階でもすべての生徒に共通に學ばせる必要のある教材もあるが、そのほかに、生徒各自の興味や能力に応じて自由に利用し得る教材があり、教師もそのやうな教材を用意すべきである。教科課程のうち、教材や時間を配當するにあつて、共通必修の部分と、各人が自由に選擇し得る部分とを分けておくことがよいであらう。また教科書もこの點を考へてつくり、すべての生徒に必ず學ばせる部分と、自由に選んで學ばせる部分と兩方面をふくませるやうにするのが望ましい。

(四) 學習及び生活訓練において個性を重んずること

生徒各自が自分の性質や能力に適合する方法で學習するやうに、また同じ問題を數人の生徒が協同して研究し、各々自分の長所をはたらかせて協同の仕事を担当するやうにすることが、個性に應ずる仕方である。「討議法」の如きも生徒の個性をよくあらはしながら協同して學習させるのによい方法である。

さらに校友会の活動や、學級の自治的經營などにおいても、生徒は各々自分の長所をはたらかせるやうな仕事を分擔し、それらが相より相まつて協同生活がりつばにできるやうにしなければならぬ。さらに教師が生徒に接するにあつて、生徒各自の個性に應じた態度をとることが必要である。生徒に何かを問うたり、生徒の答を處理したり、生徒の行ひについて、ほめたりしかつたりするにも、十人十色の個性に應じてそれぞれがたつた仕方がなければならぬ。

(五) 進學や就職の指導に個性を重んずること

生徒を上級學校に入學させたり、職業に就かせたりするに當つて、最も適切な方向に指導することは、教育の大切な仕事の一つである。この場合に目前の利害とか、世間の流行とか、兩親の都合とかに動かされることなく、生徒自身の個性を最

もよくあらはすことのできる道を選ばせることが必要である。それがつまりは世の中のためにもなり、兩親のためにもなるのである。

研究協議題目

- 一、各教師が個性調査票の案をつくつて持ち寄り、それらをもつて研究の上、最も適切な個性調査票をつくらう。
- 二、數十人の生徒をもつた学級で、個性尊重の教育を行ふために、どんな工夫をしたらよいかを討議し、その結果を實行しよう。
- 三、個性尊重の教育を行ふために学校の設備の上で改善すべき點を研究し、實行しよう。
- 四、自己表現の不十分な子供、とくに教室で發言しない子供に、どうして自己表現をさせることができるかを工夫し實行しよう。
- 五、初等科四年以上の生徒に對し、毎週四時間乃至八時間の授業を、個性に應じて自由に選擇させる計畫を立て、これを實行しよう。
- 六、明年三月卒業すべき生徒の個性を調査し、彼等の進學又は就職の指導に利用しよう。

第二章 公民教育の振興

一、公民教育は何を目ざして行はるべきか

公民といふのは、國家において國民として法律上の權利を認められてゐる人間を指すのであるが、ここではさらに廣く社會の一員としての人間を意味する。そして社會といふうちには、世間とか世の中とかいはれるやうな社會だけでなく、家も國家も國際社會もふくまれる。かうした廣い意味の社會において、社會と自分との關係及び自分と他の人々との關係をよく理解し、自分の地位と責任とを自覺し、自分の本分をはたして、社會のためにつくすやうな人間をつくるのが、公民教育である。いひかへれば社會を構成してゐる一員として、社會の協同生活をりつばにいとむために必要な知識や技能や性格を身につけさせるのが公民教育の目的である。

このやうな教育を受け持つ科目に古くから「修身」があつた。それは本來、主として個人の内面的な道德的心情に關するものであつて、正善を求める心をのばし、良心の要求にしたがふ態度を養ふことを目あてとしてゐた。しかし實際の社會の仕組みや移り行きの中で、行動をさせるといふ點からみると、「修身」だけではなほ物足りないところがあつた。そこでやがて「公民」と名づけられる科目がつくられたが、これは法制や經濟についていろいろの知識を與へることに止まつて、實際の社會生活を指導するまでには至らぬ場合が多かつた。數年前に改正された教科課程では、「公民」をあはせた「修身」が設けられた。しかし軍國主義や極端な國家主義に禍せられて、生徒に道德を命令的におしつけたり、みんなを同じ型にはめようとしたり、徳目を言葉でいはせて満足したり、あるひは無批判的に一定の「行」を積ませたりした。われわれが、いま新しい教育の重點として新しく考へてゐる公民教育は、右のやうな缺點をのぞいて、本來の正しい意味における「修身」と「公民」とを、人間のほんとうの在り方にもとづいて、一つにまとめたものである。すなはち人間は、だれでも進んで自立的に正しいこと、善いことを求める道德心をそなへてをり、しかも人間はすべて社會生活をするものであるから、その道德

心が社會における人間の正しい善い在り方としてはたらかねばならない。このやうなはたらきを、すなほにのばして、りつばな社會人をつくるのが公民教育の目ざすところである。

二、公民教育の主な内容は、どのやうなものであるか

右に述べた目的を達するためには、公民教育としてどのやうなことから取り扱ふべきであらうか。

(一) 人と社會

先づ人間といふものがどんなものであるか、それが社會においてどんな地位をしめ、どんな役割をもつてゐるかを、自覺させることが必要である。身體と精神とを一つに統一してゐる人間、自由な意思をもつて、心身のはたらきを支配し調和させてゐる自主的な人格としての人間、そして家や郷土や國家や世界などの社會の一員として、秩序ある協同生活をいとなんでゐる人間——かうした人間は、自分の生活が他の人々の生活といかに關係してゐるか、また自分の行ひが他の人々にいかなる影響を及ぼすか、自分が社會に對してどんなに大きな責任を負うてゐるか——かうしたことから十分に自覺させ、理解させることが、公民教育の主な内容である。

(二) 家族生活

人と社會との關係を、生徒の屬する主な社會について實際に指導するのが公民教育の仕事である。そこでは先づ家について、父母・兄弟・姉妹の關係や家における食・住・衣の生活などについて、正しく理解させ、深く反省させ、りつばに實行させねばならぬ。

(三) 學校生活

學校は若い生徒にとつて最も影響の多い社會である。それは學校外の社會と關係を保ちながらも、とくに教育の目的にかなふやうにつくられた社會である。生徒はここでおよそ社會生活に必要なことから、基本的な形において學ばなければならぬ。すなはち學校といふ社會が、その成員たる生徒の人格を尊重し幸福を増進すること、生徒の健康・知識・技能・情

操・徳性などを向上させること、生徒は協同生活の秩序や規律を守るべきこと、自分の利益の追求が他人の利益を害してはならぬこと——これらのことから學校生活の實際について理解させ實行させることが、公民教育の大切な内容である。

(四) 社會生活

生徒の生活環境たる隣組や市町村などの身邊の社會から出發して、廣く社會一般について、その社會における分業と協同の状態、いろいろのならばし、地方自治の正しい運用、公益の必要なわけ、各種の社會問題とその解決の方向などを、理解させ、かつ、その實行を指導するのが、また公民教育の大切な内容である。ここでは生徒の能力に應じて「社會研究」を行はせ、それにもとづいて社會生活のあり方に導くことが必要である。

(五) 國家生活

國家といふものが、他の多くの社會に對してどんなに重要な地位をしめてゐるか、近代國家はどのやうにして發達してきたか、政治のいろいろな形、とくに民主政治のあり方はどうか、新しい憲法の精神と主な内容は何か、また國家の經濟状態はどうか、國民經濟と世界經濟とはどんな關係にあるか、などについて精確に理解させ、この理解にもとづいて、それを生活の仕方のうちにしみこませ、生徒の日常生活を指導しなければならぬ。

(六) 國際生活

國家が國際社會のうちにおかれてをり、人間は單に國民であるばかりでなく人類世界の一員であることを考へさせること、他の國々の政治形態を、それぞれの國民性や歴史との關係において理解させ、他の國民生活の仕方がそれぞれ意味があり目的にかなつてゐることを認めさせること、そのやうなおほらかな、おもひやりのある心持をもつて、自分の國民の自由と他の國民の自由とをともに重んじさせること、さらに世界の永久平和を保つための仕組、例へば國際聯合がどのやうに進められてをり、それに對して國民がどんな責任を負はねばならぬかを知らせること、——これらが國際生活に關する公民教育の主な内容である。

三、公民教育はいかなる方法で行はるべきか

(一) 實際生活を指導すること

公民教育の出発点ともなり、またつねに土台となるものは、實際生活の指導である。学校において直接に指導することのできるものは、生徒の學校生活であるが、家庭の生活や社會の生活も、學校において反省や討議の材料とすることによつて間接に指導することができる。

國民學校の低学年や中学年においては、公民教育のために特別の教科書をつくつたり、特別の授業時間を設けたりしないで、兒童の社會生活そのものについて、いつでも指導するといふ方法がよいであらう。

國民學校高学年や、中等學校以上の生徒に對しては、相當に體系のある内容を知識として學習させることもできるのであるから、そこに特別の教科書や授業時間も設けられるのが當然である。しかしその場合でも、實際生活の指導は決して止めるのではなく、かへつて實際生活の經驗が知識としての學習の土台ともなり材料ともならねばならない。

(二) 自治の修練をすること

右の如く相當の年齢に達した生徒に對しては、級長とか組長とかを選挙させたり、當番をつとめさせたりして、協同生活の指導者、世話役としての修練をつませることができる。また寄宿舎、圖書室、農場、消費組合などを生徒に自治的に經營させることもよい。さらに遠足・見學・旅行などの計畫には生徒を参加させ、校友會における各種の文化的活動や運動競技などは、生徒自らの責任をもつて運営させることが望ましい。このやうに生活に結びついて自治の修練を行ふことが公民教育の大切な實習である。これらの場合に、生徒の團體やその活動を指導する者は、生徒の中から選ばせ、校長や教員は助言者の地位に立つことが、生徒の自治の修練のためによい方法である。〔國民學校公民教師用書、二・二、參照〕

(三) 知的な指導に各種の方法を工夫すること

實際生活をつねに土台としながらも、公民として必要な知識を得させるためには、それに適する方法をとらねばならない。先づ教師の講義や説話による方法においては、その内容を生徒の關心の深いことから選ぶこと、その重點を明かにし、順序を正して話すこと、そして生徒に暗記を強ひることなく、むしろ生徒自らの思考。反省をうながすやうに仕向けることが必要である。

次に問題を課し、または生徒に問題を發見させて、それを自ら研究させ、その結果を發表させて、たがひに批判させ、教師も指導するといふ方法もよい。その場合にも、問題は生徒の經驗に結びついて實際生活に關係の深いものであること、その解決の結果だけでなく解決の過程やその苦心に眼をつけること、發表の仕方を工夫させ、これに對する批判の態度をも指導することが必要である。この場合に批判が惡意をもつて行はれ、學級生徒の前で當人の名譽をきずつけるやうなことがあつてはならない。批判は公正で親切で建設的であればならぬ。

(四) 討議法

同じ問題について、論議し話し合ふ方法は、公民教育の方法としてとくに重要である。この場合には、各自がよく調べたり考へたりした上で發言すること、發表は簡單でしかも要點をはつきりあらはすやうにすること、自分だけ發言しないで、他のものにも發言の機会を與へること、他のものの發言をよくきくこと、討議が問題の中心からはなれぬやうに注意すること、一應のまとまりをつけ結論を求めること、などが大切な要件である。これらの點については第二部においてさらに詳しく述べるであらう。

(五) 社會教育としての公民教育をさかんにすること

以上は學校教育としての公民教育の方法を述べたのであるが、公民教育を十分に行ふためには、學校の生徒だけでなく、一般社會の人々を全民として教育することが必要である。その方法としては、大學や専門學校などで一般社會人を相手とする講義や演習を行ふこと、國民學校や中等學校で、母親學級とか父兄會とかを催すこと、各種の團體で講演・映畫・紙しばひ・パンフレット・ポスターなどによつて公民教育を行ふこと、圖書館・博物館・美術館などの利用を一そうさかんにすることなどが考へられる。とくに最近各地に設けられつつある「公民館」は公民教育の中心的施設であつて、これを十分に活

用することは公民教育振興のために、きはめて大切なことである。しかし公民としての心情や態度が何であるかを知識として知らせるよりも、公民生活そのものを社會生活の上で實際に行はせることが最も有効な方法である。例へば何か事をきめるのに、代表者を選んで討議させ、討議の仕方を訓練し、とくに多數決の原理をよく理解させることが望ましい。すなはち多數者が少數者の意見を無視することなく、少數者は多數者の意見にしたがふといふ民主的な態度を養ふことが、社會教育における公民教育の大切な一面である。このやうにして一般社會人の公民的教養が高まるならば、それは生徒にもよい影響を及ぼし、學校の公民教育の有力な背景となるであらう。(なほ本章は公民教育のあらましを述べただけであつて、その一そうくわしい内容は、國民學校及び中等學校の公民教育教師用書に説かれるであらう。)

研究協議題目

- 一、終戦後の社會状態が生徒の思想及び行動の上に、どんな影響を及ぼしてゐるかを調査し、対策を立て、實行しよう。
- 二、校友會の活動を一そうさかんにする方法につき協議し實行しよう。
- 三、學校所在の市町村に、どんな社會問題があるかを調査し、その中から生徒の實生活に最も關係の深い問題を取り上げて討議させよう。

- 四、各學年生徒の發達程度に應じて、どんな事柄を自治に委ねたらよいかを教師が研究し、これを生徒に實行させよう。
- 五、運動會について、上級生徒を役員に任命し、計畫を立てさせ運営させよう。
- 六、ある學級の討議法による授業を、全校職員が參觀し批評して討議法の正しい仕方について研究しよう。
- 七、民主的生活方法について、市町村の老人や子供にわからせるやうな紙芝居をつくり、學校又は市町村の適當な場所、これを實演しよう。

第三章 女子教育の向上

一、なぜ女子教育を向上させなければならないか

今日の日本において、われわれの強い關心を要求する問題はきはめて多い。中でも女子教育の向上と改善とは、最も大切な、しかもさしせまつた問題である。

新日本建設の出發にあたり、いちはやく婦人に参政權が與へられた。また新しい憲法の草案においては、女子に男子と同等の權利をみとめてゐる。これによつて女子の社會的地位はいちじるしく高められ、それにとまつて責任もまたすこぶる重きを加へることとなつた。

しかし靜かにかへりみると、現在の日本の婦人が、はたしてそれにふさはしい教養を身につけてゐるであらうか。用ひるすべを知らないものに與へられた力は、單に無意味なものであるばかりでなく、かへつて自他をほろぼすものともなるのである。幼い子供にマッチを與へ、刃物をつかはせることが、いかに危険であるかは、あらためて説くまでもないであらう。それほど極端ではないにせよ、日本の婦人が参政權をはじめ、新たに法律によつて與へられるいろいろの權利を、正しく用ひ、それにとまつた義務と責任とをつばにはたすことが、どうしてできるであらうか。女子を現状のままに止めておいたのでは、それはむづかしい。けれども、教育さへ十分に與へるならば、その新しい義務と責任とを、りつばに、はたし得るにちがひない。これまで日本の婦人は、外ではたらく男子のために、内にこもつて家を守り、この點で男子におとらぬ重いつとめをはたしてきた。しかし今後の婦人は、ただ家を守るだけでなく、社會においても男子と協力して活動しなければならぬ。この點については、これまで日本の婦人の多くは低い教育しか與へられてをらず、一人前の個人として社會に立つやうには仕向けられてゐない。しかるに、いま日本がめざす民主主義の社會は、完全な個人を土台とし、男女の差別なく國民の一人々々の自覺と責任との上に、はじめて成り立つものである。だから新しい民主的の日本をつくるためには、國民の

半端をしめる女子の教育を革新し向上させることが、きはめて大切なことである。

二、何が女子教育の向上をさまたげてゐるか

女子教育の向上といふことは、これまでもしばしばいはれたし、またくはだてられた。それにもかかはらず、それが實際に行はれなかつた。日本の女子は教養・知識・科學技術の點で一般に劣つてゐる。これは何故であらうか。それは一言でいへば、今なほ國民の間に根強く残つてゐる封建的な心持であり、制度である。封建的制度から民主主義に到る道程は長いものであらうが、婦人の地位を改善することは、民主主義の實現にとつて、最も具體的な道である。日本の家族制度は封建制度の古い残りで、家をもつて生活の單位とし、個人は家に屬し家のために拘束せられる。いひかへれば個人の職業・財産・地位・名譽等は、家がにぎつてゐる。そして家長たる男子が家を代表し、女子は他の家族とともにこの家に屬する。女子は、家によつて養はれる代りに、家をながく續かせ榮えさせることをもつて、その使命としてゐる。そこで女子教育のめあても、おのづから、良妻となつて家の生活をとのへ、賢母となつてりつばな子供を生み育てることにおかれるのである。もちろん女子が妻となつた場合に良き妻であることは望ましいことであり、母となつた場合に賢明であることはさらに望ましいことである。しかしこれのみが女子教育のめあてであつてはならない。女子は、妻であり母である前に人である。だから、さきにしばしばのべたやうな、人間性の自由な發展が、女子についても重んぜられねばならない。しかるにこれまでは、良妻とはいひながら、男子から見ても都合のよいのを良しとし、教育の結果女子が人として正しい判断をもつやうになることは、よろこばれない傾向がたしかにあつた。

だから女子が個人として社會に立つことや、職業を通じて文化のためにつくすといふやうなことは、何か特別にかはつたことのように見られた。女子が職業をもつ場合も、それはただ家計をたすけるためだと考へられてゐた。また女子の道徳も、家を本位とし家のためになることが最上と考へられてゐた。そして例へば、貧しい家の娘は家のために身を賣ることすら、美德としてあやしまぬほど極端な場合も生ずるに至つたのである。

元來、封建的な社會においては、男子の地位は女子より高く、男子のうける利益と幸福とは、女子にくらべて一そう大きいのがつねである。日本においても、今日まで教育について方針をたてたり、これを實際に行つたりすることは、ほとんどすべて男子によつてなされた。女學校においてさへ、女子の校長が何人あるであらうか。女子教育の問題について男子は多く保守的である。女子を弱いもの、劣つたものと考へることに慣れて來た者が、女子を低い教育のままに止め、封建的な家族制度によさはしく教育をしようと思へるのも無理のないことであらう。だから過去のかうしたわるい風をあらため、新しい教育を發達せしめるためには、女子みづからの意見が、教育の上にも政治の上にも、實際に取り上げられることが大切である。この意味からも、女子の教養と地位とを一そう高めることが必要である。

民主的な社會においては、女子が男子に協力しなければならぬとともに、男子も女子に協力しなければならない。そのためには、教育についても男女によつて差別があるべきではない。そこで、それまで女子のためにとくに缺けてゐた高等教育機關を擴張し、大學を男女共學にすることや、女子のための大學を新たに設けることなどが要求せられる。しかし、これらの高い教育を受けるためには、多くの學費を必要とし、また修業年限の延長が結婚問題にも關係してくることもある。このやうな實情を考へるとき、高等教育の擴張とともに、中等・初等の女子教育を改善することが一そう大切なことである。われわれはかうした廣い範圍を通じて、今後の女子教育が何をめあてとし、何を重點とすべきかを考へてみよう。

三、女子教育は何をめあてとすべきか

女子教育のめあてとすべきことは、女子を個人として、國民として、完全に育てあげることである。いひかへれば男子と協力して新しい日本の建設に當ることのできる力を養ふことである。

元來、男子と女子とは本質的にちがつたものを多分にもつてゐるが、それと同時に共通した面をも、もつてゐる。だから女子の特質を生かすことも、もとより大切であるが、男子と共通する面を重んずることも同様に大切である。しかるにこれまでの女子には、例へば禮儀作法とか、家事裁縫とか、茶の湯・いけ花などが重んぜられ、社會問題や科學的教養を身につ

けさせることにおいて、すこぶる缺けてゐた。これからは、男も女もその力を十分にのばされ、ひとなみに社會に出て考へ、かつ判断する力を得るやうに教育されなければならない。女だからといって、早くからその力がおさへられたりゆがめられたりすることは、單に女のために不幸であるばかりでなく、社會全體のための損失である。

四、どんな點に力を入れるべきか

(一) 個人的社會的責任に對する教育

われわれはここに、これまでの日本の道德教育の缺點を反省し、これからとくに力をそぐべき方面を明かにしなければならぬ。元來、道德には上下の關係において成り立つものと、左右の仲間同志の關係において成り立つものがある。服従のごときは前者の例であり、寛容や協力のごときは後者の例である。上下の道德は命令によつて守られることもあるが、左右の仲間同志の道德は、自主的に自ら進んで守らないと、くづれてしまふ。われわれは今後、服従道德から自主的な道德へ進まなければならない。さらに家族としての道德だけでなく、個人としてまた社會人としての道德を重んじなければならない。日本人はさきのべた家族制度によつて、家族の一員としてまことによくつくすけれども、一人の人間としてりつばに道德を守り、また一般社會の人々に對して道德を守るといふことが不十分であつた。家庭にかへればよい夫であり、よい妻であり、よい子であつても、一步家庭を出れば他人をさしおいて電車の座席を獨占するといふ有様であつた。

女子の場合に、以上二つの點はとくに強調されねばならない。すなはち上の者から、男子から、家から、命ぜられたことをするといふだけでなく、自ら判断し自由な意思と責任とをもつて、よいことをするといふ自主的な道德が、これからの女子にはとくに必要である。また家族の幸福と同時に世間の人々の幸福を増し、社會の進歩と文化の向上とに役立つやうに、自分の行ひを自分で律してゆかなければならない。

(二) 科學教育

日本人が科學的精神にとほしく、したがつて生活がまだ近代化されてゐないことは、すでにしばしば述べたが、女子にお

いては、これがとくにいらじるしい。このことは、ただに消費面において不利であるばかりでなく、生産面においても大きな不利となつてゐる。戦時中、女子も男子とともに、あるひは男子に代つて多くの職場にはたらいだ。その際、女子は仕事に熱心であつたにもかかわらず、割合に能率があがらなかつた。それは女子が體力において男子より劣るだけでなく、科學的知識や技術において劣つてゐることがその原因であつた。家庭生活においても、科學的教養が低いために、これを合理的に處理することが巧みでない。そのために家庭の仕事は、ほとんど終日主婦の時間をとるほど煩雜はんざつのままにくりかへされ、食糧のむだな使ひ方のために十分の榮養をとることができず、乳幼児の死亡率を高からしめ、機械を使ふことが少くて手足と忍耐とをもつて労働をつづけてゐる。このやうな状態をくりかへしてゐる限り、時と物との余裕は生み出されず、女子は永久に低い教養のままに取りのこされるのである。

今日の日本には、家庭で科學的な生活をゆるすほどの設備も機械もない。しかしかうした困難の中にあつても、物事を合理的に取り扱ふ態度と工夫とを怠らなければ、次第に科學的教養が身について、そこからやがてすぐれた設備の機械も出來てゆくのである。

日本の女子のうちにも、少數の科學者は出てゐる。今後もこれに數倍する科學者を出し得れば、女子全般の地位も向上して、もとより喜ばしいことである。しかしそれにもまして、すべての女子が一そう高い科學的水準に達することが、大きな意義をもつことを忘れてはならない。〔第四章参照〕

(三) 經濟教育

これまでの法律においては、女子は結婚すれば財産をもつことができず、夫の許可がなくては金銭物品を贈與する權利もなく、この點では子供や精神病者のやうな無能力者と同じ扱ひをうけてゐた。しかし新しい憲法の草案においては男女に同等の權利が認められることになつてゐるのだから、これにもとづいて、家や社會においても、今まで認められてゐなかつた種々の權利が法律によつて女子に與へられることになるわけである。したがつて義務や責任も今までよりはるかに大きなものとなる。

しかも最近の経済上の實情からみれば、今までのやうに女子は男子に養はれ、妻は夫に頼るべきものとのみ考へることはもはや許されない。女子も男子と同じやうに職業につき、社會の生産を直接に受け持ち、経済的に獨立しなければならぬ場合も少くないのである。したがつて、茶の湯・生花などをもつて唯一の尊い教養とし、職業的技術の習得をいやしむやうな考へは根本からぬぐひ去らねばならぬ。もちろん茶の湯・生花なども女子の精神修養の助けとなることは明らかであるが、しかしそれが、これからの生活に必要な経済教育・職業教育におき代へられるやうなことがあつてはならない。

今までも、女子が経済的に獨立し得なかつたために、どれだけ不幸であつたかわからない。すなはち結婚に際して、相手を自由に選ぶことも許されなかつたし、家庭生活では低い地位におかれ、夫に死別した場合には、たちまち衣食の道にも困る有様であつた。今回の戦争によつて、たくさん女子が夫を失つたのであるが、もし経済的に獨立するやうに訓練されてゐたならば、その不幸はよほど少くなるであらう。これからの女子教育においては、経済生活に關する理解を深め、職業的訓練を施すことに、多くの時間と力を費さなければならぬ。

(四) 女子の劣等感をなくすること

日本においては、これまでは性の區別は明らかに階級の差別であつた。少女がいささかでもすぐれた天分のひらめきを見れば、どうして男に生まれなかつたかと残念がられ、女子自身は女子として生まれたことに宿命的なあきらめをもつ者さへあつた。それほど女子の劣等感は抜きがたいものとなつてゐた。もし女が進んで自分の意見をのべたり、一人前の權利を要求したりすれば、「女のくせに」といつて非難された。男子と女子と共學する學級で、女子が男子よりもよい成績を得れば、生意氣だといつて男子が攻撃するのである。學童の智能の發達は十三、四歳までは女子の方が早く、したがて學業成績もすぐれてゐる場合が多い。それを女はゆづるべきものとしておさへ、女のくせにといつて悪口をいはれたりするために、希望を失ひ、劣等感を植ゑつけられて、のびるべき才能をも、のびし得ないのである。だから男女共學の學校においては、しらすしらすの間に行はれてゐる男女の不當な差別的取扱に注意しなければならぬ。個人の差別はあつても性による差別は設けないやう兒童にも理解させ、教師自らもつねに反省すべきである。

また女子ばかりを集める女學校以上の學校では、「女だから」といつて周囲が甘やかしてくれ、ことを期待するやうな態度は止めなければならない。それと同時に、「どうせ女ですもの」といふ卑屈な劣等感をぬぐひ去ることが大切である。さうしてこそ、はじめて國民のすべてがひとしく喜びを分かち合ひ、各自の自覺と責任によつて、新しい、明かき、民主的の日本を建設することができるのである。

五、女教師はどんなに重い責任を負うてゐるか

女子教育を向上させるためには、國民全體がいろいろな方面から、力をつくさねばならないが、何よりも女子自らが女子の特色をあらはし、男子に劣らぬりつばなはたらきを示すことが必要である。とくに教育といふ仕事は女子の特色を活かすのに最もふさわしい仕事である。家庭の教育において、母が一番大切な役目を負ふのも、女子が本來子供を育てることを使命とし、そのために必要な多くの性質や能力——例へば温かな愛情、犠牲的精神、ゆきとどいた心づかひ、強い忍耐力など——をそなへてゐるからである。

學校教育においても、女教師がこれらの特色をよく活かすならば、男教師の及ばぬ力をあらはすことができる。その上では、女子が男子にくらべて劣つてゐる方面——例へば仕事の計畫をたてることや、職員生徒の全體を統一し指揮することや、外部の人々といろいろの交渉をすることなど——にもよく注意して修養してゆくならば、女教師は校長としても教育行政官としても、りつばにその役割をはたすことができるであらう。

このやうにして先づ教育の仕事において女教師の實力を示し、その地位を高めるならば、女生徒は女子の將來に希望をもち、男生徒は女子を尊敬し信頼する心をいだくやうになる。だから女教師は、ただ自分の地位の向上のためばかりでなく、すべての女子の地位の向上のために、重大な責任を負うてゐるのである。

研究協議題目

- 一、女子に参政権が與へられてから、自分たちの學校の女生徒の思想や態度の上に、どんな變化が起つたかを調査しよう。
- 二、これまで自分たちの學校教育において、男女により不當に差

別をつけてゐた點を調べてみて、それを改善しよう。
 三、これまでの女子は社會的活動をする上に、どのやうな教養が不十分であつたかを反省し、それを改善する方法を工夫し實行しよう。

第四章 科學的教養の普及

一、日本國民の科學的水準が低いのは何ゆゑであるか

今や戰爭は終つた。そして日本は、これから永久に戰爭をしないことを、憲法ではつきりときめたのであるから、もはや戰爭のための科學は、全く不必要となつた。しかし平和的文化國家として新たに出發した日本は、この新しい使命をはたすために、科學の力をますます必要とする。すなはち、荒れた國土を建てなほし、おとろへた産業をふるひおこし、みだれた秩序をとりもどし、國民の生活を明るく、すこやかに築きあげてゆくためには、物事を合理的・實證的・能率的に取り扱ふところの科學的教養を、ひろく國民一般にゆきわたらせねばならない。この意味において、「科學的教養の普及」は、新日本教育の重點の一つとなるのである。

日本國民の科學者水準を高めるためには、まづ、これまで、何ゆゑにそれが低かつたか、といふ原因を反省することが必要である。

(一) 日本においては科學の歴史がまだ新しい。

西洋では、ガリレオ、コペルニクス、ケプレル、ニュートンなどの名が代表するやうに、すでに十六世紀頃から、近代科學の歴史がはじまり、方法的に訓練せられつつ、數百年間、確實な發展が續けられてきた。しかるに日本では、江戸時代の末頃に、やうやく近代科學が西洋から取りいれられ、それにならつて進みつつ、わづかに百年たらずの年月を経たに過ぎない。したがつて、新しい發見をしたり、高い水準に達したり、國民一般にゆきわたらせたりするだけの餘裕がなかつたのである。

(二) 科學教育に對するあやまつた考へがあつた。

日本の指導者たちは、戦時中こそ、聲を大きくして科學教育の必要をさけび、いそいでいろいろの對策を試みたけれど

も、それまでは、科學教育について、はなはだ冷淡であり、むしろ、あやまつた考へすら抱いてゐた。すなはち科學教育を、「知育偏重」と混同して、これを有害なものと考へる人々すらあつた。このやうな指導者のもとでは、ほんとうの科學教育が發展するはずはないのである。

(三) 生活の科學化が不十分であつた。

日本國民は一般に、科學に對する關心と理解にとぼしく、日常生活を科學化することに不十分であつた。社會には、長い間つたへられてきた不合理な風習が、根かはらず行はれ、とくに農村の生活とか、女子が主として關係する家事方面などでは、能率のあがらぬ、まづいやりかたが、考へもなく續けられてきた。科學的な機械や道具などが用ひられる場合でも、それらのわづかな故障や破損を、自分で修理することもできないのが實情であつた。このやうな地盤においては、科學の芽ばえが大きく發展することは、望まれないのである。

(四) 日本國民性の缺陷が科學の進歩をさまたげた。

右に述べたやうな原因の、さらに根本には、日本人の考へ方の缺陷があつて、それが科學の進歩をさまたげてゐた。日本人は、自然や社會の出來事に對して、受け身の態度をとり、それが自分のために不都合であつても、進んで改善しようと思はず、むしろ、あきらめたり、盲従したりする風ができてしまつた。

また日本人は、物事を取り扱ふのに、「勘」とか「骨」とかいはれるやうな、主觀的・直覺的な力にたより、客觀的・合理的な方法を發展させることを怠つた。たまたま、その勘や骨にめぐまれた天才的な人間が、すぐれた技術をもつてきてても、それを、規則立つた方法の訓練によつて、多くの人々に學ばせたり、後世の人々につたへたりすることが、できなかった。

さらに日本人は、權威や傳統に盲従して、これを批判する態度がとぼしく、感情に支配せられて、理性をはたらかせることが少く、目や耳にふれぬ無形のものも尊敬して、物事を實證的にたしかめることが不得手であり、ぼんやりと全體を考へるだけであつて、細かに分析して考へるところにまで進まない風がある。これらの性格は、いづれも科學的精神と相反するものであつて、これが日本における科學の進歩をさまたげてきた根本の原因である。

われわれは、以上の反省に出發し、進んで、科學とはどのやうなものであるか、すなはち科學はどんな方法と態度によつて行はれるか、そして科學的教養を國民一般にゆきわたらせるにはどうしたらよいか、を考へてみよう。

一、科學とはどのやうなものであるか

(一) 科學の種類

われわれの日常生活に直接關係の多い電車・汽車・電燈・ラジオなどは、明かに科學の生み出したものである。したがつて、科學といへば、このやうなものを取り扱ふ學問であると思はれがちである。しかし、これらは自然科學の應用の一部であつて、科學といふのは、全體として、もつと廣い範圍にわたり、深い基礎から成り立つてゐる學問である。

すでに前篇第四章で述べたやうに、科學には、その對象からみて、自然界の現象を取り扱ふ自然科學と、人間の社會的な活動を取り扱ふ社會科學とがあり、この兩方面が相まつて人類の文化を高める。さらに科學は、人間の實際生活に對する關係の上から、間接に關係する基礎科學と、直接に關係する應用科學とに分けられる。例へば自然科學のうちで、物理學・化學・天文學・動物學・植物學・地質礦物學などは基礎科學である。これらは、對象そのものを、純粹に理論的に研究し、その法則を明かにすることを目的とする。應用科學は、基礎科學の理論をいろいろに組み合わせ、人生の實際の必要を充たすやうに、利用する學問であつて、工學・醫學・農學などはこれである。火が、科學の力として感心するのは、多くは應用科學の成果であるが、應用科學を發展させるためには、基礎科學をも十分に尊重しなければならぬ。

(二) 疑問からの出發

基礎科學のうちでも、物理學は最も根本になるもので、かつ形式が最もよくととのつたものであるから、ここでは物理學を例として、科學とはどんなことをするものであるか、すなはち、どのやうな方法により、どんな態度をもつて、物事を取り扱つてゆくものであるかを述べてみよう。

その出發點は、めづらしい現象に對して疑問を抱くことである。ふしぎな現象、あやしいと思ふ出來事に對して、その眞相は何であるか、どうしてそのやうなことが起るのであるかを、疑つてみることである。ニュートンは林檎の落ちるのをふしぎに思つて、それから萬有引力を發見し、ワットはやかんのふたの持ち上げるのを何ゆえかと疑つて、蒸氣機關を發明したといはれる。これらは物語化された話ではあらうが、日常身邊の小さい出來事にも疑問を抱き、それから研究を進めて、つひに大きな眞理を發見したといふことであるならば、科學の芽ばえを語る美しい話である。疑問を抱くといふことは、物事の道理を明かにし、物事を合理的に處理しようとする態度があるからであつて、そこには、すでに科學の第一歩が踏み出されてゐるのである。

(三) 觀察と實驗

疑問を抱いたならば、その現象を、さらに精確に觀察しなければならぬ。それには、とらはれた觀念とか、傳統的な考へ方とかをすて、己れを空しくし、心をすなほにして、ありのままを、見たり聞いたり觸れたりしなければならぬ。いひかへれば、目や耳や手などの感覺をよくはたらかせて、實際に經驗すること、すなはち、實證的態度をはたかせることが根本的に大切である。しかし人間の感覺の力には限りがあり、また人々による個人差、すなはち主觀的な相違もある。そこで、顯微鏡・望遠鏡・聽音器などの道具を用ひて、感覺の力をおぎなひ、また物さしや秤や寒暖計などを用ひて、觀察の結果を客觀化し數量化することが必要である。

次に、かうして觀察した現象が、どんな原因から、どんな結果として起るかといふ道理を明かにしなければならぬ。ここに合理的態度がはたらく。この場合に、現象が起るには、いろいろの條件があるので、その條件をできるだけ簡單にして、原因結果の關係を知りやすくするために、人爲的に、條件を設けたり除いたりして、現象を起らせる。これがすなはち實驗である。

(四) 法則の發見

觀察と實驗とを整理し、現象の因果關係を明かにすると、そこに一つの理法が發見せられる。しかも現象は數量的に取り

扱ふことによつて、一そう精確に、かつ簡單に、取り扱はれるので、現象の因果關係を示す理法も、多くの場合、數學の形式であらはされる。このやうにして、現象の種類に應じて、いろいろの理法が發見せられるのであるが、多くの現象に共通した根本の理法が發見せられると、それを「法則」と呼ぶ。例へば、いろいろの物體が、いろいろの液體の中で、それぞれ、重量が輕くなるのであるが、これらすべての現象に共通した根本の理法として、液體内の浮力に關するアルキメデスの法則が成り立つのである。

物理學における法則は、すでにたくさん知られてゐる。しかし、それが適用される範圍には廣いものも狭いものもあつて、法則のうちにも一そう根本的なものと、さうでないものがある。力學の法則を例にとると、彈性に關するフックの法則、液體内の浮力に關するアルキメデスの法則、落體の加速度に關する法則などがあるが、運動に關するニュートンの法則は、これらすべての法則の、さらに根本になるものである。すなはち運動の法則を基礎とし、これに物質の性質や力の性質などを考へあはせるならば、上に述べた幾つかの法則は導き出される。この意味において、運動の法則は、その他の法則よりも、適用の範圍が廣く、學問的に價値の高いものである。このやうに、適用範圍の廣い根本法則を發見し、できるだけ少い法則で、できるだけ多くの現象を説明するのが、科學の理想であつて、基礎科學はこの理想を追つて發展するのである。

運動の法則は、今から三百年ほど前に、ニュートンによつて確立せられ、その後およそ運動に關するすべての現象は、この法則で説明せられると思はれてゐた。ところが二十世紀のはじめ頃から、電子のやうな質量の小さい物が、高速度で走るとき運動や、太陽のやうな質量の大きな物體に關する現象は、ニュートンの法則では、説明できないことがわかつてきた。そしてきほめて大きな物體の現象をふくめて、一そう適用範圍の廣い法則としてアインシュタインの相對性原理が發見せられ、また電子のやうな、きはめて小さな物の現象に關しては、量子力學の法則が成り立つことも明かになつた。このやうにして、法則はつねに修正せられ、進歩する。今日、最も根本的な法則と思はれてゐるものも將來は、さらに根本的なものによつて、おきかへられるかも知れない。そこに科學の限りなき發展が豫想せられ、科學者の絶えざる努力が要求せられるのである。

(五) 法則の應用

上に述べたやうな基礎科學の法則を、人間生活の實際に應用するのが、應用科學の仕事である。その一、二の例をここにあげよう。電磁氣に關する法則として、イギリスのファラデーが発見し、マックスウェルが確立したものに、電磁氣誘導の法則がある。この法則は一八七三年に確立されたのであるが、この法則から推しはかつてみると、空中をつたはる電波が存在してもよいことが豫想せられた。しかしそのときは、まだ電波は知られてゐなかつた。けれども、その後ドイツのヘルツは、一八八七年に、電波を発見した。當時ファラデーはすでに死んでゐたが、生きてゐて自分の理論が實證されたのを見たマックスウェルの喜びは、いかばかりであつたらう。ヘルツはしかし、その電波が人生に役立たせられることを見ないで死んだ。後にイタリーのマルコニーが、これを應用して無線電信を發明し、それがつひに、今日のラジオ、レーダー、テレビジョンにまで發展したのである。

原子核の研究は、この十數年來、發展したもので、これは、物質を構成する究極の要素を研究する最も基礎的な學問である。これが人生に應用されることは、ほとんどあるまいと思はれてゐた。ところが、その後間もなく、大戰のしげきがあつたにもせよ、原子爆彈の發明を生んだ。これが、さらに平和的な生活に應用されるならば、人類の幸福は、今後はかり知らぬほどに増進せられるであらう。

三、科學的教養を普及させるには、どうしたらよいか

科學的教養といふのは、科學の法則や成果をおぼえこむことではなくて、科學的精神を身につけることである。そして科學的精神といふのは、科學を生み出す根本の力であつて、上に述べたやうな科學研究の方法及び態度にほかならない。すなはち、疑問に出發し、觀察・實驗によつて法則を發見し、それを生活に應用するといふ方法、ならびにこれを一貫する實證的・合理的な態度が、科學的精神を構成するのである。このやうな科學的精神を、國民一般に普及させるためには、どうしたらよいか。

(一) 日常の出來事に科學的精神をはたらかせること

まづ科學は、特別な研究所や實驗室だけで行はれるのではなく、國民一般が、日常經驗する出來事に對して、科學的精神をはたらかせるところに、成り立つものであることを、忘れてはならない。次にその二、三の例をあげよう。

かつて、關東大震災の後、東京の電車が非常に混雑したとき、寺田寅彦博士は、神保町の一角に立つて、その混雑の状況を觀察せられた。そして、とくに混雑した電車の後には、割合にすいた電車が來ることを認め、自然界における統計的變動の理法が、そこにも當てはまることを發見した。すなはち、電車が始發の停車場を出る際には、みな等しい間隔で出るであらうが、途中何かの原因で、一台が少しおけると、次の停車場で待つてゐる人の數が増加し、電車が來たときの混雑は増し、その電車は一そうおかれて、續く電車との間隔が短くなる。次の電車は、二台、三台と續いて來る。しかし乗降客は少いので、發車も早く、前の混雑した電車との間隔は、一そう短くなつてゆく。かやうにして、混雑した電車は、ますます混雑しておくれ、すいた電車は、いよいよすいて早くなる。そこで、市民はこの道理をさとつて、電車がしばらく來なかつたときには、最初に來た一、二台に乗らずに、あとに續く電車を待つてよい。寺田博士はこの道理を、精密な觀察と、くはしい理論とをもつて發表せられ、當時東京市電氣局長であつた長尾氏は、これに對しねんごろな感謝のことばをおくつた。

次は戦時中の話であるが、北海道産の褐鐵礦が、室蘭の製鐵所に運ばれる途中、貨車の上で凍り、そのために貨車からおろすのに時間がかかり、熔鑪は非常に困つてきた。そのとき、低温物理學の研究者である中谷宇吉郎博士は、問題の褐鐵礦の鑛石を取りよせ、これを運ぶに必要な時間、すなはち一日半だけ、外界と同じ溫度に保つたのに、鑛石は凍らなかつた。それから博士は、助手數名とともに、貨車に乗りこんで、輸送の區間を通じて鑛石を觀察せられたが、やはり凍らなかつた。そこで通常の輸送時間、すなはち一日半くらゐの間に、運ばれるならば、鑛石は凍らないが、何かの原因で、貨車が途中で數日も止めておかれると、その間に鑛石は凍り、それをおろすのに手間取つて、あとの貨車が滞れば、その中の鑛石はみな凍る、といふ道理が明かにされた。

藤岡由夫博士は、福島縣下の農村で、蛙の鳴聲が、どうして起り、またどうしてやむかについて、興味深い經驗をせられ

た。苗代が一面の蛙の鳴聲に満ちてをり、人が行くと、その鳴聲はハタとやみ、行き過ぎて、しばらくしてもどつてくると、またやかましく鳴いてゐる。何ゆゑに、蛙の群は、かくもするどく、人の往來を感ずるのであらうか、光で見えるのであらうか、音によるのであらうか、それとも人體の出す熱線によるのであらうか。藤岡博士はこのやうな疑問を抱いて、その解決を試みた。早く歩いたり、おそく歩いたり、伏して歩いたり、止つたり、石を投げたり、その他できるだけのことをして、原因をつきとめようとした。そのうちに氣のついたことは、たくさんの蛙の鳴きやむのが、決して文字通り「ハタ」と鳴きやむのではないことである。一つ鳴きやみ、二つ鳴きやみ、次第につたはつて一枚の苗代の蛙全部が鳴きやむことである。それが相當に早くつたはるので、ハタと鳴きやんだやうに感ずる。同じ場所にはばらく止つて、じつと待つてゐると、また鳴き出すが、それも一つ鳴き出し、二つ鳴き出し、次第に全部が鳴き出すのである。そこで博士は、次のことを考へられた。すなはち、人がゆくと、その足音に近い所の二三匹が、音とか、草のざわめきとかに感じて、まづ鳴きやみ、あとは、それをまねて鳴きやむ。鳴き出すときにも、まづ一匹が鳴くと、他はそれをまねて、だんだんと鳴き出すのであらう。博士はこのやうな「假説」を立て、それを實證するために、まづ歩いて蛙を鳴きやめさせ、次に自ら蛙の鳴き聲をまねてみた。すると、間もなく、やや遠方で、一つ鳴き出し、二つ鳴き出し、しばらくの間に、にぎやかさを取りもどした。何もしないでじつとしてゐるよりも、鳴き聲をまねることによつて、はやく鳴き出させることができたのである。

以上の例は、いづれも日常多くの人々が經驗する現象に對して、科學者が科學的精神をはたらかせた例であるが、國民一般が、つねにこのやうな態度で、物事にのぞめば、そこに科學的教養はゆきわたり、科學的水準は高まるのである。

(二) 學校における科學教育に工夫を重ねること

科學的精神を最も典型的に、かつ、根本的に養ふのは、學校における科學教育である。算數や理科はその代表的な教科目であるが、その他すべての教科目を通じて、科學的な方法と態度とに、なれさせることが必要である。科學研究の結果として得られた知識や法則を、暗記させるのではなく、科學研究の過程そのものを重んじ、その過程を通じて、科學的な方法に身につけさせ、態度を養はねばならぬ。

そのためには、まづ自然が與へる機會を、よく利用することが望ましい。雪の降る日に、雪の結晶を觀察させ、霜柱の立ちさうな夜に、霜柱を觀察させ、日蝕の日や月蝕の夜に、それを觀察させるといふやうに、機會をとらへることが、生徒の興味にも適合し、研究の効果をも確實にする途である。

生徒の疑問が科學研究の出發點であるから、教師は、どの年令の生徒が、どんな現象に疑問を抱くかを、あらかじめ調査しておいて、それを科學教育の材料の選擇や方法の上に利用するのがよい。またそのときどき起る生徒の疑問を、親切に取り上げ、その解決を助けることが必要である。

器具・機械などの設備を完全にそなへることは、もとより望ましいが、しかし、これらは本來科學の補助手段であつて、科學の根本は、科學的精神にあることを忘れてはならない。「實驗設備の完備したところでは、科學は死んでゐる。」とルソーが皮肉をいつたのは、この本末を明かに知らせるためである。まづ科學的精神をふるひおこすことに重きをおき、その上で、できるだけ設備をととのへることに努力すべきである。そして簡単な器具・機械は、生徒自らにつくらせ、又は修理させるやうに指導するのがよい。工作と理科との深い結びつきが、ここでは必要である。

器具・機械を大切にし、その取り扱ひ方に氣をつける習慣を養ふことも、科學教育の大切な一面である。メスを握るにはどのやうにすべきか、ピーカーを持つには、どこを持つべきか、またプリズムの面のやうなところには、指をふれてならぬこと、器具・機械は机の中央に安定よくおくこと、といふやうな基本的な注意は、科學研究のたしなみとして、はやく身につけさせねばならない。

研究の過程や結果を、有効に表現させる儀も大切である。觀察や實驗の内容を、繪や圖表や文章にあらはすことがそれである。表現することによつて、内容の不備を發見し、研究の向上に役立つことが多い。

(三) 社會における科學教育をひろめること

科學的教養の普及は、社會教育にまつところが多い。國民一般が自由に利用し得るやうな科學研究所・科學博物館などを整備することは、もとより望ましいが、もつと手軽に、身近かく、科學的精神を身につけさせるために、「公民館」のやうな

設備を利用して、科學講座を開いたり、生活改善の研究會や展覽會を開いたり、科學映畫を上映したりすることが必要である。また科學者や技師などが、産業の現場や家庭を訪問して、科學的な指導をする巡回科學班のやうなものが設けられることも、有効であらう。教育を學校だけに期待する舊い考へ方をすてて、社會そのものを教育の場所と考へ、實生活を通じてたえず教育を受けるといふ態度を、人々が取るやうになれば、科學的教養の普及は、きわめて容易に行はれるのである。

(四) 科學の進歩をさまたげる缺陷を取り除くこと

學校教育及び社會教育によつて、科學的教養を普及させようとしても、國民性ならびに、それと關聯した社會制度の上にも、科學的精神と相反するやうな缺陷があるならば、われわれの希望は容易に實現せられない。これまで日本の科學の進歩をさまたげてゐたこれらの缺陷については、すでにしばしば述べた。自然的・社會的環境に對して、受け身の態度を取らずに、進んでこれを分析し研究し、改善してゆく積極的態度を取ること、自由の精神をふるひおこし、權威や傳統に對しても、批判を怠らぬやうにすること、感情におぼれず、理性をはたらかせて、物事を實證的・合理的・能率的に處理すること——このやうな習慣を養つて、日本の國民性そのものを改善し、社會を、明るい、幸福なものとしなければならぬ。これは要するに、民主主義の徹底に歸するわけであつて、科學的教養といふことも、科學だけの立場で實現せられるものではなく、民主的な生活の建設と結びついて、はじめて實現せられるのである。(本章の内容に關しては、近く文部省科學教育局から出される科學教育の指針を参照せられたい。)

研究協議題目

- 一、日本古來の「秘傳」といふやうなものと、近代の「科學技術」とを比較し、教育の方法として、いつれを取るべきかを討議しよう。
- 二、各學年の生徒について、「疑問」を調査し、これを科學教育の上利用しよう。
- 三、生徒の経験する社會活動——例へば交通機關による通學、家事の手傳など——のうちから、何か一つを選ばせて、これを科學的に觀察させ、處理させてみよう。
- 四、工作の授業を利用して、科學實驗の器具・機械を、生徒に製作させ、又は修理させよう。
- 五、「母親學級」を學校で開き、まづ生徒の科學實驗を示し、次に母親自身にも實驗をさせてみよう。
- 六、市町村における傳染病の豫防に關し、生徒がなし得る科學的活動を研究し、これを實行させよう。
- 七、科學的教養の普及に利用すべき紙芝居を教師がつくり、これを「公民館」その他適當の場所で行なう。

第五章 體育の改善

一、新日本の建設に健康はどんな役割を演ずるか

今度の戦争によつてあきらかにされた日本國民の缺陷の一つに、健康の低下といふことがある。これは國民のすべてについて見られた事實であるが、とくに體力のすぐれてをるべき青壯年においていちじるしく目立つた。このことは前線及び銃後における多くの例によつて明かである。そしてこのやうに健康のおとろへたことが、生活のあらゆる面においてどんなに能率を低くさせてゐたかは容易に察することができぬ。

今や戦は終つた。だから戦争を目あてとして行はれた體育は無用となつた。しかしそれに代つて、新しい事態にふさはしい新しい目あてのもとに體力をのばすことの必要はますます加はつてきた。すなはち、われわれは平和國家、文化國家の國民として新たに出發するにあたり、新たな苦難の道をきりひらいてゆかなければならぬ。國民生活を安定させるためにも、平和産業に十分の力をそがねばならず、また戦災に焼けくすれた都市を復興し、さらに輝かしい文化を建設するため長年の努力を続けねばならぬ。

このやうな大きな仕事に對しては、戦時にも増して強壯な身體が必要である。新日本教育の重點として、體育があげられる理由はここに存するのである。

二、體育はどんな風に改めらるべきか

軍國主義及び極端な國家主義によつてゆがめられたわが國の體育を根本的に改めるためには、多くの重要な問題がある。體育に關する施策を全面的に擴充し、指導者養成機關を整備することなどがこれである。しかしここでは、現在教職に従事してゐる人々に最も關係の深い問題として、もつぱら學校體育の改善について述べよう。

(一) 取り除くべき教材と取り入れるべき教材

まづ軍國主義的なものと極端な國家主義的なものを取り除き、明朗で平和的なものにおきかへなければならぬ。マッカーサー司令部の指令により、軍事教育の學科及び教練はすべて廢止することになつてゐる。「附錄第一、1、a(1)」なほ文部省體育局から發せられた通牒第八〇號及び第一〇〇號に示された種目も取り除かねばならぬ。

取り除かれた體育の諸種目に代るべきものとして、新たに取り入れようとする場合には、何よりもスポーツがよい。これは自主的な活動を通して明朗な気分、協同と秩序を尊ぶ精神、公正な競争心、責任觀念、忍耐力などを養ふ上に効果が多し。だから例へば籠球、排球、蹴球、ラグビー蹴球、野球、庭球、ボートなどその他適當なものを適宜實施せしめるがよい。なほ短距離、中距離、長距離、走巾跳、走高跳、棒高跳、砲丸投、圓盤投、槍投などのいはゆる陸上競技、鐵棒、平行棒、吊環、鞍馬等の器械體操、スキー、スケートなどのやうな種目も適宜とり入れてよいであらう。

(二) 教練的な取り扱ひ方の廢止

次に教材の取り扱ひ方に關しては、軍事教練的な行き方をやめなければならぬ。これまでは教練以外の教材の取扱ひも、教練との結びつきを重んじて、形式的訓練の面を強調したのであるが、今後は社會生活、集團行動に必要な範の範圍を超えた形式的訓練は、一切これを廢し、體育運動本來の特色を活かすことにとめなければならぬ。もともと體育の立場からいへば、すべての動作は自然運動の法則にしたがひ、のびのびと行はれなければならぬ。これまでは一舉一動に過度の緊張を要求し、そのためにぎこちない動作をくりかへしてきたうらみがある。これからは自由な活動を通して、彈力に富み融通性のある體力を養ふことが大切である。

なほ取り扱ひについて最も注意を要するものに、いはゆる秩序運動と行進とがある。これらについても、つとめて教練的な取り扱ひを避け、教材のもつ任務の限界を守り、その範圍を超えないやう指導しなくてはならぬ。元來、集合・整頓・行進などの諸動作は、學級・學年などの集團を対象として指導する場合に、秩序と協同と能率のために要求されるものであつて、教練とは切りはなして取り扱つてゐるのであるが、軍國主義に禍せられて全く教練にふくませられるに至つた。これか

らは教練的に着色された軍事色を取り除き、秩序運動及び行進本來の姿にかへさなくてはならない。それには、集合・整頓の實施に際し、指導や矯正に必要以上の時を費さぬやうにし、また殊更に團體行進それ自身を目的として訓練を行はぬやうにしなければならぬ。

行進については、必要以上に股をあげ、殊更に大きく臂をふらせるやうな無意味の動作を強ひることなく、輕快な足どりをもち、さつさと歩かせるがよい。一地點から他の地點に團體で移動する場合には、歩調の自然にそるふのはまことに好ましいことであるが、とくにそのために多くの時間をさき、歩調を合はせるだけの訓練に力を入れることは、つつしむべきである。このやうな訓練は劃一主義、形式訓練の弊害を再びくりかへすことになる。

要するに訓練のための訓練は一切禁止されなくてはならぬ。指導は常に個人の發展と集團生活の秩序とを目あてとし、極端な劃一主義を排し、生徒の性質・發育・運動能力・榮養状態などを考へて、個性に應じた取り扱ひをしなければならぬ。これがためには、つとめて強制を避け、生徒の自主的能動的活動を通して、個性をのばすやう指導することが大切である。つまり動作の一々について、指導者の號令を必要とする一齊指導の方法のみにこだわることなく、必要な指示を與へ、自主的に實踐させるやうな取り扱ひに重點をおくのである。

(三) 遊戯・競技の指導

遊戯・競技の試合においては、全力をふるつて正しく競争することがきかはめて肝要である。これはあくまでも競技の技術を通しての競争たるを要し、かりそめにも勝敗にとらはれて不正行爲をおかし、あるひは個人的感情を交へて徒らな對抗意識を高めるやうなことがあつてはならない。相手に對しては終始好意と尊敬とをもつて接し、試合が終れば、勝敗を忘れ、親しく談笑するだけの大きな心持を養はなくてはならぬ。なほ遊戯及び競技は、明朗にして自由な寮圍氣のもとに行はれることを肝要とするが、やかましくさはぎたてることが、この要求とは全く別なものであることを十分知らしむべきである。

さて指導方針を個性に適應するやうに改めるためには、一齊指導の代りに個別指導、あるひは班別指導の形式をもつてすることになるわけである。後者は前者にくらべて一そうの工夫と創意とを要するものであるから、指導者の盛な熱意と積極

的な活動とが期待される。なほ後者は一斉指導の場合に比し、秩序を維持することが困難となり、そのため指導の徹底を欠くおそれがあるから、生徒に自主的にはたらかせ、必要な秩序を生徒自らによつて保たせるやう指導することが大切である。

(四) 課外運動の重視

體育指導はややもすれば、正科體育の指導に限定される傾向がある。今後はこのやうな弊害を改め、國民學校においては課外運動、中等學校以上の學校にあつては校友會の活動に適正な指導を與へ、その運営を通して生徒の自發的活動を活かし、學校教育の一環たるのはたらきを發揮せしめ、明朗なスポーツの實踐を通して健康の増進と道義心の昂揚とに資せしむべきである。

(五) 體育の生活化

なほ體育の指導を通して、その効果を最大限度に發揮せしめるためには、體育の生活化にまで導かなくてはならぬ。それには先づ他教科との關係を保つとともに、體育を生活のあらゆる面にゆきわたらせることが必要である。とくに勤勞と密接に結びつけ、勤勞中に適宜簡易な遊戯、體操、マツサージなどを行はしめることにより、明朗な寒氣のうちに勤勞のよろこびを感じさせ、身心の鍛錬に資せしめるやう指導すべきである。もともと勤勞には、體育的要素が多分にふくまれてゐるが、その反面、勤勞の種類と方法によつては、身體の形態や動作の上にかたよりを生じ、過勞を招き、そのために内臓のはたらきなどにもさまざまなおそれがある。ゆゑにこれに工夫と創意を加へ、合理的な指導によつて健康を増進し、かくて向上せられた體力が、さらに作業能率の増進に資することを體得せしめるやうつとむべきである。また學習時の態度を體育的に指導し、とくに正しい姿勢を保つことにつとめさせねばならぬ。學習時の影響は、長時間にわたつて加へられるから、身心に與へる影響は決してゆるがせにすることはできない。

(六) たのしい體育

體育生活化の問題も歸するところは、正科體育の指導如何にかかつてゐるといつてよい。だから體育の生活化を實現する

には、何よりも先づ正科體育を改善しなければならぬ。そしてそれには興味ある教材を選び、たのしく行ひ得るやう指導することが肝要である。これまでは、知的教科の教授が結核的であつたやうに、體育の指導においても、生徒の好むと好まざるとに頓着なく、多數の教材を次々に強ひたきらひがあるから、これからは興味あるものを、自主的に好んで行ふやう指導することを原則とすべきである。ただし、生徒がはじめは興味をもたないものでも、教育上、必要と認められるものは、これを取りいれ、そして指導上の工夫により、彼等に興味を感じさせるやうにつとめることが望ましい。

三、體育はどうして普及させるか

體育の指導上、最も重要なことからの一つは體育を普及させること、すなはち、できるだけ多くのものに體育をさせることである。學校體育は、いふまでもなく學内のすべての生徒を対象として行はれなければならぬ。かりにスポーツで有名な學校であつたとしても、もしそれが、選ばれた一部少数者によつて、もたらされた名譽であるならば、學校體育の立場からみて、その價値はきわめて少ないものといはなければならぬ。それでは體育を普及させるには、どのやうなことが必要であるか。

(一) 體育施設の利用

學校が體育の普及を圖らうとする場合、まつさきに當面して惜むことからは、體育施設に關してであらう。しかし指導者は、工夫と創意によつて、できるだけ既存のものを活用するほか、戦災によつて失はれた施設の復舊につとめ、また校外の自然的環境を活用する等の方法を用ひて、體育普及の實をあげるべきである。

運動場は、終日いつれかの組によつて、休みなく利用されてゐるやうに時間割を工夫すれば、現在の設備によつても、なほはるかに多數の者の修練ができるにちがひない。この方法は、もちろん課外運動にも適用される。そして、この際最も注意すべき點は、同一の組をして長時間にわたつて運動場を独占させるやうなことなく、一定時間を限り、使用せしめることである。運動場は常に使用されてゐて、しかも利用する者は、一定時間をおいて、絶えず代つてゐるやうに、運営すること

が必要である。

運動用具に關しても、工夫と創意を加へることによつて、現在の資材難を克服し、多數の者をして、體育運動を實踐させることができるかと考へられる。古靴下を短く切り、これに紙屑を詰めこんで、適當に縫ひ合はせれば、手頃の球ができる。投捕球、簡易野球などは、この種の球で間に合ふのである。球はかたくないから、別に手袋などは要しない。これは一例を示したにすぎないが、指導者の工夫によつては、用具の不足を、ある程度まで補ひ得るものと考へられるのである。

(二) 教材の選擇と簡易化

教材に關しては、なるべく多數の者が、同時に行ひ得るやうな種目を選び、なほこれを一そ一手輕に實施できるやうに、簡易化する方法を講ずることが望ましい。これによつて、不器用な者、修練度の低いものにも、手輕に行ひ得るのである。複雑な規約のもとに實施されてゐるスポーツも、もとは、きわめて素朴的なものであつて、それが今日の高級なものにまで發達したのである。だから、その發展の中途にあつた仕方、實施させることにすれば、初心者に要求に應ずることができらるわけである。

(三) 修練のしげき

指導に關する面では、絶えず修練に對するしげきを與へることが大切である。そしてそれには次のやうな方法が採用されるであらう。その第一は、各方面のいはゆる運動家によつてつくられた記録をかけた、これを目あてに修練させる方法である。この場合利用される記録は、いきほひ個人的なものに限られるから、生徒も自分ひとり自由に、氣のむくときに必要な修練を行ひ得る便がある。なほ生徒の集會所、體育館、運動場等の適當な場所に、スポーツに關する内外各種目の記録を掲げ、生徒の關心をよびおこすことなども、望ましいことである。そのうちでも、とくに學級記録・學年記録・學校記録などは、一般生徒の興味をひくにちがひない。また随時に記録會をもよほし、あるひは他の學級・學年・學部などとの間で記録をつくる競技會をもよほすのもよい。體力章檢定なども、この目的にかなふものである。

第二の方法は、各種のスポーツの校内試合を開くことである。それには、各種スポーツにつき、學級間でいくつかの組を

つくり、その間で試合を行ふことからはじめて、他の學級との試合、さらには對學年、對地區の試合へと發展させ、なほ寮のあるところでは、對寮、あるひは寮生對通學生等々、學校の事情に應じて、できるだけ多數の組をつくり、その間で試合を行はせるのがよい。試合の方法も、代表選手組のほか、第二選手組、第三選手組等々と多くの組をつくり、その間で試合が行はれるやうに運営すれば、ほとんど全員がいつれかの試合に参加することができるのである。

第三の方法は、對校試合である。學校間でできるだけ條件を等しくする相手學校を選び、各種のスポーツについて對校試合を行ふ。試合はもちろん二校間に限るわけではなく、多數校で行ふ方法をとるのもよい。對校試合においても、一流選手の試合だけに限る必要はない。二流、三流、四流の選手の間、さらに年齢や身長に應じての試合もあるべきである。對校試合ともなれば、何分學校をあげての行事であるだけに、一般生徒の關心も一段と高められ、これが彼等の生活に及ぼす體育的影響は決して少くない。

以上は、もつぱら學校體育について述べたのであるが、一般國民を対象とする社會體育についても、この原則はそのまま適用せられる。そして學校體育を中核とし典型として、社會體育を盛にし、社會體育を背景とし地盤として、ますます學校體育の改善をうながすとき、國民の健康は増進し、新日本の前途は洋々とひらけてゆくのである。

四、衛生教育が、いかに大切であるか

以上に述べたことは、狭い意味の體育、すなはち積極的な鍛鍊を主とする體育である。しかし廣い意味の體育は、そのほかに、否むしろその根本に、保健衛生といふ大切なことがらを含んでゐる。健康を保ち病氣を豫防し治療することは、個人として幸福であるばかりでなく、家庭を明るくし、學習や勤勞の能率を高め、社會にも利益をあたへることになる。米國の教育使節團も報告してゐるやうに、これまで日本國民には、この點に關する教育が不十分であつた。とくに公衆衛生についての知識が乏しく訓練が缺けてゐることは、文化國家となるための大きなまたげである。それゆゑに今後は、先づ家庭において衛生教育の基礎をあたへ、社會教育においてこれを廣く民衆にゆきわたらせねばならないが、とくに學校はその中心

となつて、組織的に衛生教育を行はねばならない。そのためには、体育科だけでなく、家政科も理科も公民教育もこの問題について十分な連絡を保ち、協力してその効果をあげることが必要である。

研究協議題目

- 一、戦時中の體育が、生徒の身體及び精神にどんな影響を與へたかを調査しよう。
- 二、軍事教練としてではなく、社會生活上の娯として、集團訓練を行ふには、どんな點に注意すべきかを協議しよう。
- 三、全校生徒がいつれかのスポーツに参加することのできるやうに、その種目と方法を研究し、かつこれを實行しよう。
- 四、生徒各自に、その個性に最も適合した體育を計畫させ、實行させよう。
- 五、學校を社會體育の中心とし、學校の體育施設を社會の人々に

- 六、學年ごとに、生徒がどんなスポーツに最も深い興味をもつてゐるかを調査しよう。
- 七、季節に応じてスポーツの種類を配當し實行しよう。
- 八、スポーツの大會などに参加する方法につき、これまでの缺點を反省し合理的に改めよう。
- 九、工作の授業を利用して、生徒に運動用具の修理及び製作をさせよう。
- 一〇、學校における衛生の施設と教育とについて討議し、それを改善しよう。

第六章 藝能文化の振興

一、戦後になぜ藝能復興の要求が起つたか

戦後の荒れはた環境の中で、食糧や住居の缺乏に苦しみながらも、人々は藝能に對する強い要求を感じてゐる。都市の映畫館や劇場の前には、毎日觀客の長い列がつけられ、農村の青年たちは、いはゆる演藝大會に何よりも多くの關心を寄せてゐる。あはれな戦災孤兒たちも、唱歌や童話や紙芝居には耳をそばだて、ひとみを輝かせるのである。

人々はなぜこのやうに藝能を求めてゐるのであらうか。それは「人がパンのみによつて生きるものでない」からである。人生には「ゆとり」と「うるほひ」とが必要である。生きるための仕事に、すべての時間と精力とを費さないで、そこにくらかでも「ゆとり」をつくり、その「ゆとり」を精神的な慰安に用ひて、人生にくつろいだ氣分、たのしい時間、心のきよめられる生活を持ちたいのである。繪畫・彫刻・音樂・文學・映畫・演劇などの藝能は、かうした要求から創作せられ、また鑑賞せられるのである。しかもこれらの藝能は生活に直接必要な仕事と全く無關係ではない。かうした「ゆとり」と「うるほひ」とが、ひるがへつて生活のための仕事に新鮮な活力をあたへる。例へば今宵一ときを演劇の楽しみにひたることによつて、明日の一日を元氣で張りきつてはたらくことができるのである。

戦後の復興・建設は實に容易ならぬ事業である。われわれは多くの困難を乗り越えて、長い道を忍耐強く進まねばならない。前途に希望を抱きながら、いたづらに焦ることなく、落ちついて確實な一歩一歩を踏みしめてゆかねばならない。そのためには生活の「ゆとり」と「うるほひ」と、それを有効に用ひる「たしなみ」とが必要である。この要求を充たすものが、まさに藝能であつて、人々が戦後に藝能を求めてゐるのは、このゆゑであり、また藝能文化の振興が新日本教育の重點とせられるのも、このゆゑである。

二、新しい藝能文化は、いかにあるべきか

さて上に述べたやうな要求を充たすに足るべき藝能は、いかなるものであらうか。われわれは今日しばしば見られるやうに、ただ戦時中の藝能を否定するだけに止まったり、あるひは戦争前の藝能を復活するだけで満足してはならない。新しい日本の建設は、新しい藝能文化を要求する。しからばそれはいかなるものであるべきか。

(一) 新しい藝能文化は、それ自身が人生の目的として追求せらるべく、他の目的の手段であつてはならない。

戦時中でも藝能文化が全然なかつたわけではなく、映畫も演劇も行はれ、音樂會も美術展覽會も開かれた。しかし戦時の藝能文化は、他のすべての文化とともに、戦争目的の手段とせられ、戦意昂揚のために統制せられた。したがつて作品の意圖も内容も、ひたすら戦争へと集中せられ、偏つた狭いもの、見え透いた浅いものであつた。

今や戦は終り、藝能文化も、他の一切の文化とともに、不當の制限から解放せられた。それは本來のあり方にかへり、固有の價値をあらはさねばならない。

藝能文化は、他のいろいろの文化と並んで、同等の價値をそれ自らにもつてゐる。それは道德や宗教や科學の手段でもなく、政治や經濟の方便でもない。人は正善なるもの、神聖なるもの、眞實なるもの、有益なるものを求めると同様に、美なるものを求めて、藝能文化をつくり出し、またこれを享樂しむ。ここに「美」といふのは廣い意味であつて、感覺的・感情的に美しく心地よいものであるばかりでなく、精神的に高尚なものであり、人生のあり方、社會のありかたについて、高い理想を、具體的に、あるひは象徴的に示すものである。人々はこれを享受し鑑賞することによつて、日常の多忙な生活に慰安と快樂をおぼえただけでなく、日常の多忙にまぎれて思ひつかぬやうな深い人生、豊かな世界を見出し、それによつて人間性をのびのびと發展させることができる。まことの藝能はかくの如きものでなければならぬ。そして事實上、われわれはすぐれた藝能においてこのやうなことを經驗し、人間性の豊かさや深さを感じることが常である。われわれは深いところにも眞實の人間性を求め、それが藝能において表現され、藝能を通して表はれることを望んでゐる。この意味において、人間性を尊重する民主主義は藝能文化の榮える地盤であり、また藝能文化の榮えるところに民主主義も榮えるのである。

(二) 新しい藝能文化は統一調和本質とし、平和建設に役立つものでなければならぬ。

藝能の本質は廣い意味の美であり、そして美は統一と調和とに成り立つ。繪畫において描かれた事物の形や色彩や陰影は、たがひによく、つり合ひ引き立つやうに統一され調和されて、美を實現する。音樂において、多くの音はそれぞれ固有の高さや強さや長さを保ちながらも、全體がよく統一され調和されて、美しい調子と旋律とをあらはす。演劇においては、舞台や衣裳の美しさや、音樂や言葉の美しさや、踊りや動作の美しさなどが、さらに大きな統一調和にもたらされる。このやうに藝能においては、それを構成する個々の要素が、それぞれ固有の特質を發揮しながら、全體としてよく統一調和を保つことによつて、美しさをあらはすのである。それはあたかも民主的社會において、人々がそれぞれの個性を發揮しながら、秩序と協同とによつて結びつき、平和な生活をいとむことと同じ原理に立つてゐるのである。

藝能はまた感性的なはたらきと理性的なはたらきとの統一調和に成り立つ。いひかへれば、耳目や手にふれることのできる感覺的な表現と、悲しみや喜びや興奮や緊張のやうな感情的な表現とをもちながら、その中に無形の精神的な意味をふくみ理想を示してゐる。ここでは特殊の具體的な事物や人物や場面を描きながら、同時に人間が一般に、かつ永遠に求めてやまぬ貴いものをあらはしてゐる。このやうに、感性和理性、特殊と一般が、藝能において矛盾なく統一調和せられ、人々はそこに心の平和と満足とを感じるのである。

藝能は個人の創作でありながら、そのふくむ價値はすべての人々が共通に求めるところのものである。その價値を十分に理解し味はふためには、教養を積まねばならぬけれども、教養の程度に應じて、多かれ少かれ、誰でもその藝能を鑑賞し享受することができる。すぐれた繪畫や音樂は、誰が見ても聴いても、美しく貴く感ずる。藝能はこの意味において職業や年齢や國境を越えて人々を結びつける。藝能作品を媒介として、共に歌ひ共に踊り共に鑑賞し共に樂しみ味はふとき、人々は心から融け合ふことができるのである。

藝能は上に述べたやうな、各種の意味における統一調和に成り立つものであつて、それらがいつれも平和の根柢となる。

藝能によつて平和は保たれ、平和のあるところにまことの藝能は榮える。戦時中の藝能文化があやまつてゐたのは、かうした本質を失つてゐたからである。新しい藝能文化は、藝能の本質をあらはして、平和に役立つものでなければならぬ。

(三) 新しい藝能文化は、明朗で健康で建設的でないならぬ。藝能は世界や人生の現實を材料とし、人間の奥深いところ、微妙なところを表現するものであるが、それはただありのままの世界や人生を、何もかも、描き出せばよいといふのではない。これからの日本人は、明るい希望をもつて、永久平和の理想に生き、戦争による破壊のあとを修理回復し、進んで高い文化を建設するために、積極的な活動をしなければならぬ。新しい藝能は、かうした明朗な健康な建設的な性格を必要とする。暗黒な人生の中にも、いかに美しい人間性が輝いてゐるか、絶望的な不運の底からも、いかに根強く希望の若芽が生ひ立つか、不平不満をもつて反目しあつてゐる人々も、建設への協力によつて、いかに奥深い和解の喜びを感じるか、——新しい藝能はかうした人生を表現するものでなければならぬ。それはやがて日本人の性格と、日本の社會とを、明るく楽しく力に満ちたものにするであらう。そこに新しい日本が建設されてゆくのである。

三、いかにして新しい藝能文化を振興すべきか

上に述べたやうな、貴い使命をもつた、新しい藝能を振興するためには、どうしたらよいであらうか。

(一) 幼少な者に藝能の芽生えを育てること
「藝能文化」といふ言葉が示すやうに、藝能は一つの文化として、人々の心に開拓され育成されるべきものである。そして何事も初めが大切であり、草木はその若芽をいたはらねばならぬやうに、藝能文化もまた幼き者の心に、すなほな若芽として育てられねばならない。母が歌ふ子守歌の調子や旋律は、幼な兒の音楽的な感覚に大きな影響を及ぼし、少年少女時代に清純な環境に育つか、俗悪な環境に育つかは、一生の情操の高下を左右するであらう。家庭教育や学校の初等教育における藝能教育の重要性はここに存する。

(二) 乏しい物的條件にもかかわらず、藝能文化の本質を發揮させること

藝能教育が大切だからとて、そのために必ずしも豊かな物的條件を要するものではない。例へば高價な繪具や畫布、りつばな樂器や音樂室、完備した舞台や衣裳などがなければ、美術教育も音樂教育も演劇教育もできないと考へてはならない。このやうな贅澤は戦後の日本において望まれないばかりでなく、本來藝能文化の本質にもかかはりのないものである。古代の人々は土器や壁の面に、石片をもつて、人間や動植物の像を、躍動する美しさに描いた。今日ある地方の學校の兒童たちは、自ら作つた竹笛や木琴をもつて、りつばに交響樂を演奏してゐる。兒童の自由な想像力は、一本の棒を、杖としても、馬としても、列車としても、象徴的に使ふことができる。簡易な單純な材料や手法によつて、豊かな意味や感情をあらはすところに、藝能的力量が純粹に發揮せられるのである。だから物的條件がはなはしく缺乏してゐる今日こそ、藝能へのあこがれを強くよびおこし、藝能活動の基本的なすがたを、すなほに發展させることにつとめなくてはならない。

(三) 藝能的情操を日常生活において實現させること

藝能文化が國民一般の間に、深く根をおろし、廣く行きわたるためには、それはいはゆる藝術作品だけを創作したり鑑賞したりすることに止まつてはならない。むしろ美を求め美を味ふ藝術的情操を、ひろく日常の生活にはたらかせ、身邊の物をできるだけ快く高尚であるやうに工夫することが必要である。例へば學校で圖畫を描く心持をおしひろめて、居室や服装や道具などの清掃・手入・整頓に注意し、音樂で養はれる美感を、言語や動作の美しさにまで及ぼすことが望ましいのである。このやうにして人々が生活環境を美化するならば、それがひるがへつて、知らず知らずの間に、人々の心に影響し、すぐれた藝能の生れる地盤をつくることになるであらう。戦によつて荒れはてた都市や村落の情景を、できるだけはやく回復し整理し美化することが、藝能文化振興の大切な條件となるのも、このゆゑである。

(四) すぐれた藝能作品を民衆のために公開すること

藝能文化に對する感受性や鑑賞力は、すぐれた作品との接觸によつて養はれることが多い。名畫を常に眺めることによつて、これを見る眼を養はれ、名曲はしばしば聴くことによつて、次第にその價値がわかつてくる。この意味において、藝能

作品のすぐれたものが、ひろく民衆に親しまれるやうになることが必要である。美術館や私有の名作が、民衆に公開されること、すぐれた音楽や演劇が、安い料金で聴かれ観られるやうになること、高い内容を盛つた文學が、平易な表現形式で記され、わづかの金で買はれること——これらのことが藝能文化を振興する上の大切な条件である。そしてこれらのことは、すでに述べたやうな經濟の民主化によつて貧富のへだたりが除かれ、社會生活の民主化によつて階級的差別がなくなることと結びついてゐる。藝能文化の振興は、この點においても民主主義の徹底と深い關係をもつてゐるのである。

研究協議題目

- 一、藝能に對する生徒の興味を調査し、同じ種類の藝能に興味を有する生徒を分團に組織して、特別の研究をさせよう。
- 二、生徒に簡単な樂器を作らせ演奏させよう。
- 三、生徒に學校及び町村における生活環境の美化を實行させよう。
- 四、郷土における藝能作品の展覽會を學校に催し、これに對する生徒の鑑賞・批評を指導しよう。
- 五、町村の青年の藝能を指導して、彼等の演藝大會の向上を圖らう。
- 六、郷土で行はれてゐる子守歌を調査し、その内容を改善しよう。

第七章 勤勞教育の革新

一、新日本の建設になぜ勤勞が必要であるか

(一) 勤勞は國民の權利であり、また義務である。

新しい日本國憲法の草案に「すべて、國民は勤勞の權利を有し、義務を負ふ」と定められてゐる。はたらくことは、もともと人間の活動的創造的な意欲にもとづくものであつて、すべての人間が望むところである。すなはち、人間はただ生きてゆくためにやむを得ず、はたらくといふのではなく、はたらくて物事をつくり出し、おし進めてゆくことに喜びを感じ、満足するのである。このことは、失業者が單に生活上の苦しみを經驗するだけでなく、精神上の不滿をいだき、人生を張り合ひのない、暗いものと感ずるのをみてもわかるであらう。人々が、その個性に適したはたらきをして、自分の能力をあらはし、社會の利益のためにもつくすといふことは、實に人生の幸福であつて、この幸福は誰にもひとしく與へられねばならない。この意味において、勤勞は人間の權利の一つである。

しかし、權利はその反面に義務をとらなふ。すなはち、人々は社會連帶に結ばれ、たがひに協力し奉仕しつつ生活するのであるから、各人の有する權利を、世の中のためになるやうに進んで正しく行はねばならない。勤勞もこの意味において個人の權利であると同時に社會に對する義務である。ところが實際において、すべての國民が喜んで勤勞するとは限らない。勤勞の能力がありながら、なまけてゐるものがあり、そのために社會に必要な仕事に對して勤勞者が不足することがある。このやうな場合には、國家が適當の方法を考へ、勤勞を義務としてやらせることも認められねばならぬ。けれども、義務は元來權利を正しく行はせるといふ意味のものであつて、無理な條件をもつて強制するといふ意味のものであつてはならない。憲法の草案に「賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。」とあるのも、勤勞が無理な條件で強制されるべきでないことを示したものである。このやうに權利と義務の意味を理解して、これを實行すること

は、民主的な新日本を建設するために大切なことであつて、勤勞に關してもこのことが要求せられるのである。

(二) 戦後の復興と新文化建設のために勤勞はとくに必要である。

勤勞はいつの時代においても、個人の幸福と社會の利益のために必要であるが、今や戦後の復興と新しい文化の建設のために、その必要はますます加はつてゐる。戦争によつて荒れたり、こわれたりした土地や建物を整理し建てなほして、國民の生活を安定し、狭い國土に多くの人口を養ふために食糧を増産し、外國の物資を輸入するためにその見返り物資を生産し、さらに、かうした物質的基礎の上に、學問や藝術や道徳などの文化を高く築きあげてゆくことは、いつれも國民の勤勞にまつものである。戦時にも全國民の勤勞が要求せられたけれども、今後は新しい目的のために、新しい態度をもつて、國民のすべてが勤勞しなければならぬ。

二、新しい勤勞はどのやうなものであるべきか

(一) 自由意思による勤勞

戦時の勤勞は國家の強制によつて行はれた。一般の人々は國民徵用令により、學徒は學徒勤勞令により、自分の意思にかはりなく、勤勞につかせられたのである。表面では、國難を救ふために喜んで勤勞に服するやうな態度をとつた人々も、心の内では不満や恐れを抱いて、やむを得ず法令の要求にしたがふといふ場合が少なくなかつた。このことは、職場で能率があがらず、かへつて、ごまかしたり、なまけたりするやうな惡徳が行はれたことによつても證明せられる。今後の勤勞は、原則として國家の強制によるものではなく、各人の自由意思によるものでなければならぬ。すなはち、はたらくことの幸福を感じ、世の中のためにつくすことの義務を喜んでたすことこそ、民主的な國民の勤勞に對する態度である。

(二) 個性に適した勤勞

戦時の勤勞は、各人の個性を無視した勤勞であつた。したがつて自分に興味もなく、また何の準備もない仕事を、強制せられた。例へば、これまで自分の性質を生かして楽しく建築に従事してゐた大工が、徵用されて道路工事をさせられたり、

豊かな學問的素質をもつて、史學の研究にはげんでゐた學生が、動員されて貨物の運搬をさせられたりした。しかも多くは集團勤勞で、勞力の量を提供することに重きをおかれた。いひかへれば、本來機械の力になさるべき單調な仕事を、多ぜい人間にさせたのである。そこでは人間が機械のやうに使はれて、その精神よりも唯その肉體の力だけが用に立たせられ、したがつてた仕事に興味がなく、能率もあがらず、かへつてなまける工夫をするものすらあつたのである。今後の勤勞は、各人の個性に適し、興味と熱意をもつて、積極的にはげむやうなものでなければならぬ。いひかへれば、人を機械や奴隸のやうに取り扱はないで、人格として取り扱ひ、各人の長所を發揮させるやうに勤勞させることが、民主的な勤勞である。

(三) 人を向上させる勤勞

勤勞は單に賃金を目的とし、生活の必要から行はれるだけではない。むしろ正しい勤勞は、健康を増し知識を得させ、能力を養ひ性格をつくつてゆくものである。いはゆる「爲すことによつて學ぶ」のが勤勞の教育的効果である。しかるに戦時の勤勞は、上に述べたやうに、自由意思によらず、個性にも適しないものであつたので、いやいやながら行はれ、したがつてその教育的効果もほとんど見られなかつた。當局者は「行學一體」を説き、爲すことによつて學ぶやうにすすめたけれども、實情はかへつて不適當な勤勞の強制によつて、身體をそこなひ、單調な肉體的勤勞だけを課することによつて、學問に對するあこがれを忘れさせ、表裏のある生活をさせることによつて、道義をおとろへさせた。このことは學徒の健康・學力及び品性の低下が何よりも明かに證明してゐる。今後の勤勞は、適度に、正直に、かつ誠實に行ふことによつて、健康も知識も能力も、品性も向上するやうなものでなければならぬ。すなはち、その仕事を通して、適度の規則正しい運動が行はれて健康を増し、その仕事に關係して事物の性質を知り、材料や道具の取り扱ひ方に熟練し、經濟の仕組みや社會の情勢などに對する理解力・判斷力を養ひ、かつ勤勉・責任・協同などの徳性を向上させるものでなければならぬ。このやうにしてこそこれまでの「餘りにも學校風の教育」をあらためて、學校教育を實社會に結びつけることもできるのである。

三、新しい勤勞教育は、いかに行はるべきか

上に述べたやうな新しい勤勞が行はれるためには、それにふさはしい教育が行はねばならない。これについて、われわれは次の諸點を注意したい。

(一) 幼少時代に勤勞の習慣をつくること

人はもともと活動を好むものであつて、つねに何かのはたらきを求める。何もせず、じつとしてゐることは、堪へがたい苦しみである。子供がさかんに遊びをするのも、この活動の一つであるが、家事の手傳ひやその他の勤勞も、活動の要求のあらはれである。遊びが興味をもつて行はれるのに對して、勤勞はいやいやながら行はせられるやうに見えることもあるが、その實は、勤勞もやはり一そう深いところの興味によつてうながされるものである。例へば、朝夕に戸のあけたてをしたり、庭や室内の掃除をしたり、子守や使ひ歩きをしたり、炊事や農業やその他の仕事を手傳つたりすることは、子供がその属する社會になじんでゆき、だんだん一人前に成長してゆくことであつて、それは發達本能の満足であり、内心の喜びである。これらの勤勞をするとき、一時的・表面的には不愉快に感ずることがあつても、心の奥深いところに、かへつてほんとうの満足をおぼえることは、われわれが幼少時代をふりかへつて、たしかに思ひあたる事實である。だから幼少時代に勤勞の喜びを経験させ、つねに進んで勤勞する習慣をつくるのが、勤勞教育の第一歩である。そのためには、子供が家庭や近隣社會で實際に行つてゐる勤勞の種類や程度や仕方を調査し、それを一そうよくさせるために、はげまし導くことが大切である。

(二) 學習の方法として勤勞を取り入れること

児童や青年が教育を受けつつある間に、諸教科の學習を、どのやうな方法によれば、効果的になし得るか、といふことは、教育上大切な問題である。この場合に、いはゆる勤勞教育論または作業教育論が説くやうに、勤勞作業にうつたへて學習させることが、たしかに効果的である。さうすれば生徒は興味をもつて、自ら進んで學習するので、その學習内容をよく消化

し身につけることができる。また勤勞作業にうつたへる學習は、單に心のはたらきだけでなく、身體の運動をもともなひ、心身一體の活動として行はれるので、そこにはたらく知識や判断や情操なども、一そうよく身につけられる。例へば生徒は單に講義をきいたり書物を読んだりするだけでなく、實驗し製作し實演することによつて、その印象を深くし、その判断を確かにし、その情操を豊かにする。「爲すことによつて學ぶ」とは、ここで最もよく行はれるのである。

(三) 學業以外の勤勞については、その質と量とに注意すること

學徒は諸科目の學習を勤勞作業の形において行ふだけでなく、學業のひまに勤勞しなければならぬことがある。本來は、學徒は學業だけに心をそそぐべきであつて、生活費や學費を自分でつくるために勤勞する必要はないはずである。しかし實際においては、父母からこれらの費用の全部を與へられてゐない學徒が相當多く、彼等は學業のひまに勤勞して、これらの費用を得なければならぬ。とくに戦後の經濟事情は、學徒をして、生活及び勉學の費用の不足に悩ませてゐる。だから學徒が報酬を目あてとして勤勞に従事することも、やむを得ないであらう。この場合には、勤勞の質と量とに注意しなければならぬ。その仕事の性質が不適當で、學徒の能力を鈍らせ、品性を墮落させるやうなことがあつてはならず、また餘り分量が多くて、學業のための時間と精力とをうばはれるやうなことも好ましくない。

學校に農園や工場などをつくつて、學徒に食糧増産その他の勤勞をさせることも、現在の實情から見て必要な場合が多い。しかしここでも、戦時の勤勞のやうに、學業を休ませたり、強制したりすることなく、むしろ學徒が自ら勤勞の必要を感じて進んではたらき、しかもその収入が實際に學徒の生活及び勉學のたすけとなるやうに行はれることが望ましい。このやうにしてこそ「はたらきつつ學ぶ」といふ生活が確立するのである。

(四) 職業指導に力を注ぐこと

人が自當きまつた形ではたらくのは職業である。學徒が學校を卒業するとき、どんな態度で、どんな職業に就くかは、當人の一生涯の幸不幸に關係するだけでなく、社會の利害にも關係する。この意味において、就職の指導は、公民教育としても勤勞教育としても大切な問題である。

就職に際しては、まづ職業の種類と性質、それを行ふに必要な能力、その職業が現代の社會において占める地位ならびに歴史の方向に照しての將來の見通しなどについて、よく知らせることが必要である。次にまた、學徒が自分の個性を自覺し、長所・短所を反省して、自分の力を最もよくあらはすことのできる職業を選ばうに導かねばならぬ。この場合に、職業に関する昔からのあやまつた考へをすてることが必要である。例へば精神のはたらきを主とする職業を貴び、身體のはたらきを主とする職業をいやしむといふやうなことは、あやまつた考へ方である。また家の代々の職業を受けつぐといふことだけに重きをおいて、自分の個性に適するかどうかを問題にしないといふことも、あやまつてゐる、さらに女子だからとて職業に就くことをはばかるといふやうなことも、ふるい思想である。要するに社會が要求する仕事で、しかも自分の個性に適し、長所をあらはすことのできる仕事を職業として選ぶことが大切である。このやうにしてこそ、各人の個性も完成され、社會連帯性も強化されて、民主主義の原理が實現せられるのである。

研究協議題目

- 一、生徒の家庭における勤勞について調査しよう。
- 二、各教科目の學習において、どの方面を勤勞作業にうつたへて學習させることができるかを研究し實行しよう。
- 三、生徒が學業のひまに、どんな勤勞をして、どれだけの収入を

得て、それをどのやうにつかつてゐるかを調査し、指導しよう。

- 四、學校の農園または工場における生徒の勤勞について、戦時の勤勞とちがつた新しい方法を考案し實行しよう。
- 五、生徒の職業指導に關して、計畫を立て、實行しよう。

(本章の内容に關しては、文部省體育局から發せられた通牒、とくに昭和二十年十一月二日付發體七九號「學徒の勤勞作業指導に關する件」及び昭和二十一年十月一日付發體九六號「學徒の生産協力に關する件」を参照せられたい。)

Approved by Ministry of Education
(Date. Oct. 28, 1946)

昭和二十一年十月二十八日 翻刻印刷
昭和二十一年十一月十五日 翻刻發行

新教育指針 第二部 後編(第三分册)
(昭和二十一年十月二十八日 文部省検査済)

著作権所有 著者兼 定價金 壹圓
發行者 文 部 省

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 翻刻發行者 | 東京都小石川區久堅町一〇八
日本書籍株式會社 |
| 翻刻發行者 | 東京都王子區堀船町一ノ八五七
東京書籍株式會社 |
| 翻刻發行者 | 大阪府西成區津守町五九六
大阪書籍株式會社 |
| 翻刻發行者 | 東京都京橋區銀座一ノ五
大日本圖書株式會社 |
| 翻刻發行者 | 東京都神田區岩本町三
中等學校教科書株式會社 |
| 翻刻發行者 | 東京都神田區錦町一ノ一六
開明學校教科書株式會社 |
| 翻刻發行者 | 東京都神田區岩本町一
青年學校教科書株式會社 |
| 印刷者 | 宮本金七
井上源之丞 |
| 印刷所 | 東京都板橋區志村町五番地
凸版印刷株式會社 |

新教育指針

第四分冊 (第二部)

— 第二部 新教育の方法 —

文
部
省



Kenouchi.

-22.3.31-

目次



第一部

前篇 新日本建設の根本問題

第一章 序論—日本の現状と國民の反省……………二〇

第二章 軍國主義及び極端な國家主義の除去……………二〇

第三章 人間性・人格・個性の尊重……………三三

第四章 科學的水準及び哲學的・宗教的教養の向上……………三九

第五章 民主主義の徹底……………三九

第六章 結論—平和的文化國家の建設と教育者の使命……………三九

後篇 新日本教育の重點

第五章 體育の改善……………九二

第六章 腦能文化の振興……………九九

第七章 勤勞教育の革新……………一〇五

第二部 新教育の方法

第一章 はしがき—第二部のめあて……………一一

第二章 教材の選び方……………二六

附、參考資料……………三〇

第三章 教材の取扱ひ方……………三三

第四章 討議法について……………三六

附録一、討議法の實際……………三六

附録二、參考書籍……………四六

附録 マツカーサー司令部發、教育關係指令……………

849252

第二部

第一章 はしがき—第二部のめあて

この第二部は、はじめ、修身・國史・地理三科目の課程中止についての指令にもとづき、これらの課程停止の代行計畫として、立案編修したものである。ところが、これら三科目の代行にとどめないで、そのねらひとするところを、學校教育全般におよぼすやうに書きかへた方がよくなるか、いひかへれば、學校教育全般を通じて、民主主義を徹底するにはどうしたらよいか、そのためにはどんな教材を選んだらよいか、またその教材の取扱にはどんな方法がよいか、さういふところにめあてをおいて編修しなほした方が、より効果的であらうといふことになつて、再び編修しなほしたものである。教育の實際において民主主義を實現するには、いかなる點に留意しなければならぬか。これは第一部前篇第五章で、次の五つの項目について一とほり述べておいた。

- 一、教育制度を民主化すること、
- 二、教育の内容に民主主義をとりいれること、
- 三、生徒の人格を平等に尊重し、個性に應ずる教育を行ふこと、
- 四、自主的・協同的な生活及び學習を訓練すること、
- 五、教育者自身が民主的な修養を積むこと、

このうち、一は制度に關することがらであり、五は教育者自身の修養に關すること、いづれも教育の民主主義化のためには、最も重要な、かつ基礎的な問題ではあるが、ここでは觸れない。また三も第一部後篇第一章でくわしく述べたから、

それにゆづることにする。したがつてこの第二部では、主として二と四の二つの項目を中心にして述べることにするが、讀者は前記の各章を、今一度読みかへして参照することを忘れないでほしい。

二

民主主義的な教育のあり方をめあてにおいて、今までのわが國民の考へ方や教育の實際を反省してみると、改めなければならぬことや、新しく取り入れなければならないことがたくさんある。それらについては、第一部で機會あることにふれてあるが、今一度ここで、民主的であるためには、その土臺として、どのやうな精神や態度を養ふことがいまの日本において最も必要であるかを考へてみよう。

(一) 眞實を求め、眞實を尊敬し、眞實に従つて行動する精神を養ふこと。

眞實を愛する心がいかに必要であるかについては、一とほり前篇で述べておいた。(第四章の一) 今までの教育においても、眞實を求めることを軽んじたのではない。とりわけ理科の教授においては、眞理探求の精神や合理的精神を養ふことが、重要な目的としてしめされてゐた。しかし、その眞實を求めようとする態度は、ただ科學の範圍の内にとどまつて、廣くわれわれの生活全部にはたらくほどに力強いものとはなつてゐなかつたのである。

いままでわれわれがある行爲をなさうとするとき、多くの場合、何を標準として決定したであらうか。眞實であり眞理であるからの理由できめたか、あるひは上位にある人や權力のある人の命令であるからの理由できめたか、又は單純に昔からのしきたりだからそれに従つたのか。そのいづれの場合が最も一般的であつたかを反省してみよう。もし命令服従の縱の道徳が強調されて、權威や地位がすべてを決定したのであるならば、それは封建的社會の特徴をしめすもので、これに反して民主主義的社會においては、行爲を決定する標準となるものが眞理や正義でなければならぬ。

われわれは眞實を求める心を、學問の世界から、廣くわれわれの生活に全面的におしひろげなければならぬ。そのために、われわれの生活にもつとも深い關係をもつてゐる社會的・經濟的・政治的のいろいろな問題について、何が眞實であるかを

見きほめる力を練ることが必要である。三科目授業中止についての指令別表Bで、社會・經濟・政治の根本的な眞相を示すことを要請してゐるのも、この趣旨からであらう。(附録第四別表B)

眞實を知ることが、ただちに眞實に従つて行動することになるものではない。われわれは、何が眞實であり、何が正義であるかを十分に知つてゐながら、いままでの習慣や傳統にひきずられて、眞實や正義に反する行爲をなすことがすくなくない。それを打ち破るためには、眞實を行ふことが、どんなにわれわれの生活を豊にし樂しくするか、眞實にそむく行爲が、どんなにわれわれを不幸にするかを、日常の生活において體驗せしめるがよい。兒童にかかる體驗を積ませることによつて、眞實にもとづく生活が、人生の目的であり、また新しい日本の目標である平和的文化國家の建設のためにもまづ必要であること、したがつて、眞實を求め、眞實を行ふことは、日本國民の義務であり、同時に人間の義務であることをしつかりとさとするにいたるであらう。

(二) 自主的に考へ、自主的に生活すると共に、責任を重んずる態度を養ふこと。

今までのわが國の教育は劃一主義と批評せられるやうに、與へられたわくの中でのみ考へ、與へられた色眼鏡でのみ物を見るやうに強ひられて、自主的に考へる力を練るといふことはなほざりにされてゐた。

劃一主義はまた、内容よりもうはべにあらはれる形だけをそろへようとする形式主義におちいりやすい。權力や命令によつて、劃一的に形だけをそろへるやうに教育された兒童は、教師や親の命令によく従ひ、いかにもすなほに見えなければならない。したがつて、今まで經驗したことのないやうな新しい事件や境遇にでくはすと、ただうろたへるばかりで、どう處理してよいか判断がつかないやうなことになる。敗戦後各方面に見られた混亂も、突然今まで想像もしなかつた敗戦といふ境遇におかれたために、どうしてよいか判断がつかなくつたところに原因があるのであらう。

民主主義は、さきにも述べたやうに、國民各自が自ら考へ自ら判断して正しいと信ずるところを行ふことを要求する。したがつて、教育においても自ら考へ自ら判断する力、即ち独自の思考力を練ることに大きな目標をおいてゐる。個性を十分

にのぼすことも、自發的創造的な態度も、また自分の言動に對して責任をもつ態度も、すべてこの自主的に考へ自主的に行動態度が土臺となつて、その上にきづかれるのである。

自主的に考へるといつても、かたよつた獨りよがりな考へ方を意味するものではない。そこにはやはり、他人に迷惑をかけるまいやうにとか、みんなのためになるやうにとか、さういふ基準となるべき道理がなければならぬ。兒童はめいめいのもつてゐる道理にもとづいて、自ら推理し、自ら判断し、自ら行動するのであるが、他人のひはんや自分の反省、又は教師の指導によつて、この道理はしだいに高められ、兒童の識見もそれにつれて深められてゆくものである。

(三) 友愛的協同的な態度と、奉仕の精神を養ふこと。

民主主義の根本精神は、全人類の幸福をこひねがふところにあるが、まづわれわれの屬する社會集團の幸福をはかるところからはじまる。したがつて集團内の各人の間に、相互の理解があり、友愛協同の精神がみなぎつてゐなければならぬ。民主主義とは個人と社會との結婚であるといつた人があるが、この間の関係をいかにもたくみに表現してゐる。

わが國では家族を中心とする血縁關係の關や、隣近所の間柄では、理解も同情も協同もよく行はれてゐる。しかるに、その範圍以外の人との關係になると、「赤の他人」といふことばの通り、自分とは何の關係もない人のやうに考へがちである。これは親子を中心とする家族關係・血縁關係のみが重んぜられたために、社會意識が發達しなかつたからである。住所も職業も階級も、あらゆるものが固定し、交通も發達しなかつた昔の封建時代の社會意識が、そのままもつづけられて、世の中がどのやうに進歩發達しても、それにとりなつて社會意識を深めたりひろめたりすることを忘れてゐたからである。社會と自分との關係についての自覺を深め、血縁關係や隣近所の間に行はれてきた友愛協同の精神を、廣く社會全般に及ぼすことが、今の日本には何より必要なことである。

學校は、兒童が血縁關係や隣近所の生活を離れて、はじめてはいるところの社會生活である。兒童の間には共通の利害があるから、同情友愛の心もわき、理解をも深めてゆく。作業や學習の間に協同の精神をも養ふことができる。そしてこれらをいとぐちとして、しだいにその精神的世界をひろめ、遂には全人類の幸福に對する自分の責任を感じるやうにみちびかねばならない。米國教育使節團の報告の中にも、社會的の集團に氣持よく効果的に參加することを、民主主義教育の究極の目的の一つとしてあげてある。

民主主義の精神は、友愛協同よりさらに進んで、奉仕の精神に到達する。人生の主な目的は、自己自身の欲望を満足させることではなくて、隣人をして最もよき生活をおくるやうにたすけることだとするものが、奉仕の精神である。したがつて民主主義において最も偉大なる人とはどういふ人か、それは最大の富をもつてゐる人でもなく、又最大の資本と勞働力とを支配する人でもない。彼の隣人に最大の奉仕をなす人であるともいはれてゐる。今後の教育では兒童の心情に、この奉仕の精神を深くしみこませることを忘れてはならない。

三

民主主義とは人生に對する態度であり、生活のしかたである。したがつて上にあげた精神や態度を養ふにも、命令によつて強制したり、單に知識として與へるといふやうな、いままで日本の學校でよく見られた方法ではいけない。つねに兒童の生活に結びつけ、生活を通して、生活の中から體得させるやうにすべきである。それには、學校内のすべての生活が、民主主義的な方法で行はれることが、根本の條件である。

デューイが、行ふことによつて學ぶ (Learning by doing) ことの重要性を指摘した次の言葉をここに引用しておかう。「すべての學校では、健康な體を與へるために利用する子供の活動性を、一般陶冶に利用することについては、必ずしもよく理解されてゐない。子供は身體を用ふることによつて學ぶものだといふこと、及び精神を教へる爲に身體を用ひなかつたり、身體を教へるために精神を用ひないやうな制度によつては、一般的な知性開發は不可能であるといふことをさとするのは、教育の開拓者である……」

この第二部は、民主主義的な態度や性格をつくるには、いかなる教材を選んだらよいか、また學校内の生活を民主主義的にするために、どんな方法や手段が適當であるかを、讀者諸君と共に考へていかうとするところに、そのめあてをおいてゐるのである。

第二章 教材の選び方

いかなる教科の、いかなる教材でも、民主主義的な光に照らされ、民主主義的に取り扱はれるときには、前章にあげた民主主義の土臺となる精神や態度を育成することができる。ここではわが國の現状にかんがみて、とくに重きをおいて取り扱はるべき教材をあけることにする。

一、時事問題

社會・經濟・政治の根本的な真相を知らせることの必要さについてはすでにのべたところである。また第一部の序論にのべたやうに、新しい日本を建設し、新しい教育を行ふためには、まづ現在の日本がどんな状態にあるかを、ありのままに知るとともに、その原因を反省することが、何よりも大切である。かゝる觀點から次のやうな題目がとりあげられる。

(一) わが國の現状

イ、國土と人口（國土の範圍、國土の面積、人口、人口密度等）

ロ、政治（無條件降伏の意味、聯合國軍の管理の意義、軍備の撤廢等）

ハ、産業・經濟

農業（耕地面積、農業人口、食糧自給の程度、わが國農業の性格等）

工業（工業の制限、生産の不振、その原因等）

貿易（貿易の制限、輸出輸入の重なる品目等）

經濟（財閥の解體、通貨の膨脹、預金の封鎖、戦時利得税、財産税、軍需補償の打切等）

(二) 太平洋戦争

わが國をして、このやうな現状におちいらしめたのは、いふまでもなく太平洋戦争である。したがつて、

イ、大戦の原因

ロ、大戦の経過

ハ、敗戦の原因

ニ、ポツダム宣言受諾の意義

について、その真相を明らかにしなければならない。

敗戦の原因を明らかにするためには、ただ戦争中のいろいろな出来事に限らないで、更にさかのぼつて、ひろくわが國民生活乃至は國民性の中にひそめるものをも検討し反省しなければならない。これについては前篇第一章第二節にくわしく述べてあるから、参照されたい。

いま、極東國際軍事裁判が、連日開かれて、いままで國民の前にかくされてゐた事實が、日に日に明らかにされてゆく。それにつれて、いはゆる戦争犯罪者に對して感情的な非難をあげせる聲が高まりつつある。もちろん戦争責任者の犯した罪惡は重い、しかし彼らにおどらされたわれわれの無知無批判な態度も、責任の一部を負はなければならぬ。この反省が十分に行はれてこそ、はじめて再建日本の力となり得るのである。

(三) 現下の社會相

イ、食糧の不足

ロ、生活必需品の不足

ハ、物價の値上り

ニ、交通機關の混雜

ホ、犯罪の増加

ヘ、失業者の増加

ト、住宅の拂底

チ、復員軍人及び歸還者の問題

これらは兒童にとつても身近な問題であり、したがつてもつとも關心をもつてゐるのである。しかも相互に聯關があり、その原因を明らかにし、その解決の方法を研究してゆくうちに、直接國家の政治に關係してくる。またその解決打開の方法も多くの人と相談し、多くの人と協力して民主主義的に行はなければいかんともしたがたいものが多いのであるから、民主的な訓練をするには、もつとも適當してゐるものである。

(四) 諸制度の改革

終戦以來、民主主義國家に再建するために、次々に、制度が改められた。その主なるものをあげると、

イ、言論・出版・結社・信教の自由

ロ、選挙法の改正

ハ、農地制度の改正

ニ、労働組合法の制定

ホ、憲法の改正

等がある。今後も引き續き、いろいろな制度の改革が行はれるに相違ないが、その度毎にとりあけて、その目標、内容の大要、國民としての心得等をはつきりつかませなければならぬ。

(五) 聯合國軍最高司令部の指令

日本再建のための指標となるものであるから、忘れずにとりあけなければならない。

(六) 民主主義

わが國再建の目標である民主主義、平和的文化國家、及びその土臺となるべき人間性・人格・個性の尊重については、第一前篇で詳しく述べた。われわれの今後の目標をしつかり身につけさせるために、機會あるごとに、これらに聯關して取り扱つて、これらに對する理解を深めてゆくことが大切である。

(七) 世界の動き

わが國は今、外國との貿易も交通も制限せられ、外交も停止されてゐる。この意味では世界と隔離したとされた國ではあるが、聯合國軍の管理下におかれてゐる點からみると、今までよりも一そう緊密な關係において、世界一環の中にあるともいへる。わが國の現状を正しく理解するために、世界の現状を知ることの必要なるは、いつの時代でもかはりはしない。かつ、戦後の經營においては、ひとり戦敗國のみならず、戦勝國においてさへも、幾多の悩みを共通にもつてゐるのであつて、これらをかき切らぬけて行きつつあるかを知ることが、再建日本のよき參考となるに相違ない。

世界の動きのうちで、最も注意すべきものの一つは、第一次世界大戦後の國際聯盟にかはつて、この一月、新しく誕生した國際聯合である。國際聯盟とどんな相違があるか、なぜさう改められたか、又そこでどんな問題が審議せられ、どんな解決を見たか、學年の進むにしたがつて、これらの問題を適當に取りあけなければならない。

二、學校生活に關する問題

後にのべるやうに、學校はただいろいろの教科を教授する場所たるにとどまるべきではなくて、學校内でのあらゆる生活をとおして兒童を教育する方向に向はなければならない。そこで、今まで教師の命令によつて強制的に行はれたり、あるひは兒童に放任されてゐた次のやうな事例が、新しい問題としてとりあけられなければならない。

(一) 各種の當番勤務の企畫、實施 (整理・整頓・清掃・飼育・栽培・圖書・觀測記録・學習の準備後始末・報道等)

(二) 各種行事の企畫・實施 (遠足・見學・研究調査・運動會・音樂會・展覽會等)

(三) 學級會・校友會等の運営 (事業の企畫・實施・豫算決算等)

(四) 學校農場・學校工場・消費組合等の企畫・實施・生産物の處理・收支決算等

(五) 校外生活 (通學班・部落子供會等)

これらの問題について、はじめは教師の指導のもとに、次第に兒童相互の討議によつて意見をまとめ、各自が責任をも

ち、自治と協同との精神にもとづいて實行するやうに指導することは、民主主義的の性格をつくり、民主主義的生活をみにつけさせるために、最も効果的である。

三、参考資料

以上あげたやうな教材を取り扱ふ上に、参考となるべき資料をあける。

(一) 書籍

現在出版されてゐるものうち、参考となるべき、書籍のリストと、簡単な解説とを巻末にのせておくから利用されたい。今後この種の書物の出版は次第に多くなつてくることと思はれるが、それらの中から常に適當なものを選んで参考とすることが肝要である。

書物を選ぶためには、その著者について、何を専攻とする人であるか、いかなる思想傾向の人であるかを知つてゐること、どんな目的で書かれたものか、啓蒙的のものか、研究的學術的のものであるか、又は宣傳的のものであるか等を知つてゐることが必要である。しかしかういふ豫備知識をもたない人たちには、信頼する先輩や舊師にたづねて、良書を紹介してもらふことが安全でもあり、また早道でもあらう。

(二) 雑誌

次の新聞とともに、社會の動き世界の動き、あるひは政治・經濟・文化等各方面における當面の問題、及びそれに対する學者評論家實際家等の研究や意見を知らなくべからざるものであることはいふまでもない。

雑誌も新聞の様に、その編輯方針の急進的なものから保守的なものまで、幾多のけぢめがあり、又執筆者その人にも、各自の専門のちがひ、思想傾向の相違等千差萬別である。豫めこれ等の點を承知して讀むことが肝要であらう。

新刊雑誌の入手の困難な地方もあるであらうが、教師の間で雑誌購讀會のごときものをつくるとか、あるひは異なる雑誌を購讀する數人が、各交換して讀むといふやうな方法を講ずるとか、いろいろ工夫してほしい。そして時々研究會のごとき

ものを開いて、ある問題について、雑誌所載の論文の紹介をしたり、批判をしたり、又は討論したりして、識見を高める機

(三) 新聞

いはゆるニュース以外に、特に注意して讀むべきは社説及び解説風の記事である。社説には其日其日の問題について、問題の所在がはつきり示されるとともに、それについてある見方考へ方や批判が述べられてゐる。又われわれは毎日のニュースをただ断片的に讀過するのみで、それに脈絡をつけたり、因つて來る原因や、今後の進展又は影響といふやうなことで考へないのが普通であるが、時々掲載されず解説風の記事は、これらの點について教へられる所が多い。殊に「世界録音」「世界の動き」等の標題で、毎週一回掲載される記事のごときは、國際間の動きに理解の少いわれわれを啓發してくれるところが極めて多い。

重要な記事はこれを切抜いて整理しておき、教師も児童も、簡単に利用しうるやうにしてほしいものである。

(四) 放送

學校放送の聴取活用については、一月三十日發學四八號學校教育局長の通牒の趣旨にもとづいて、十分なる活用をしてほしい。國民學校児童による討論も放送されてゐるが、これなどはそのまま児童に聴取させ、各學校でも同じ題目で討論をさせるといふやうに活用してほしいものである。

なほ右通牒にもとづいてあるが、學校放送についての批判・意見・質問等を、どしどし文部省青少年教育課又は日本放送協會教養部に送付して欲しい。すなはち與へられた學校放送でなくて、教職員の意見でつくりあけてゆく學校放送になるやうにしたいものである。

(五) 映畫

ニュース映畫・文化映畫等もまた好箇の参考資料である。これらを見たあとで、感想等を児童達にのべさせ、又は討論させる等の方法も考慮されるべきである。

(六) 統計

統計は現代生活のあらゆる方面にかくべからざるものであるにかかはらず、日本人ほど統計に興味をもたず、したがってこれを活用することの少い國民もすくないのではないかと思ふ。例へば自分の住む町村が、その縣においていかなる地位を占めてゐるか、又縣が國全體に對してどんな地位にあるか等々は、人口・耕地面積・各種の産業・税額等の諸統計によつて、始めてはつきり知る事ができるのであり、それに基いて各種の計畫もたてられるのである。このことは、大にして日本國の世界における關係についても、小にしては一箇人が自分の生活設計を立てるにあつても同様である。

戦時中はすべての統計が秘密にされてゐたが、今後は各種の統計が公表せられるであらうし、また現に發表せられつゝある。年鑑等の發行せられたものもある。これらの統計をまづわれ自身を活用するにつとめるとともに、兒童にも常に統計に親しみ、その意味をよみとり、これをあらゆる場合に活用するやうに指導することが肝要である。

なほ辭書・地圖・年表等と同じやうに、統計も必要に応じてすぐ取り出せるやうな、いはば居ながらにして手の届く所に置かないと、中々見ないものであるから、常に坐右におくことを勧めたい。

第二章 教材の取扱ひ方

教育の効果は、教材の取扱ひ方すなはち教授の方法によつて、左右されるところが大きい。そして教授の方法を大きく方向づけるものは、兒童に對する重點のおき方の如何にある。今までのわが國の教育では、米國教育使節團の報告中にも指摘してあるやうに、「教授の各水準において、吸収されるべき一定の知識があると断定し、生徒の能力の相違や、關心の相違を無視する傾向があつた。」すなはち知識の傳達修得に重きをおいたため、いかにしたら多くの事を教へることが出来るか、いかにしたら兒童によく記憶せしめることができるかといふ點に重點がおかれ、その結果、注入主義・暗記主義とよばれる弊におちいつたのである。かくて、兒童はもつぱら受動的な立場におかれ、兒童の關心や活動は無視されがちであつた。

これからの新しい教育では、すてにしばしばのべたやうに、兒童の個性を尊重し、これを十分にのばすことを、目あてと

してゐるのであるが、重點を兒童の生活活動においた方法が、工夫せられなければならない。活動のない所には、個性が發露することもすくなく、ましてその發展も見ることができないのである。教室のかたい椅子に釘づけにされて、教師の話をおとなしく聞いてゐる子供と、運動場や農園などで自由に活動してゐる子供とを比較して、どちらが個性的であるかを觀察してみれば、すぐわかることである。生活活動に重きをおいてこそ、個性をのばすことができるし、知識や技能も身についたものとなるし、性格も養はれるのであつて、いはゆる「行ふことによつて學ん」でゆくことができるのである。

一、兒童の生活と興味に即して取り扱ふこと。
兒童の生活活動に重點をおく教育においては、兒童の生活に即して、教材も選擇せられ、取扱ひ方も工夫せられなければならない。それは兒童の生活とかけ離れた教材や取扱ひ方では、兒童の生活活動を活潑ならしめることができないからである。

兒童の生活に即することを考へるとき、まづ兒童の興味が問題になる。いままででも興味は重要視されてはゐたが、それは主として、兒童をして、與へられた仕事にいかしたら興味をもたせることができるかといふ點についてであつた。兒童の生活活動に重きをおく新しい教育においては、興味が選擇の標準でなければならぬ。それは兒童といふものは、かれらが學ぶ必要のあるものに興味をもつてゐるもので、かれらにあつては興味と必要とは多くの場合一致してゐるからであると主張されてきた。

興味を選擇の標準にすることについては、ある不安をいだく人があるかもしれない。それは、兒童の直接的環境の中にならぬうちに、學ばせなければならぬものがすくなくある。興味のみを標準にしてゐるでは、これらを學ばせる事ができないではないかといふ不安である。このことについては次の如く説明せられてゐる。子供は肉體的活動によつて、自分のまはりのものに自分を調整させることに興味をもつてゐるが、成長するにつれて、直接必要なものへの調節は非常に早く、且つ自動的になつてくる。更に子供が成長し、肉體と自然環境との調節ができてくるにつれて、彼等は自分のまはりの人生の複雑なすがたに注意するやうになつてくるものである。教室における活動の中に、兒童の直接的環境に屬しない事柄

がはいつてくるのも、これと同様な筋道による。かくして興味を選擇の標準たらしめることによつて、教材の範圍はほとんど制限されることはない云々。

兒童の興味はじつに多方的であつて、その中から、より必要なものと、より必要なものを見分ける能力もまだ低い。しかしこの能力も兒童相互の話し合ひや、教師の助言や指導によつて、次第に高められてゆくであらう。

兒童の生活に即した取扱ひをするには、兒童の生活調査及び個性調査、常に注意ぶかき兒童生活の觀察とともに、教育心理學の原則を心得てゐることが必要である。

(二) 自主的學習

自學自習の必要なることは、いままでも唱へられてきた。豫習復習の獎勵などがそれである。しかしこれらは、教室において教師から教へられることをよく理解できるやうに、また教へられたことをよく記憶するやうにといふ點に、重きをおかれてゐた。これからの學習は、兒童が自分で學習の目的や計畫をたて、それによつて學習するといふ方向に進まなければならない。教師は、兒童のたてたこの計畫について、兒童の能力や個性を考慮して、適當な助言を與へたり、學習の方法や資料について示唆を與へたり、またはその結果について批判し激勵するといふ立場に後退すべきである。このためには、後のべるやうに、環境を整備することが何にもまして必要であり、また學級の經營や、學習組織の轉換についての工夫が要請せられる。かかる學習の中から、民主主義的性格として必要な、自治自律といふことが兒童の身についてくるのである。

(三) 協同學習

學習はさらに進んで、協同學習にまで發展せしめねばならない。各自の研究をもとにして、學級全體で意見をのべあひ、協同して學習してゆくのである。

わが國のやうに、一學級の兒童数の多いところにあつては、全體の協同學習に入る前に、五六人位の班に分け、各班で協同して學習する方法、いはゆるグループ學習をとることがよいであらう。各班で、共通の問題について學習することもあり、また一つの教材をいくつかの小問題に區分し、各班がその一つを分擔して學習し、その結果をもちよつて、學級全體で

協同學習をするといふ方法もある。この場合、兒童を各班の長として、指導の役目にあたらせることもよい。かかる學習の間に、協同・連帶の精神が養はれてゆく。

班の分け方いかんによつては、二三の兒童のみが中心となつて活動し、他のものは單なる傍觀者に過ぎないやうなことがおこりやすい。したがつて班の分け方にはいろいろの工夫が必要である。

(四) 直接指導より間接指導へ

學習の方向が、上のべたやうな方向に向ふことは、これを教師の側から見ると、今までの直接指導から、間接指導への轉換を意味する。もちろん教育である以上、教師の指導はきはめて必要であるが、いままでのやうに、一から十まで教師が中心となつて、直接兒童を指導してゆく態度から、しだいに後退して、兒童のよい相談相手、兒童のよき後見役として、間接に指導する立場にうつらなければならぬ。たとへば學習の計畫をたてるにしても、教師が立案してこれを兒童におしつけるのでなく、兒童のたてた計畫方法をもととして、兒童と話しあひ兒童に納得せしめながら適當にあらためてゆく、かくてでき上つた計畫は、たとひ同じものであつたとしても、その過程に大きな相違があるのである。

直接指導から間接指導にうつることは、教師と兒童との關係にも變化をきたすことになる。すなはち、今までのいかめしい形式ばつた關係から、愛と信頼とにみだされたなごやかな關係にかはつてくる。教師は一段高いところから兒童を見おろしてゐたいままの態度から、膝をまじえて語りあふといふ態度にかはつてくる。このことがまた民主主義的行動なのである。

低學年においては、直接指導を必要とする部面が比較的多いし、高等年になつても、直接指導を必要とする場合がすくなくないであらう。要は出来るだけ直接指導をすくなくし、間接指導のもとで、兒童の自主的・協同的學習を旺盛ならしめるやう、心を用ふべきである。

かかる學習の方法として、プロジェクト・メソッド(構案法)・ダルトン・プランなどが唱へられ、わが國にも二十年ほど以

前に輸入せられて、そここの學校で實施せられたことがある。いま新しい教育の出發にあつて、再びこれらを取りあげられてきたのは當然のことである。授業の方法は、根本的な方向を誤ることさへなければ、千差萬別であるべきで、一つの方法に拘泥することは、劃一の弊におちいることになる。今までのわが國の教育界には、他人の方法を形式的に無批判に模倣する傾向が、すくなくから見うけられた。教師は今までの教育を反省し、新しい教育の方向をめあてに、まづ自主的に、授業の方法を工夫しつなやみつつ進まなければならぬ。かかる眞剣な工夫深刻な悩みの中からのみ、新しい方法が生れてくるであらう。かういつたからとて、他人の意見をきいたり、他人の授業を參觀したりすることを輕んじてもよいといふのではない。他人の意見をきき、他人の授業を參觀することは、獨斷・獨善におちいることをさけるためにも、自分の方法を進歩向上させてゆくためにも、きはめて大きな効果をもたらすものであるから、進んでかかる機会を求むべきである。自主的協同的學習の一つの方法として、最近いちじるしく注目されてきた討議法については、章を新にしてのべることにする。

(五)環境の整備充實

授業の形態が上のべたやうにかはつてくると、學校そのものに対するわれわれの考へ方も、それにともなつて變化をきたさなければならぬ。ある一定量の知識を與へることに重きをおかれたまままでの教育では、教師の直接指導が重んぜられたため、學校や教室は、ただ教育を行ふ場所たるの役目しか與へられなかつた。したがつて黒板といくらかの教具があれば、學校以外の場所で行つても、さしたる不都合は感じなかつたのである。これに反し、兒童の生活活動に重きをおき、兒童の自主的・協同的學習が中心となつてくると、學校は單なる教育の場所たるにとどまらないで、學校そのもので教育するといふことにかはつて來なければならぬ。

また兒童は、將來社會の責任ある協力的成員たるべきやうに、教育せられねばならないから、學校が一つの社會であるやうに整備されなければならない。しかし現實の社會は複雑であり、また社會理想に反するやうな不純なものや、不正なものも存在してゐるのであるが、その單純化され純粹化された社會が、浮彫のやうに學校内に現出される必要がある。兒童はか

かる學校内で生活し學習する間に、有用な知識や能力や技術を身につけることができるのである。そこで環境を、かかる目的にそふやうに整備充實することが、大切な問題となつてくる。

(1)教室の整備

教室には各種の辭書や參考書・地圖・統計・讀物・雜誌等はもちろんのこと、いろいろな測定用具・飼育箱・蓄音器・放送聴取設備など、兒童の自主的學習の意欲をそそり、かつ自主的な學習しうるやうに整備充實されることを要する。新聞の切抜きをはずしたり、兒童がめいめい研究した結果をはずりする壁面や、自由に使用できる黒板なども欲しい。

(2)學校内の整備

圖書室・實驗室・工作室・保健設備、その他の特別教室などは、もつと内容が充實せられた上に、もつと自由に使用しうるやうに、兒童に開放されることが必要である。よい音盤とよい蓄音器、映寫設備なども出來うる限り備へつけて欲しい。

(3)學校外の諸施設の活用

學校附近にある諸施設、たとへば圖書館・博物館・郵便電信局・銀行・警察署・工場・農場・病院などをよく調査しておいて、機會あることに活用することが必要である。これらについては、ただ施設を利用するだけでなく、そこに勤めてゐる人にも機會あることに協力を依頼することが望ましい。教師がすべてのことに通ずることはむづかしい。専門的な事項については、それぞれ附近の權威ある人に依頼することが賢明である。使節團の報告にも、「新しい日本の教育は、有意義な知能をうるために、できるだけ多くの源と、方法とを開拓するやうに努むべきである」とのべてある。

(4)環境整備の障害

物資は不足し、生産は進まず、その上多くの學校は戰災によつてあらゆるものを焼失してしまつた。このことが環境整備の大きな障害になつてゐる。然し「豊富な設備をもつた學校が、必ずしも優秀な學校とは限らない。そして乏しい設備をもつたものが、推奨すべき教育上の經驗をもたらすかもしれぬ。」これは使節團報告の一節である。この障害の多い中から、教

師と児童との協同によつて、みんなで作成したり集めたりして、一つづつでも整備してゆくところに、大きな教育的効果があるのである。物質不足や生産低下、又は戦災等に、すべての罪を歸してしまはしないで、児童とともに工夫して欲しい。工夫するところに方法が生まれる。ある國民學校の教師は、かつてその學級に備へつける爲に、一冊の「クオレ」を求めた。しかしそのままでは児童が讀むには時間がかかると思つたので、一つの話づつ解きはなして、多くの小冊子につくりかへたところが、短い時間のあひだに、すべての児童が讀み終つたといふ。また三四年前、工作に機械の取扱ひがはじめて取り入れられた時、古時計や古自轉車、電氣器具・機械の部分品などを、家庭から出してもらつて、おびただしい數を集めた學校もたくさんある。いまの児童は讀物にもうゑてゐるが、これなど、児童の家庭に依頼すれば、相當に集めることができるのではないだらうか。要は教師の熱意工夫にあるといへよう。

いまわが國は、敗戦にともなふいろいろの悪條件の中から、しかも自力で、平和的文化國家として再建されなければならぬのである。われわれはまづその手始めに、われわれの教室をわれわれの學校を、自分たちの手で再建することに力を協せていかうではないか。

第四章 討議法について

討議法とは、いふまでもなく Discussion Method のことであつて、いままでも學會などでは行はれてゐたが、わが國の習慣や傳統にわざはひされて、一般化するまでにはいたつてゐなかつた。しかるに、終戦後、まづ教育の新しい方法としてとりあげられたばかりでなく、一般青年の間にも行はれるやうになり、「放送討論會」とか「紙上討論會」なども行はれるやうになつてきた。それは討議法が、民主的な態度をつくり、民主的な生活をきづきあげてゆくのに、もつとも効果的な方法だからである。

一、討議法のめあてとするところは何か

學習指導の一方式としての討議法は、ある問題について、各自が平等の立場で、自由に意見をのべあひながら、たがひにひはんし検討することによつて、正しい結論をみちびきださうとする方法であつて、共同して眞理を發見するところに、そのめあてもありそのねうちもあるのであるが、いま少しこまかく考へてみよう。

(一) 自分の意見を、正しく、わかりやすく、發表する能力と、いふべきことはつきりといふ態度を養ふこと。

民主主義において、各人が自由に卒直に自分の意見をのべることが大切である。ところが、今まで口數の少いこと控え目であることを、美德として育てられたわが國の児童には、自分の考へを發表する能力の低いものが多い。その上、言はなければならぬことを、なるべくいふまいとする傾向もすくなくない。これらの缺點をのぞいて、言語發表の修練をすることは、國語科をはじめ、あらゆる教科の學習において、つとめなければならぬことであるが、討議法は、言語を通しての共同學習であるから、この修練にはもつともよい機會である。

(二) 他人の意見をすなほにきくとともに、その眞意をまちがひなくつかみ得る能力を養ふこと。

言語發表の下手なわが國民は、きくことの修練もできてゐない。自分の考へにこだはつて、他人の意見をすなほにきく寛容さを缺いたり、他人の眞意を誤解したりするやうなこともすくなく見うけられる。とりわけ討論とか討論とかいふことになると、感情的なわが國民はすぐ興奮して、この弊におちいりやすい。どこまでも理性的に、平靜に、寛容さを失はない態度をやしなつてゆかなければならぬ。

(三) 各人の意見を比較することによつて、批判力や反省力を養ふこと。

多くの場合、眞理はある一人の意見の中からは發見されないので、多くの異なる意見の中から發見されるもので、討議法の根據もそこにあるのである。したがつて、他人の意見を批判する力や、自分の意見を反省する力の程度が、討議法の成果を左右するのであるから、これらの能力を鋭くし、深くすることにつとめなければならぬ。

(四) 討議を通じて結論を導きだし、且つかくして得た結論のねうちを認め、これに従はしめること。
 結論を導きだすことが、討議法の目標であることはいふまでもない。結論が得られたならば、各人において、最初の自分の意見といかに變つたか、どうして變つたか、即ち討議の過程を反省してみることが大切である。この過程を反省することによつて、考へ方を練ることもでき、また結論のねうちもはつきり知ることが出来る。

討議せられた問題が実践的なものであるならば、結論に従つて実践するやうに導くことも忘れてはならない。

(五) 社會的・經濟的・政治的・各種の問題に對する認識を深めること。
 他人の意見をきいてゐるあひだに、今まで自分では気づかなかつたことについて、新に眼を開かせられることがすくなくない。兒童も、おたがひに討議をつづけてゆくあひだに、その見方や考へ方が多方面に發達し、また深められてゆく。討議の主題が社會的・經濟的・政治的のものである場合はもちろんのこと、その他の場合でも、これらに對する認識をひろげ、また深めてゆくことができる。

(六) 會議の開き方進行の仕方などを身につけさせること。

輿論を尊重する民主主義において、會議のはたす役割はきはめて大きい。會議の開き方、進行の仕方、座長としての心得、各人の心得なければならぬ諸注意等を身につけることは、公民としてもつとも大切である。

これらのめあてを達成することができれば、第一章にのべた民主主義の土台となるべき精神、すなはち、眞實を求めること、自主的に考へること、協同的な精神、それらの何れもおのづから養はれてゆく。かくて討議法は民主的な性格をつくるにもつとも適した學習の方法であるが、それは討議法そのものが、もつとも民主的な方法であるからである。

二、討議法はどのやうに實施したらよいか

(一) 實施に先だつて豫め準備すべきこと、

イ、問題の選定

討議法はあらゆる教科において、機會あることに取り入れられるべきであるが、特に一時間、又はそれ以上の時間をあてて實施する場合には、第二章にあげた社會的・經濟的・政治的の時事問題、兒童自らによつて計畫し、處理しなければならぬ學校生活のいろいろの問題が最も適切な教材であつて、これらに對しては兒童の興味も深く、したがつて活潑な意見が交換される。

かかる教材の中から、どんな問題を取りあげるかは、兒童の討議によつて決定されることが最も望ましい。次にその問題について、どういふ點を明らかにしようとするのかをはつきりさせ、その目標に達するためにはどういふ點が問題になるか、あるひはどういふ順序で討議を進めていつたらいいか等を討議させ、いくつかの小問題と、その討議の順序とを決定させることも必要である。かくすることによつて、考へる焦點をはつきりつかむことができ、したがつて討議進行中において、思ひもよらぬ方向にそれるといふ弊を防ぐこともできよう。

ロ、調査研究

問題とその小問題とがきまれば、次には討議實施までに、十分に研究させたり調査させたりしなければならぬ。それには豫め研究調査の方法や、その資料(書籍・雜誌・新聞その他)等をしらせておく事が必要である。この場合題目によつては、兒童をいくつかの班に分ち、研究調査を分擔させることもある。

ハ、座長としての準備

座長となるものは、問題のめあてとする所を明確に認識すると共に、小題目の輕重や、どういふ點が最も論争の中心になるかを考へて、大體の時間配分の豫定をたてておかなければならない。

座長は、低學年や、まだ討議法になれない兒童の場合には、教師がこれに當ることが適當であらうが、漸次兒童を座長として、會議運営の經驗をつませるがよい。

(二) 實施

イ、座席の作り方。全員がお互に顔が見られるために、座長を中心にして、圓形か、楕圓形か、U字型であることが、もつとも都合がよい。もし場所の割合に兒童の数が多し時には、一列にならざることもやむを得ない。また問題によつて、全員を甲乙二つに分けて討議させるやうな時には、むき合はせるやうな配列もよいであらう。

ロ、始めるにあつて注意すべきこと。討議にかかる前に、座長は、その日の討議の目標、それに到達するまでの順序等をのべて、全員によく徹底させておかねばならない。まだ兒童が討議法に十分習熟しない間は、討議進行についての心得とか、陥りやすい缺陷等を指摘し、注意をよび起してをくことも必要である。

ハ、討議進行中座長の注意すべきこと。なごやかな空氣の中に、討議が自由に圓滑に進行し、しかも妥當な結論に到達するやうにかちを取るのが座長の任務であつて、座長の苦心や工夫ももつばらこの點にあるのである。したがつて討議の圓滑な進行をさまたげるやうな發言や態度に對しては、適當な注意を與へることは必要であるが、それもなるべく控へ目で、こゝとばも簡潔であつてほしい。まして座長自らが討議の仲間入りをしてしまつて、座長と他の兒童との間に討議が行はれるやうなことは、嚴に慎まなければならぬ。教師が座長になつた時には、ややもするとこの弊に陥りやすいから、とくに注意を要する。教師の發言や意見に兒童が影響をうけるやうなことになるれば、それはもはや自由討議ではなく、討議法の意義の大半は失はれるのである。

ニ、妥當な結論が得られない時はどうするか。豫定の時間内に結論の得られない場合はすくなくある。かかる場合には、無理に結論をつけようとしなくて、次の機會まで保留して、更に研究させるがよい。いかなる點が問題になつて意見の一致を見ることが出来なかつたのか、すなはち問題の所在をはつきりつかんだことだけでも十分に効果はあるのである。しかし實踐的な問題などで、急いで決定を要するやうな場合には、多數決によつてきめなければならぬこともある。この場合と雖も、十分に各人の意見を述べた後でなければならぬし、かくして決定されたことには、少數意見のものといへども、欣然として従ふといふ態度を養ふことを忘れてはならない。

ホ、しめくり。最後に座長は、討議の經過を顧み、討議進行中に問題になつた點や、重なる意見の要點、それらがどの

やうに解決せられ、どのやうなすぢみちをとほつて結論に到達したかを述べて、しめくりとなすことが必要である。各人もこれによつて、自分の意見の發展を反省することができる。

ヘ、座長が兒童である時、教師はどんな態度をとつたらよいか。傍聴者又は座長の後見役・相談役といふ地位にゐて、間接的に指導することが適當である。討議開始にあつての諸注意や、討議終了後のしめくりなどは、習熟しない間は兒童にはむつかしからうから、教師において行ふことも必要であらう。要は兒童の年齢や、習熟度の増すに従つて、教師の直接指導する部面をしないで少くし、兒童の間のみで行はれるやうにしむけなければならぬ。

三、實施にあつて、注意しなければならないことは何か

さきにも述べたやうに、わが國民は討議といふことになれてゐないから、兒童に討議法を實施してみると、その目的に反するやうなさまざまの缺點があらはれてくる。これらの缺點の多くは、討議法に習熟するにしたがつて、しだいになくなっていく性質のものである。しかしここではその主なるものについて、いかに注意すべきかをのべよう。

(一)兒童の能力に應じた問題を選ぶこと。

兒童の生活に即して取り扱ふことの重要さについては、第三章に述べたところであるが、特に討議法においては、兒童の能力に應じた問題をとらあげることが大切である。問題が兒童の能力や生活とあまりにかけ離れたものであると、兒童は書籍や雜誌新聞などで研究してきたことをそのままに發表するにとどまつて、自主的な意見といふものもなく、他人の意見を批判することもできない結果におちいりやすい。

(二)なごやかな空氣をつくること。

なごやかな、自由な、しかし眞面目さを失はない空氣の中において、はじめて自由な討議が行はれるのである。ところが實際は妙に緊張して固くなつたり、討議の進行中しらすしらす感情が激してきて、興奮したりすることがすくなくない。教師なり座長なりは、常にこの空氣をつくることに、考慮を拂はなければならぬ。多人数であつたり、題目が大き

なものであつたりすると、自然に緊張して固くなりやすいものであるから、まづ十人まで位の小人数で、なるべく身近な問題について話し合ひをするやうな機会をたびたびつくつて、討議にのぞましい雰囲気をもたせつけることも一つの方法であらう。

(三)なるべく多くの者に發言の機会を與へて、少數者の獨占にならぬやうに注意すること。

討議法はその性質上、言語發表の上手な、外向的な兒童の獨占場となりがちである。教師や座長は、なるべく多くの者に發言の機会を與へるやうに進行しなければならない。さらに、討議法が共同學習たる以上、参加者は意見を述べることの義務と責任を負うてゐるのであつて、單なる傍聴者・傍觀者であつてはならない理由を、十分に理解させることが大切である。

(四)一時の思ひつきをのべたり、無責任な放言をしないやうに導くこと。

學校で行ふ討議法が、共同學習であり、共同研究である以上、無責任な放言や、單なる思ひつきをのべることは許さるべきではない。しかしあまりにこれをやかましくいふと、兒童は臆病になつて、發言をためらふやうになるおそれもある。學年や習熟の程度に應じて、寛嚴よろしきを得るやうな指導を必要とする。

(五)他人の意見に耳を傾ける寛容さを失はぬこと。

他人の發言に耳を傾け、その眞意を了解してこそ、それに対する正しい批判もできるのであるし、それによつて自分の意見の反省檢討もできるのである。しかるに兒童の中には、自分の意見を固執して、他人のことを輕々にききすぎたり、他人の意見の缺點のみを求めんとして、素直にきくことのできないものがすくなくない。かくては討議法は成立しないのであるから、常に平靜なおほらかな氣持できく態度を養ふことが必要である。

(五)感情に走らず、あくまで理性的に進行せしめること。

意見が對立し、議論が高調してくれば、感情が高まつてくることもあるが、決して感情の囚となることなく、あくまで理想的に進行せしめなければならぬ。特に個人的な感情のへだたりが、意見對立の土臺になつたり、意見の對立が、個人的な

感情のへだたりの原因になるといふやうなことが、時として起らないではないが、かくのごときことは、嚴にいましめなければならぬ。むしろ意見の相違對立が、かへつておたがひを近づける機縁となり、親密さをますやうにありたいものである。

(七)わき道にそれないやうに注意すること。

討議の目標や順序をあらかじめきめておいても、進行してゆく間に、中心問題からわき道へそれることがしばしばある。かかる時座長は、本筋の軌道に遠いかへすやうに注意しなければならないが、各人自ら相いましめて、本筋からそれないやうに氣をつけさせることが必要である。また討議の進行していく間に、今まで豫期しなかつた問題が発見されることがある。それを新しい問題として取り上げるべきか、後に保留すべきかは、課題の解決に役立つかを考へて、座長が適當に處理すべきである。

討議法の本質は、討議法實施のために特に設けた時間のみにでなく、教育のあらゆる機会にいかされなければならない。國語における鑑賞、算數における解法の發見や解法の検討、歴史や地理における各種の比較考察、理科における實驗觀察の結果の検討、藝術科における作品の鑑賞など、もつともよい機会である。さらに教科外における運動や作業などにおいても、計畫をたてたり結果を反省したりする場合や、映畫を見たり、放送や講演をきいたりした後、その感想を話しあふ時など、機會はいつでもある。むしろ、かういふ時の方が、固くならないで、自由に、のびのびと話しあふことができるのではないだらうか。

低學年では、討議といふやうなごととししい名稱を用ひないで、兒童の身近な問題を取りあげて、自由に話しあふ間に發表する能力をのばすことにおもきをおくがよいであらう。そして三四年頃の、自己意識が自覺めかけ、理知的な方向に向ひかける時から、時々時間を特にとつて少しづつ本格的に實施し、學年の進むにしたがつて、だんだん組織的に行つてゆくがよいであらう。

附録一、討議法の実際

まへがき

- 一、時日 昭和二十一年二月二十三日。
- 二、學年 初等科第六學年。
- 三、兒童數、男二五、女三一、計五六。
- 當日の出席數 五四。
- 四、所要時間豫定 五〇―六〇分
- 五、主題の選擇について。

當時兒童の關心のもつとも深いものを取りあげる意味で、全兒童に投票させたところ、左の結果をえた。

食糧問題二六、鬧市場問題九、省線電車について(混雑の緩和策と車體の修理・清掃)、強盜問題五、汽車の乗車券購入について三、停電問題三、等。

よつて絶對多數たる食糧問題を取りあげたのである。

六、討議の目標

兒童の研究討議の發展を、指導的にまとめてゆくプランではあるが、教師としては、大體道德的・政治的・經濟的な面を、おもな關聯の中心として、多角的な兒童活動をまとめてゆく意圖であつた。

七、討議前の過程

あらかじめ討議の要素的トピックになりさうな項目を全兒童に提出させ、さらにこれを整理させ、兒童をその素質や傾向によつて適當に組み合せて、十一組の分團に構成した。各分團は相談の上、適應する仕事を分担した。

八、實施後の反省

兒童は調査や活動の進むに従ひ、しだいに眞緞になつてきた。かれらは、毎日の新聞やラジオの中から速記したり書きぬいたり、又父兄の意見をも持ちよつて討議した。速記録だけ見ると、いかにも大人の口眞似のやうにも思はれるが、それは案外自然的な觀念の發展であつた。

觀念の發展——それは子供であり、純消費地のインテリ層の子女であるだけに、理知に支配された觀念的なものであるとしても——一應は整理された理解に到達しつつあることがうかがはれる。

教師、この前から約束しておいたやうに、けふは今年の

食糧事情について、みんなの考へや意見を自由に話しあふことにしよう。

まづ、今年の食糧事情について、正しい考へ方正しい理解を持ちたいと思ひます。そこで、前週からしらべたことだが、今年のお米の減收、つまり不足の原因について、みんなの調査をまとめておかう。

A生、去年の春から夏にかけて低温であつたこと、夏の日照日數が不足であつたこと、花が開く時に風にじやまされたり、實る時に雨が多かつたために、十分みのらなかつたこと、秋になつて二回も颱風にたたられたこと、さうした天候の状態よりもつと大きな減收の原因は、長い間の戰爭で地味がかれきつたこと、それから兵隊にいつたり工場に徴用されたりして努力の足りなかつたことなどで、これまでにはないひどい不足になつたのです。

教師、ところが新聞やラジオによると、今年は一千万人くらゐの餓死者が出るかもしれないといふことだが、これはたいへんなことだ。もしさうだとすれば、この凶作だけがその理由ではないやうに思ふが……。

B生、終戦後、人の心が落ちつかなくなつたこと、それから米産地の朝鮮と臺灣とを失つたため、これまでたくさん

はいつてきた移入米がなくなつたこと、佛印やタイなどからお米がはいつて來なくなつたこと、復員や海外同胞の引上げで人口の増加してきたことなどで、一層足りなくなりました。

教師、さういつたことが、食糧事情を一層困難にした。それではどれだけいつたい足りないのか、ものごとは數字で表はすことが研究の確かな材料になり、さういふ數字によつて、はじめて正しい考へ方もでてる。

C生、内地では毎年米を六千萬石から六千五百万石收穫してゐたが、去年は僅に四千三百萬石しかとれなかつた。朝鮮・臺灣から移入してゐた米は、平均一千二三百万石だつたが、それが來なくなりました。昨年の産米四千三百萬石に、薯・麥・未利用資源など米にして大體百萬石と見て、一人二合二勺の配給をするには、なほ二千萬石足りないしまつてす。

D生 (1)内地・朝鮮・臺灣産米高の棒グラフ、

(2)朝鮮・臺灣・及び外米移輸入割合の棒グラフ、

(3)昭和二十年の産米高、二十一年の絶對必要高、

未利用資源の棒グラフ、
をかかげて、

内地産米は、昭和十六年五千五百萬石、十七年六千七百萬石でしたが、二十年には四千二百九十七萬石でした。昭和十七年には、朝鮮で二千萬石、臺灣で九百萬石、合せて二千九百萬石とれました。今年も外國からお米の輸入ができるとすれば、朝鮮からさしあたり六百萬石輸入することのできさうだといふことです。それでも(グラフをさして)これだけお米が足りません。

戦前の統計ですが、内地で不足する米の六七パーセントは朝鮮・臺灣から移入し、三三パーセントは外國から輸入してゐました。

今年日本で絶対必要とするお米の量は六千三百萬石、とれたお米が四千二百九十萬石、未利用資源百萬石を加へても、まだこれだけ(グラフをさす)足りません。

教師、どれだけお米が足りないかといふことは、この圖表と今の説明で大體わかつたね。二合一勺にしても二千萬石足りない。マックアトサー司令部の許可をえて、朝鮮から六百萬石入れたとしても、まだ千四萬石足りないといふ状態だ。この不足に對してはくたちは一體どうしたらいいのか、考へ方は三つある。その一つはまづ増産、次に外國よりの輸入、もう一つ使ひ方にむだがありはしないか、か

〇〇グラムで二合一勺です。六十一才以上は三〇〇グラムといふやうになつてゐます。

内地米も外地米も直接政府へゆきます。そこから地方の食糧營團へ、地方食糧營團から各配給所へ、配給所から各家庭に配給されるやうになつてゐます。

教師、供出の最近の狀態はどうだらう。五組に新聞でしらべてもらひましたか……。

F生、今年の供出の割當二千六百五十九萬石に對して、十二月十日までに二百九十二萬四千六百石、一割一分、十二月二十日までに四百七萬石、一割五分、一月十日までに六百七十七萬四千五百石、二割五分であります。

農村を除いた一ヶ月の全國の消費量は四百萬石であります。割當全部を供出したとしても、四五ヶ月までにはたつづくのに、このやうにおそいと、明日にも配給がとまつてしまふことになります。十二月二十日までの各地の供出狀況は、東北一割二分、關東一割三分、北陸四割五分、近畿一割四分、東海六分でありました。

教師、いま發表のやうですが、農家の人たちはそれについてどう考へてゐるのか、やはり新聞でしらべてもつたことを……。

ういふことを考へなければならぬ。いづれも重大な問題だが、今日明日の當面の問題は、消費と供出にかかつてゐる。まづ供出の問題について、どうして供出がおくれているのか、これを供出する農村の立場と、全くの消費者の立場と二つにわかれて、みんなの自由な意見を話しあつてみたいと思ふが、その前に、供出の制度と配給のやり方はどうなつてゐるのか、しらべてもらつた三組に話してもらはう。

E女生

米の供出配給組織の圖表を示して

供出と配給のやり方は次のやうに政府できめてゐます。

- 一、昭和十五年から政府は米の公定價をきめました。二、どこでどれだけ出すといふ供出のしかたをきめました。三、米の仲買人や米屋をなくして食糧營團といふものをつつて、商人や米屋はそこで働くやうにしました。四、買ふ方には米の通帳といふものができて、それぞれ配給所で米を買ふやうになりました。五、配給米は年齢と仕事によつてちがひます。一才から二才まで一二〇グラム、三才から五才まで一七〇グラム、六才から十才まで二八〇から二五〇グラム、十一から十五才まで四〇〇から三六〇グラム、十六才から六十才までは三三〇グラム、二合一勺、現在三

G生、一月十五日の朝日新聞の「農」の欄に農民の言葉

がでてゐます。供出しなない農家のいふことです。「おれたちは、圃の農具を買ひ、圃の肥料を施して收穫したのだ。公定價で配給される農具は無いも同じだし、肥料はほんの申しわけ程度だ。圃で仕入れて、公定價で商品を買賣する商人はないだらう。われわれも高い圃値でいろいろ工面して道具を集め、肥料を得た以上、バカ値のやうな公定値でばられる供出は、バカバカしくて完納できない。政府はこんど米七〇バトセント以上の供出者に對して肥料を特配するさうだが、一石百五十圓で供出してえた金額で、雀の涙のやうな僅かな肥料をうるよりは、米一俵を物々交換すれば、肥料を少なくとも、確安にして三・四カマスはえられるでせう。」と書いてありましたが、こんな氣持の生産者がゐるので、供出の成績がわるいのです。

教師、いまのは供出を十分にしているない農村の人の聲だが、それに対して完納した農村についてもしらべてある筈だね。

H生、いまいつたやうな農村があるかと思ふと、こんな農村もあります。一月五日の朝日新聞に出てゐましたが、保谷町では供出を完了、馬鈴薯・麥・甘藷も百パーセント

の供出を完了、北多摩郡のトップをきつたものとありました。同町のこの輝く完納は、農業会長以下の並々ならぬ努力、全実行組合の協力敢闘、全農家の努力を忘れてはならない。幾多のうるはしい話題の中に、同町第四実行組合の加藤トシさんは、夫は出征して終戦後の今日まで復員してこない。盲目の母六四才、五才・七才・九才といふ三女をかかへながら、一町三反三畝餘を耕して敢闘、女手一つで米・麥・馬鈴薯の供出を完遂した。また同町第一農業組合では、組合員二十六名が協力一致、全供出百パーセント、甘藷のごときは二百パーセントの供出をあげたといふ、全農家の手本とすべき話であります。

教師、いま發表された話のやうに、世の中はいろいろだね。農村もいろいろだ、それはそれとして、供出の割當はどのぐらゐかといふことを知つてゐなければならぬ。

生男、去年の米の收穫は四千三百万石、供出の割當は五割三分の二千三百万石となつてゐます。昨年は二千三百四十万石が農家の手持でしたが、今年は八割の二千万石となつてゐます。

教師、以上しらべてもらつたところを参考にして、供出の問題について、いかに考へ、どんな方策をたてたらよい

か、思ひきつてみんなの意見を出したまへ。さうして政府及び國民がなやんでゐるこの問題を正しく理解しよう。まづ農村以外にあるわれわれの立場から、どうして供出がおかれてゐるかといふことを討議してみよう。

(以下消費者側は「消」、生産者側は「生」)

消男、このままほつておいたら、都會の人間は餓死してしまふのに、農村の方はどう思つてゐるのだらう。

生男、農家にとつても肥料は足りないし、それに農具も足りないの、なかなか都會の人たちの思ふやうに供出はできません。

生女、見返り物資を下されば出しますよ。

生女、作業服や農具も米を持つてゆかなければ賣つてくれない。だからさういふものを都會からだしてくれば、安心して供出ができません。

消男、さういふ物資はこちらも困つてゐるのだから、農家にどしどし出すことはむづかしいと思ひます。

消男、あまり米の値が安すぎる。そんなところは農家の人に同情しますよ。

消男、私たち都民の本當に困つてゐることを、新聞やラジオで毎日毎日知らせたら、少しは同情し理解して、都市

への協力もしてくれなと思ひます。

生男、みんな供出して今年の飯米だけしかなければ、来年もし不作だと自分達のたべるお米がなくなりますから、それが不安で無理な供出はできません。

消男、田舎には雜穀なんかがたくさんあるから、もつと供出してもよいと思ひます。

生男、東京には空地がたくさんあるから、そこに諸や雜穀がつくれるでせう。

消男、國民が飢ゑればどんな暴動が起きるかもわからぬ。それをほつておけば、日本の國は結局つぶれてしまふことになるのぢやないか。

教師、さつきからきいてゐると、生産地の農村と消費地の都市とで喧嘩をしてゐるやうだが、みんな同じ日本人ぢやないか。そして戦に負けちやつたんだ、困つてゐるのだ。戦争中一億一心といつてゐるが、いまこそその一心になる時だ。供出の問題で喧嘩なんかしてはだめだ。農村ではかういふところが困つてゐる、何とかならぬか。都會にはかういふところがむだがあり、反省せねばならぬところがあつてゐる。かうすればよいとお互に助けあふやうな考へ方で話を進めなければだめだね。

生女、私たち農民はどしどし供出しますから、都會の方ももつとたくさん日常生活に必要なものをつくつて下さい。さうしたら農村と都市と手をつないで、新しい日本の建設にすすんでゆかれるのではないでせうか。

生男、自分たちの出した米を誰がたべるのかわからぬ。自分の出す米は東京にゆくのか大阪にゆくのかきめてもらひたい。そして直接生産者と消費者とがつかぬので、どこどこの米はおれたちが引受けるといふ氣持、責任感が強くなります。

消男、みんな日本人のところへゆくのだから、どこにいつてもいいではないか。

消女、工場の活動がはじまり次第、農家に必要な肥料をつくりますから、米と交換してください。

生女、去年も一昨年も、農具や何かを出すから供出しろといつてゐましたので出しましたが、ちつとも交換の物資はきませんでした。農民はだまされたといつてゐます。

生女、供出したいけれども、復員したりなんかして、自分の食糧が心細くなつてきたので、なかなか出せないんです。

消男、田舎にはいろいろなものがあるからいい。雜穀と

か未利用資源の野草とか諸草とか。

生男、諸草なんかたべろつたつて、そのままでは米の代りにはならない。

消女、苦しい時はどちらでも同じではありませんか。がらんばつて出していただきたいものです。

生男、都會でいろいろなものをつくつてくれれば、少しは米を出してもよいと思ひます。だのに今日都會の方では少しも生産してゐないではないですか。

消男、肥料その他農村で使ふものをどしどしつくるから、たとへば今までの軍需工場をきりかへて、農具肥料の生産にかんばるから、供出の方も早めてもらひたい。

生女、諸草などは供出の外にたくさん手持があつても、町から衣料なんかもつて買ひ出しに來られると、こちらも衣料がほしいから、つい賣つてしまふ。

消男、都民は今日明日の米に困つてゐるのですよ。焼跡を耕して種をまいても、明日收穫があるといふわけではありません。だから一刻も早く米を供出してもらひたい。

生男、よくわかつた。だから肥料と農具とをまづたくさんつくつてください。でないも、いつまでたつても米はでまはりません。

消男、つくります。

消女、間をやめたらもつとたくさん出ると思ひます。

生男、それは買手がかつてに間値をつけたんぢやないか。

消男、間はお互さまだ。まあ間はお互にやめませう。何といつても農村に入用なものをどしどしつくつてたくさん送ることです。

生男、それなら安心してみな供出してしまひます。

教師、それで先生も安心した。まだ意見はあると思ふが、今日はまだ次の問題もあるので、供出の問題はこのくらゐにして、みんなの意見をまとめてみよう。米は一石百五十圓だから一升一圓五十錢だね。ところで間ではいくらですか。

兒童、七十圓です。

教師、大變な開きだね。これでは政府で高く買上げる必要と思ひます。次に農家ではつくつてゐないもの作れないもので、しかも農家に必要なもの、たとへば肥料・地下足袋・作業衣・農具、かういつたものは都會でどしどしつくつて農村へ送る。さうするとお米をはじめ農作物がたくさんとれることは請合だね。したがつて都會生活

者は十分腹ごしらへができて都市の生産が上る。その農具や作業衣・肥料が農村へいつて、一層生産に役立つことになる。

それから間をやめてもらひたいといふのが両方にあつたと思ふが、これは結尾兩方でやるやうにしたいものだ。一方では効果がないからね。

供出については、割當の不公平もあつたらうし、又供出すればあとで返してやるといつて、すなはち還元配給米のことだが、それが差引かれたり、又は全く配給のなかつたところもあるときいてゐる。

それから都市の餓死問題については農村も決して輕視してはゐない。さつき誰かのいつたやうに、都市生活者の實情をラジオや新聞で農村に毎日強く呼びかけて、供出の國民運動を強化することも、非常に効果のある方法だらう。

それから皆の論議の中にはなかつたが、供出は一度決定したら再供出などさせないこと、また供出の割當が秘密主義であつたこともよくなかつたことだと思ふ。だから誰にも納得のゆく方法であるやうに、政府も國民も考へなければならぬ。

肥料のことが大分論議されたが、昨年末の議會で農相は、

無機肥料を二十一年度には七十五万トン、二十二年度には二百万トン生産の發表をしてゐるし、堆肥には五千万圓の報償制もあることだから、なんとか心配なくやれるだらう。しかし、とにかく供出が完納しても、四月か五月にはたべつくしてしまふことになるのだから、容易ならぬ重大問題なのだ。困る時はお互だ。都市も農村も一つにかたまらうぢやないか。

二三日前の新聞でみると、供出が遅々としてはかどらないので、政府の手によつて十分に供出させよう。もし出さないものがあれば強制する。出したお米は適正に配給することにきまつた。それから農村、とくに小作人たちを國が手厚く保護するといふ法律もできた。農村の人々大いに奮し、努力しなければならぬわけだね。

さて供出の問題はそのくらゐにして、こんどは二合一の配給米でどうしてたべてゆくかといふことが、お母さんお父さんの毎日のなやみだが、この二合一でどのやうにして日々まかなつてゐるか、これについて女の組の人にしらべてもらつたから發表してもらはう。

八組女、私の家の家計簿の公開です。七人家族で一日の配給は一升五合、ある程度おなかをみたすには二升いりま

す。朝一升二合お米をたき、おかづは野菜二百目をつかひます。おひるはお辨當でごはんですが、うちにゐるものはずるとん・さうする・粉をやいた代用食です。夜は八合のお米に大根三百匁くらゐ加へてたき、おかづに鱒を十匁くらゐ。たまにはかんづめ・肉などの時もあります。これも毎晩ではお米が足りないで、五回に一回はさうするにしています。榮養を補ふためには、何かにつけて油を少しづつつかつてゐます。こんな風に工夫しても、配給だけでは足りないで、高いお米を買つたり、田舎で手に入れたお米などで補つてゐます。榮養失調にならないだけの生活をするには、月に一人二百匁ばかりかかります。七人で千四百匁、多少ものを買ふときは二千匁はかかります。大根一本三匁、麥一升三十匁、大豆一升二十五匁、お米一貫目三十匁、お米一升七十匁といふのが相場です。お醤油や味噌の配給もたいへんおくれでゐるので、ソースを代用しなければならぬのですが、これは一升四十匁はします。魚や肉の高いことはおどろくばかりです。

七人のお米の配給の内譯は、三〇〇グラム祖母、三三〇グラム父・母・姉二人、四〇〇グラム妹と私、合計二四二〇グラム、耕目にすれば約一升五合で、五合足りないわけ

です。

教師、こんどは七組。

七組女、四人家族で、ごはんを十分たべようと思ふと一日一升二合いりますが、配給ですと九合六匁です。どうしても一回は代用食かさうするにしなければなりません。大體朝は一合五匁でおさうするにして、それに大根を二百目くらゐ。おひるは大根を百目くらゐ入れて三合でごはんにします。夜は大根を百目くらゐ入れて四合でごはんにします。時々近所からひき白をかりてきて、小麦や大豆その他いろいろなものをひいて、だんごなどをつくつて代用食にすることもあります。その他榮養をとるためにおさうするに油をいれたりします。おひるはお野菜、夜はお野菜とかお魚、ある時お肉などをたべてゐます。かういふ風にしてお米の足りないところは、近所で賣つてゐたお諸を一貫目二十七匁で一俵買ひました。それも十日ぐらゐでたべてしまひます。

教師、いまの二人のおうちの状態で、お金のかかること、お米の足りないことが、まざまざとわかるね。そこでも一つの問題は、この二合一勺で、われわれの健康・活動力にどんな影響があるだらうか、これを榮養の方からしらべて

もらつたのだが。

十組女、

標準カロリー、配給カロリー、絶対必要カロリーの表を示して、

二合一勺の配給と榮養問題、圖解科學の九月十月號を參考にして、十組の五人と先生とでしらべたものです。

日本の榮養學者の長い間の研究の結果、日本人の日常生活に必要な標準熱量は二四〇〇カロリーで、主食から七割くらゐとすると一六八〇カロリーで、お米にすると一日四八〇グラムとなります。ところが三三〇グラムの配給ならば一一五〇カロリー、標準の二四〇〇カロリーからこの一一五〇カロリーを引いた一二五〇カロリー、これは副食物からとらなければなりません。高い開値で買へばとにかくとして、普通では三〇〇から四〇〇カロリーです。だから主食副食合計一四〇〇から一五〇〇カロリーが、配給カロリーとなります。これにいろいろなことで求めたものを加へて、一七〇〇から一八〇〇カロリーで、これで漸く餓死をまぬがれてゐることになります。東京衛生試験所の石原博士、大阪市立科學研究所の下田博士の研究によれば、日常生活に必要な最低熱量は一七〇〇カロリーです。

私たちのいまの食糧状態は、さらに減じて二〇〇グラムですから、ぎりぎりのところまできてゐることがわかります。このやうに主食副食の配給は、カロリーから考へると本當にたいへんだといふことがわかります。

教師、かういふ状態だが、これを救ふ一つの方法として粉食の問題がある。これについて九組。

九組女、増産と外米輸入とともに、食物のたべ方・料理法について、無駄がないやうに工夫しなければなりません。その一つの方法として粉食の漸行が考へられます。

一、私たちの主食はお米です。それは一反歩からとれる量が多いだけでなしに、質がよいので主食として適當ですが、これを普通のごはんとしてたべることが、もつともよいかどうかは研究する必要があります。

二、ごはんをたくに要する燃料などにも、いろいろ考へられる問題があるでせう。それよりも食糧の絶対不足の今日、粉食にすることが、量はすくなくとも完全に消化吸収され、榮養の方面からも、普通のごはんよりも合理的だといふことが、まづ考へられなければなりません。

三、日本人は早飯を得意としてゐますが、この悪い習慣はなかなか改められない。粉食にすれば、この弊を除くこ

とができます。

四、わが國の食糧事情から、たべられる物資はすべて食糧にしなければなりません。稗・粟・とうもろこし・いもづる・どんぐり・野菜類、みな粉にして玄米粉にまぜ、適當に小麦粉をまぜて、パンにして配給すれば、食糧事情はよくなるだらうと思ひます。

五、このやうな事情から、玄米粉食は營養學的にもつともよいと、營養學者もいつてゐます。

教師、研究發表もまだ残つてゐるし、又現在の配給量についても、家計上から、又生活力とか健康上からとかの角度から、意見の交換もやりたかつたし、粉食についても、皆の家で現在實施してゐることを土臺として、色々の資料をだして話し合ふ筈だつたが、豫定の時間もすぎたので、今日はこれでやめて、次の時間につづけることにしよう。

附録二、参考書籍

一、太平洋戦史（B6一六八頁 定價九・五〇 高山書院發行）

聯合軍總司令部民間情報教育局の提供にかかる資料を譯したものの、傍題に「奉天事件より無條件降伏まで」とある。

二、旋風二十年上・下（森正藏著、A5各一八〇頁 定價各九・五〇 鶴書院發行）

毎日新聞社社會部長たる著者が、多年集めた資料の中から、眞實と思はれるものを選び、その素材を忠實に活かしていくことを主眼として、平易に、讀物風にまとめたもの。

三、平和への努力（近衛文麿遺稿、B6一四六頁 定價六・〇〇 日本電報通信社發行）

支那事變について、三國同盟について、日米交渉について、の三部に分れ、首相として關係したこの三つの事件の顛末についての手記である。

四、米國に使して、（野村吉三郎著 A5四五四頁 定價三五・〇〇 岩波書店發行）

傍題に「日米交渉の回顧」とある。日本文と英文との二部に分れ、日本文の部分は前・中・後の三篇に分れてゐるが、骨子となるのは、中篇の昭和十六年二月十四日から十二月七日までの會談日記抜萃一四〇頁である。英文の部は日米交渉關係參考文書が二四〇頁にわたつて収録せられてゐる。

五、終戦の表情（鈴木貞太郎述 B6三六頁 定價三・五〇 勞働文化社發行）

九、新憲法の解説（内閣發行、B6九四頁 定價五・〇〇 高山書院發行）

新憲法の原理と應用とを、一般國民にたやすく呑み込ませるために作られたもので、平易かつ簡明な解説書である。

一〇、新憲法解釋（芦田均著 B6九八頁 定價七・〇〇 ダイヤモンド社發行）

衆議院における憲法改正委員長だつた著者が、敗残の日本に残されたただ一つの生きる途は、新憲法に肉と血をつける事業に全力を傾倒することにあるとの熱情から、書かれたもの。

一一、アメリカの事情叢書（國民教育社發行）

第一輯 アメリカ教育の現状（米國國務省編、B6一二二頁、定價七・二〇）

第二輯 合衆國行政機構（米國國務省編、定價六・二〇）

第三輯 合衆國教育省報告書（定價七・二〇）

第四輯 合衆國教育省報告書（定價七・二〇）

八、民主主義の倫理（柳田謙十郎著 B6二二六頁 定價一四・〇〇 高山書院發行）

庶民主義を唱道する著者が、民主主義を單なる外的社會革命の原理としてでなく、むしろ内なる自己の倫理的自覺の問題としてとりあげ、差別より平等へ、服従より自由へ全體より個體へ等、七つの章をあげてのべたもの。

終戦當時の首相たりし著者が、組閣より終戦までの心境をのべたもの。

六、デモクラシーの基本観念

（大島正徳著、B6二八六頁 定價一七・〇〇 至文堂發行）

民主主義のあり方を、わが國民の傳統的な生活との融合、社會生活の本質についての解釋とに聯繫させてのべたもの。

七、デモクラシー概論（新明正道著、B6二一八頁 定價一五・〇〇 河出書房發行）

近代デモクラシーの成立、その政治機構、その展開（自由主義と社會主義）、その危機（議會主義を中心として）をのべ、最後に日本におけるデモクラシーの章で結んでゐる。

目次

第一 日本の教育制度の管理についての指令……………一

第二 教育関係者の資格についての指令……………三

第三 國家神道についての指令……………五

第四 修身科・國史料・地理科の中止についての指令……………九

指令原文……………一四



849253

昭和二十年十月二十二日

日本の教育制度の管理についての指令

- 1、日本政府の新しい内閣に對して、教育についての占領の目的と政策を、よく解らせるために、次のやうに指令する。
 - a、教育の内容はすべて、次の方針によつて、取り調べた上で、改め、取りしめる。
 - (1)軍國主義の考へと極端な國家主義の考へをひろめてはならない。それで軍事教育と軍事教練はすべてやめる。
 - (2)議會政治、國際平和、個人の尊さ、集會の自由・言論の自由・信教の自由のやうな人間の根本的な権利と合ふ考へを教へたり、行ひを身につけさせるのがよろしい。
 - b、教育関係者はすべて、次の方針によつて、取り調べた上で、留任させ、退職させ、復職させ、任用し、再教育し、取りしめる。
 - (1)教員と教育官吏は、できるだけ早く、取り調べた上で、職業軍人・軍國主義と極端な國家主義をひろめた者・占領政策に進んで反對する者はやめさせる。
 - (2)自由主義と反軍との考へか行ひのために、解職され、休職にされ、解職をさせられた教員と教育官吏は、その資格を直ちに取れどもとしてやることを公表し、適當な資格があれば、他の者よりも先きに復職させる。
 - (3)人種・國籍・信教・政治上の考へ・社會的地位によつて、學生・教員・教育官吏を區別して扱つてはならない。この區別から起つてきた不公平は、直ちに改める。
 - (4)學生・教員・教育官吏は、教育の内容のよしあしを、冷靜にひはんするのがよろしい。政治上の自由・公民としての自由・信教の自由などの諸問題について、自由に意見を論じ合つてよろしい。

(5) 學生・教員・教育官吏・一般社會に對して、日本占領の目的と政策・議會政治の理論と實際・軍國主義の指導者としての協力者とそれらに引きずられて日本國民に戰爭をしかせその避けられない敗戦と苦しみとひどい現状をもたらした者の演じた役割をよく教へてやる。

c、教育に用ひる材料は、次の方針によつて、取り調べた上で、改め、取りしまる。

(1) 現在の教科目・教科書・教授指導書・教材は、とりあへず用ひてもよいが、できるだけ早く取り調べた上で、そのうちで軍國主義の考へと極端な國家主義の考へをひろめるために作られた部分は取り除く。

(2) 教養があつて平和的で責任を重んずる公民をつくるために、新しい教科目・教科書・教授指導書・教材を整へて、できるだけ早く現在のものと取りかへる。

(3) 教育活動は、できるだけ早く、平常にもとまなければならないが、設備が不十分なときは、初等教育と教員養成を、他のことよりも先きに扱ふ。

2、文部省は、マッカーサー司令部の關係部局と連絡する機關を設け、その要求によつて、この指令のそれぞれの條項にらとつてとつたすべての處置のくわしい報告書を出さなければならない。

3、この指令のそれぞれの條項に關係のある日本政府の官吏と雇員、公私立學校の教員と職員はすべて、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもつて守らなければならない。

昭和二十年十月三十日

教育關係者の資格についての指令

1、日本の教育制度の中から、日本國民に敗戦と戰爭のつみと苦しみと貧しさとひどい現状をもたらした軍國主義の勢力と極端な國家主義の勢力を取り除くために、そして軍隊の經驗や軍と特別の關係がある教員と教育官吏をおさへるために、次のやうに指令する。

a、日本の現在の教育關係者のうちで、軍國主義の考へや極端な國家主義の考へを持つてゐると一般から認められてゐる者、日本占領の目的と政策に強く反對してゐると一般から認められてゐる者は、すべて今すぐやめさせる。そして今後決して教育關係のどんな職にもつかせない。

b、右以外の教育關係者は、今後何分の達しがあるまで、文部省が認めれば、その職に留まつてゐてよろしい。

c、現在日本軍の軍籍にある者、終戦後復員して現在教育關係の職についてゐない者は、今後何分の達しがあるまで、教育關係のどんな職にもついてはならない。

2、日本の現在の教育關係者と將來教育に關係したい者のうちで、望ましくないもので、やめさせなければならない者、職につかせられない者をきめるために、次のやうに指令する。

a、文部省は、現在の教員と教育官吏、將來それになりたい者のすべてを、取り調べ、取り除き、資格を認めるために、適當な管理機關を設けその手續を定めなければならない。

b、文部省は、この指令の規定にもとつてとつたすべての處置をまとめた報告書を、できるだけ早くマッカーサー司令部に出さなければならない。その上、この報告書には次の特別の報告も入れなければならない。

- (一) 一人一人が教育關係者として望ましいかどうかを、どうしてきめるかをくわしく書いたもの。それと一人一人の留任・免職・任用・再任をきめる特定の基準。
- (二) 教育關係者を取り調べ、取り除き、資格を認めるために、どんな管理機關を設け、どんな手續を定めたかをくわしく書いたもの。それと判定に對して不服な者を再び取り調べ、前に資格を認められなかつた者について再び取り調べるのに、どんな規程を設けたかをくわしく書いたもの。
- 三、この指令のそれぞれの條項に關係のある日本政府の官吏と雇員、公私立學校の職員はすべて、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもつて守らなければならない。

昭和二十年十二月十五日

國家神道についての指令

1. 國家が定めた宗教と祭りを、直接間接に強ひられて、信仰させられたり信仰してゐると言はされたりすることから、日本國民を解放するために、
 - 戦争のつみと敗戦と苦しさとひどい現状をもたらした考へに對して、強ひられて金を出し助けてきた財政上の負擔を、日本國民から取り除くために、
 - 日本國民をだまして侵略戦争を起させた軍國主義と極端な國家主義をひろめるのに、神道の教へと信仰をゆがめて利用することが、再び起らないやうにするために、
 - 日本國民がその國民生活を一新して、永久の平和と民主主義との理想にもとづく新しい日本を打ち建てるのを助けてやるために、次のやうに指令する。
 - a. 日本政府・府縣・市町村と官公吏・雇員が、公の資格で、神道を護つてやり助けてやり保つてやり取りしやりひろめてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。
 - b. 神道と神社に對して、公の金で助けたり、公と特別の關係を持たせてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。
- (1) 公地や公園にある神社に對して、公の金で助けてはならないが、神社の並つてゐる土地に對して日本政府が助けを續けてはならないといふ意味ではない。
- (2) 今まで少しでも公の金で助けられてきたすべての神社に對しては、自發的で、強ひられたり氣のすすまない寄付でな

いかぎり、個人的に財政を助けてもよろしい。

- c、神道の教へ・慣習・祭り・式・禮式ばかりでなく、他の宗教・信仰・宗派・信條・哲學の教へ・慣習・祭り・式・禮式においても、軍國主義の考へと極端な國家主義の考へをひろめてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。
- d、伊勢神宮・國立の神社・その他の神社の祭りについての命令は廢止する。
- e、内務省の神祇院を廢止して、その働き・務め・行政上の責任は、他のどんな政府機關も公の機關も、受けついではない。

- f、神道のことを調べたりひろめたり、神官をつくることを第一の役目とする、すべての公の教育機關は廢止し、その不動産は他に用ひよ。それらの働き・務め・行政上の責任は、他のどんな政府機關も公の機關も、受けついではない。
- g、神道のことを調べたりひろめたり、神官をつくるための私立の教育機關は認める。そして政府と特別の關係のない教育機關と同じ特權を與へ、同じやうに取りしまる。けれども、どんなことがあつても、公の金で助けられてはならないし、軍國主義の考へと極端な國家主義の考へをひろめてはならない。

- h、少しでも公の金によつて保たれてゐるすべての教育機關においては、どんな形式であらうと、どんな方法であらうと、神道の教へをひろめてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。

- (1) 少しでも公の金によつて保たれてゐるすべての教育機關において、現在用ひてゐる教師用参考書と教科書は、取り調べた上で、神道の教へはすべて取り除く。今後このやうな教育機關において用ひるために出されるすべての教師用参考書と教科書には、神道の教へを入れてはならない。

- (2) 少しでも公の金によつて保たれてゐる教育機關において、神社に参拜したり、神道と關係のある祭り・慣習・式を行つたり助けたりしてはならない。

- 1、政府は「國體の本義」・「臣民の道」や神道についての公の書物・論評・解説・訓令を出してはならない。

- j、公の文書において、「大東亞戰爭」・「八紘一宇」その他日本語として國家神道・軍國主義・極端な國家主義と深い關

係のある言葉を用ひてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。

- k、少しでも公の金で保たれてゐる役所・學校・機關・團體・建物の中に、神棚やその他國家神道を表す物を設けてはならない。また、さうした物は今すぐ取り拂はなければならぬ。

- l、官吏・雇員・學生・一般の人・日本居住者が、神道であらうと他の宗教であらうと、これを信仰しなかつたり信仰してゐると言はなかつたり、その慣習・祭り・式・禮式に加はらなかつたために、區別して扱つてはならない。

- m、政府・府縣・市町村の官公吏が、公の資格で、新任の報告をするため、政治の現状を報告するため、役所の代表として式や禮式に加はるために、神社に参拜してはならない。

- 2、a、この指令は、宗教を國家から引き離し、宗教を政治のために利用させないやうにし、すべての宗教・信仰・信條に同じやうな機會と保護を與へて法律上全く同等に扱ふことを目的としてゐる。それとともに、神道ばかりでなくすべての宗教・信仰・宗派・信條・哲學を信する者に對して、政府と特別の關係を持つたり、軍國主義の考へと極端な國家主義の考へをひろめさせない。

- b、この指令の規定は、神道に關係のあるすべての祭り・慣習・式・禮式・信仰・教へ・神話・傳説・哲學・神社・神道を表す物に當てはまるものである。

- c、この指令の中で用ひた神道といふ言葉は、日本政府が法令によつて、宗派神道(教派神道)と區別し、一般に國家神道・國民神道・神社神道として知られてゐる、宗教といふよりは國家的な祭りとされてゐる國家神道(神社神道)といふ一派を指すものである。

- d、宗派神道(教派神道)といふ言葉は、一般の民間においても、法律上の解説によつても、日本政府の法令によつても宗教として認められてきた(十三の公認された宗派より成る)神道の一派を指すものである。

- e、日本國民に宗教上の完全な自由を與へた昭和二十年十月四日にマッカーサー司令部の出した「政治上の自由・公民としての自由・宗教上の自由に對する制限を取り除く指令」の第一條の規定にもとづいて。

- (1) 宗派神道は他の宗教と同じやうに保護する。
- (2) 神社神道は、國家から引き離し、軍國主義の要素と極端な國家主義の要素を取り除いたあとで、それを信する者が望むときは、宗教として認める。そしてそれが事實上日本人個人の哲學か宗教であるならば、他の宗教と同じやうに保護する。
- f、この指令の中で用ひた「軍國主義の考へと極端な國家主義の考へ」とは、次の理由によつて、日本が他の國民や民族までも支配してゆかうとする日本の使命を、辯護したり正しいこととする教へ・信仰・理論を指すのである。
 - (1) 日本の天皇が、その家系・血統・特別の起源によつて、他國の元首よりも優れてゐるとする考へ。
 - (2) 日本國民が、その家系・血統・特別の起源によつて、他國の國民よりも優れてゐるとする考へ。
 - (3) 日本の島々が、神に起源するか特別の起源を持つてゐるので、他國よりも優れてゐるとする考へ。
 - (4) 日本國民をだまして侵略戦争を起させたり、他の國民との争ひを武力によつて解決する方法をよいこととする考へ。
- 3、日本政府は昭和二十一年三月十五日までに、この指令のそれぞれの條項にもとづいてとつたすべての處置のくわしい報告書を、マッカーサー司令部に出さなければならぬ。
- 4、日本の政府・府縣・市町村の官吏・雇員・教員・職員・一般の人・日本居住者のすべては、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもつて守らなければならぬ。

昭和二十年十二月三十一日

修身科・國史科・地理科の中止についての指令

- 1、政府が國家神道とその教へを護つてやり助けてやるのをやめさせる昭和二十年十二月十五日付の根本的な指令に従ひ、また、日本政府が教育を軍國主義の考へと極端な國家主義の考へをひろめるのに利用し、それらの考へを二三の教科書に織り込み生徒に押しつけたので、次のやうに指令する。
 - a、文部省が発行し檢定した修身・國史・地理の教科書と教師用参考書を用ひる官公私立學校などすべての教育機關において、これら修身・國史・地理の課程は、すべて今すぐ中止せよ。そしてマッカーサー司令部から許されるまでは、再び始めてはならぬ。
 - b、文部省は、修身・國史・地理の教授法を示してゐる法令・規程・訓令を、すべて今すぐ中止せよ。
 - c、文部省は、この覺書の別表Aの手續によつて處分するために、1のaに關係のあるすべての教育機關と課程において用ひる教科書と教師用参考書を取り集めよ。
 - d、文部省は、この覺書の別表Bの手續によつて、中止された課程の代行計畫を作つて、マッカーサー司令部に出さなければならぬ。この計畫は、マッカーサー司令部から中止された課程を再び始めてもよいと言はれるまでは、續けてもよろしい。

e、文部省は、この覺書の別表Cの手續によつて、修身・國史・地理の教科書を書き直す計畫を作つて、マッカーサー司令部に出さなければならない。

2、この指令のそれぞれの條項に關係のある日本政府の官吏と雇員、公私立學校の教員と職員はすべて、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもつて守らなければならない。

別表 A

教科書と教師用参考書を取り集める手續

文部省は、すべての教育機關と課程において用ひるために發行し檢定した修身・國史・地理のすべての教科書と教師用参考書を、取り集めなければならない。

東京・京都・大阪・神戸の地區においては、できるだけ急いで取り集めなければならない。そして、どんなことがあつても、昭和二十一年度の新學期が始まるまでには、取り集めてしまはなければならない。そのときに、取り集めた部數・重量・場所の報告書を、マッカーサー司令部に出さなければならない。

その他の地域における教科書と教師用参考書の取り集めについては、昭和二十一年四月一日にくだしい報告書をマッカーサー司令部に出さなければならない。この計畫には、府縣に出した命令・この覺書の引用・取り集めについてのくだしい注意・部數・重量・これらの教材を紙に造りかへるために一定のバルブ工場まで運ぶ方法などを入れることにする。

別表 B

代行計畫を出すについての案

文部省は、中止された課程の代行計畫の案を作つて、できるだけ早くマッカーサー司令部に出さなければならない。この計畫は、マッカーサー司令部から中止された課程を再び始めてもよいと言はれるまでは、給けてもよるしい。

この計畫は、社會・經濟・政治の根本的な真相を、生徒の世界と生活に結びつけて示すことを目的とする。

これらの真相は、マッカーサー司令部から與へられた資料も用ひて、教室内で論じ合ふ方法によつて教へよ。そして、できるだけ時事問題と結びつけよ。

文部省は、この計畫の目的、自由な考へ方を養ふ論じ合ひの方法、それに用ひる主な題目、新聞・ラジオ・その他の資料などを書いた教師用参考書を出さなければならない。

別表 C

書き直しの計畫を出す手續

文部省は、修身・國史・地理の課程に用ひる教科書と教師用参考書を書き直す計畫を作つて、できるだけ早くマッカーサー司令部に出し、その許しを受けなければならない。

この計畫は、昭和二十一年度の新學期から用ひる一時的教材を整へることを目的とせよ。この計畫に入れなければならない事項は、教材を整へる人員、適當な題目を選ぶこと、英語に直すこと、マッカーサー司令部と相談してその許しを受けること、教材を印刷して配ること。

- 1 -

**OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS**

AG 350 (22 Oct 45) CIE

22 October 1945

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Administration of the Educational System of Japan.

1. In order that the newly formed Cabinet of the Imperial Japanese Government shall be fully informed of the objectives and policies of the occupation with regard to Education, it is hereby directed that:

a. The content of all instruction will be critically examined, revised, and controlled in accordance with the following policies:

(1) Dissemination of militaristic and ultra-nationalistic ideology will be prohibited and all military education and drill will be discontinued.

(2) Inculcation of concepts and establishment of practices in harmony with representative government, international peace, the dignity of the individual, and such fundamental human rights as the freedom of assembly, speech, and religion, will be encouraged.

b. The personnel of all educational institutions will be investigated, approved or removed, reinstated, appointed, reorientated, and supervised in accordance with the following policies:

(1) Teachers and educational officials will be examined as rapidly as possible and all career military personnel, persons who have been active exponents of militarism and ultra-nationalism, and those actively antagonistic to the policies of the occupation will be removed.

(2) Teachers and educational officials who have been dismissed, suspended, or forced to resign for liberal or anti-militaristic opinions or activities, will be declared immediately eligible for and if properly qualified will be given preference in reappointment.

- 2 -

(3) Discrimination against any student, teacher, or educational official on grounds of race, nationality, creed, political opinion, or social position, will be prohibited, and immediate steps will be taken to correct inequities which have resulted from such discrimination.

(4) Students, teachers, and educational officials will be encouraged to evaluate critically and intelligently the content of instruction and will be permitted to engage in free and unrestricted discussion of issues involving political, civil, and religious liberties.

(5) Students, teachers, educational officials, and public will be informed of the objectives and policies of the occupation, of the theory and practices of representative government, and of the part played by militaristic leaders, their active collaborators, and those who by passive acquiescence committed the nation to war with the inevitable result of defeat, distress, and the present deplorable state of the Japanese people.

c. The instrumentalities of educational processes will be critically examined, revised, and controlled in accordance with the following policies:

(1) Existing curricula, textbooks, teaching manuals, and instructional materials, the use of which is temporarily permitted on an emergency basis, will be examined as rapidly as possible and those portions designed to promote militaristic or ultra-nationalistic ideology will be eliminated.

(2) New curricula, textbooks, teaching manuals, and instructional materials designed to produce an educated, peaceful, and responsible citizenry will be prepared and will be substituted for existing materials as rapidly as possible.

(3) A normally operating educational system will be re-established as rapidly as possible, but where limited facilities exist preference will be given to elementary education and teacher training.

2. The Japanese Ministry of Education will establish and maintain adequate liaison with the appropriate staff section of the Office of the

- 3 -
Supreme Commander for the Allied Powers, and upon request will submit reports describing in detail all action taken to comply with the provisions of this directive.

3. All officials and subordinates of the Japanese Government affected by the terms of this directive, and all teachers and school officials, both public and private, will be held personally accountable for compliance with the spirit as well as the letter of the policies enunciated in this directive.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

H. W. ALLEN,
Colonel, A. G. D.,
Asst. Adjutant General.

- 4 -
GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE
ALLIED POWERS

AG 350 (30 Oct 45) CIE

30 October 1945

MEMORANDUM FOR: THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.
THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.
SUBJECT : Investigation, Screening, and Certification of
Teachers and Educational Officials.

1. In order to eliminate from the educational system of Japan those militaristic and ultra-nationalistic influences which in the past have contributed to the defeat, war guilt, suffering, privation, and present deplorable state of the Japanese people; and in order to prevent the teachers and educational officials having military experience or affiliation; it is hereby directed that;

- a. All persons who are known to be militaristic, ultra-nationalistic, or antagonistic to the objectives and policies of the occupation and who are at this time actively employed in the educational system of Japan, will be removed immediately and will be barred from occupying any position in the educational system of Japan.
- b. All other persons now actively employed in the educational system of Japan will be permitted to retain their positions at the discretion of the Ministry of Education until further notice.
- c. All persons who are members of or who have been demobilized from the Japanese military forces since the termination of hostilities, and who are not at this time actively employed in the educational system of Japan, will be barred from occupying any position in the educational system of Japan until further notice.

2. In order to determine which of those persons who are now actively employed in or who may in the future become candidates for employment in the educational system of Japan are unacceptable and must be removed, barred, and prohibited from occupying any position in the educational

system of Japan, it is hereby directed that:

a. The Japanese Ministry of Education will establish suitable administrative machinery and procedures for the effective investigation, screening and certification of all present and prospective teachers and educational officials.

b. The Japanese Ministry of Education will submit to this Headquarters as soon as possible a comprehensive report describing all actions taken to comply with the provisions of this directive. This report will contain in addition the following specific information;

(1) A precise statement of how acceptability of the individual is to be determined, together with lists of specific standards which will govern the retention, removal, appointment or re-appointment of the individual.

(2) A precise statement of what administrative procedures and machinery are to be established in order to accomplish the investigation, screening, and certification of personnel, together with a statement of what provisions are to be made for review of appealed decisions and reconsideration of individuals previously refused certification.

3. All officials and subordinates of the Japanese Government affected by the terms of this directive, and all school officials, both public and private, will be held personally accountable for compliance with the spirit as well as the letter of the policies enunciated in this directive.

FOR THE SUPREME COMMANDER;

H. W. ALLEN,
Colonel, A. G. D.,
Asst. Adjutant General.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE
ALLIED POWERS

AG 000.3 (15 Dec 45) CIE

15 December 1945

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Abolition of Government Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto (*Kokka Shinto, Jinja Shinto*).

1. In order to free the Japanese people from direct or indirect compulsion to believe or profess to believe in a religion or cult officially designated by the State, and

In order to lift from the Japanese people the burden of compulsory financial support of an ideology which has contributed to their war guilt, defeat, suffering, privation, and present deplorable condition, and

In order to prevent a recurrence of the perversion of Shinto theory and beliefs into militaristic and ultra-nationalistic propaganda designed to delude the Japanese people and lead them into wars of aggression, and

In order to assist the Japanese people in a rededication of their national life to building a new Japan based upon ideals of perpetual peace and democracy,

It is hereby directed that:

a. The sponsorship, support, perpetuation, control and dissemination of Shinto by the Japanese national, prefectural, and local governments, or by public officials, subordinates, and employees acting in their official capacity are prohibited and will cease immediately.

b. All financial support from public funds and all official affiliation with Shinto and Shinto shrines are prohibited and will cease immediately.

(1) While no financial support from public funds will be extended to shrines located on public reservations or parks, this prohibition will not be construed to preclude the Japanese

Government from continuing to support the areas on which such shrines are located.

- (2) Private financial support of all Shinto Shrines which have been previously supported in whole or in part by public funds will be permitted, provided such private support is entirely voluntary and is in no way derived from forced or involuntary contributions.
- c. All propagation and dissemination of militaristic and ultra-nationalistic ideology in Shinto doctrines, practices, rites, ceremonies, or observances, as well as in the doctrines, practices, rites, ceremonies, and observances of any other religion, faith, sect, creed, or philosophy, are prohibited and will cease immediately.
- d. The Religious Functions Order relating to the Grand Shrine of Ise and the Religious Functions Order relating to State and other Shrines will be annulled.
- e. The Shrine Board (Jingi-in) of the Ministry of Home Affairs will be abolished, and its present functions, duties, and administrative obligations will not be assumed by any other governmental or tax-supported agency.
- f. All public educational institutions whose primary function is either the investigation and dissemination of Shinto or the training of a Shinto priesthood will be abolished and their physical properties diverted to other uses. Their present functions, duties, and administrative obligations will not be assumed by any other governmental or tax-supported agency.
- g. Private educational institutions for the investigation and dissemination of Shinto and for the training of priesthood for Shinto will be permitted and will operate with the same privileges and be subject to the same controls and restrictions as any other private educational institution having no affiliation with the government; in no case, however, will they receive support from public funds, and in no case will they propagate and disseminate militaristic and ultra-nationalistic ideology.
- h. The dissemination of Shinto doctrines in any form and by any means in any educational institution supported wholly or in part by public funds is prohibited and will cease immediately.

- (1) All teachers' manuals and textbooks now in use in any educational institution supported wholly or in part by public funds will be censored, and all Shinto doctrine will be deleted. No teachers' manual or textbook which is published in the future for use in such institutions will contain any Shinto doctrine.
- (2) No visits to Shinto shrines and no rites, practices, or ceremonies associated with Shinto will be conducted or sponsored by any educational institution supported wholly or in part by public funds.
- i. Circulation by the government of "The Fundamental Principles of the National Structure" (Kokutai no Hongi), "The Way of the Subject" (Shinmin no Michi), and all similar official volumes, commentaries, interpretations, or instructions on Shinto is prohibited.
- j. The use in official writings of the terms "Greater East Asia War" (Dai Toa Senso), "The Whole World under One Roof" (Hakko Ichi-u), and all other terms whose connotation in Japanese is inextricably connected with State Shinto, militarism and ultra-nationalism is prohibited and will cease immediately.
- k. God-shelves (Kamidana) and all other physical symbols of State Shinto in any office, school, institution, organization, or structure supported wholly or in part by public funds are prohibited and will be removed immediately.
- l. No official, subordinate, employee, student, citizen, or resident of Japan will be discriminated against because of his failure to profess and believe in or participate in any practice, rite, ceremony, or observance of State Shinto or of any other religion.
- m. No official of the national, prefectural, or local government, acting in his public capacity, will visit any shrine to report his assumption of office, to report on conditions of government or to participate as a representative of government in any ceremony or observance.
- 2. a. The purpose of this directive is to separate religion from the state, to prevent misuse of religion for political ends, and to put all religions, faiths, and creeds, upon exactly the same legal basis, entitled to precisely the same opportunities and protection. It forbids affiliation with the government and the propagation

and dissemination of militaristic and ultra-nationalistic ideology not only to Shinto but to the followers of all religions, faiths, sects, creeds, or philosophies,

- b. The provisions of this directive will apply with equal force to all rites, practices, ceremonies, observances, beliefs, teachings, mythology, legends, philosophy, shrines, and physical symbols associated with Shinto.
- c. The term State Shinto with the meaning of this directive will refer to that branch of Shinto (*Kokka Shinto* or *Jinja Shinto*) which by official acts of the Japanese Government has been differentiated from the religion of Sect Shinto (*Shuha Shinto* or *Kyoha Shinto*) and has been classified a non-religious national cult commonly known as State Shinto, National Shinto, or Shrine Shinto.
- d. The term Sect Shinto (*Shuha Shinto* or *Kyoha Shinto*) will refer to that branch of Shinto (composed of 13 recognized sects) which by popular belief, legal commentary, and the official acts of the Japanese Government has been recognized to be a religion.
- e. Pursuant to the terms of Article 1 of the Basic Directive on "Removal of Restrictions on Political, Civil, and Religious Liberties" issued on 4 October 1945 by the Supreme Commander for the Allied Powers in which the Japanese people were assured complete religious freedom,
 - (1) Sect Shinto will enjoy the same protection as any other religion.
 - (2) Shrine Shinto, after having been divorced from the state and divested of its militaristic and ultra-nationalistic elements, will be recognized as a religion if its adherents so desire and will be granted the same protection as any other religion in so far as it may in fact be the philosophy or religion of Japanese individuals.
- f. Militaristic and ultra-nationalistic ideology, as used in this directive, embraces those teachings, beliefs, and theories, which advocate or justify a mission on the part of Japan to extend its rule over other nations and peoples by reason of:

- (1) The doctrine that the Emperor of Japan is superior to the heads of other states because of ancestry, descent, or special origin.
 - (2) The doctrine that the people of Japan are superior to the people of other lands because of ancestry, descent, or special origin.
 - (3) The doctrine that the islands of Japan are superior to other lands because of divine or special origin.
 - (4) Any other doctrine which tends to delude the Japanese people into embarking upon wars of aggression or to glorify the use of force as an instrument for the settlement of disputes with other peoples.
3. The Imperial Japanese Government will submit a comprehensive report to this Headquarters not later than 15 March 1946 describing in detail all action taken to comply with all provisions of this directive.
4. All officials, subordinates, and employees of the Japanese national, prefectural, and local government, all teachers and education officials, and all citizens and residents of Japan will be held personally accountable for compliance with the spirit as well as the letter of all provisions of this directive.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

H. W. ALLEN,
Colonel, A. G. D.,
Asst. Adjutant General.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE
ALLIED POWERS

AG 000.8 (31 Dec 46) CIE

31 December 1945

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Suspension of Courses in Morals (Shushin),
Japanese History, and Geography.

1. In accordance with the basic directive AG.000.3 (15 Dec 45) CIE proclaiming the abolition of government sponsorship and support of State Shinto and Doctrine, and

Inasmuch as the Japanese Government has used education to inculcate militaristic and ultra-nationalistic ideologies which have been inextricably interwoven in certain textbooks imposed upon students,

It is hereby directed that:

- a. All courses in Morals (Shushin), Japanese History, and Geography in all educational institutions, including government, public, and private schools, for which textbooks and teachers' manuals have been published or sanctioned by the Ministry of Education shall be suspended immediately and will not be resumed until permission has been given by this headquarters.
- b. The Ministry of Education shall suspend immediately all ordinances (Horei), regulations, or instructions directing the manner in which the specific subjects of Morals (Shushin), Japanese History and Geography shall be taught.
- c. The Ministry of Education shall collect all textbooks and teachers' manuals used in every course and institution affected by 1, a. for disposal in accordance with the procedure outlined in Annex A to this memorandum.
- d. The Ministry of Education shall prepare and submit to this Headquarters a plan for the introduction of substitute programs to take the place of courses affected by this memorandum in accordance with the procedure outlined in Annex B

to this memorandum. These substitute programs will continue in force until such time as this Headquarters authorizes the resumption of the courses suspended herein.

- e. The Ministry of Education shall prepare and submit to this Headquarters a plan for revising textbooks to be used in Morals (Shushin), Japanese History, and Geography in accordance with the procedure outlined in Annex C to this memorandum.

2. All officials, subordinates and employees of the Japanese Government affected by the terms of this directive, and all school officials and teachers, both public and private, will be held personally accountable for compliance with the spirit as well as the letter of the terms of this directive.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

H. W. ALLEN,
Colonel, A. D. G.,
Asst. Adjutant General.

Annex A

PROCEDURE FOR COLLECTION OF TEXTBOOKS
AND MANUALS

The Ministry of Education shall collect all textbooks and teachers' manual used in every course and educational institution for which teaching materials in the subjects of Morals (Shushin), Japanese History, and Geography have been prescribed, published, or sanctioned by the Ministry.

For the Tokyo, Kyoto, Osaka, and Kobe areas the collection of these teaching materials shall be accomplished as soon as possible and, in any event, not later than the beginning of the Spring Term of School, 1946, at which time a report shall be submitted to this Headquarters, stating the total number of volumes collected, the gross weight of these volumes, and the specific location where these teaching materials have been collected.

In addition, a detailed report shall be submitted to this Headquarters, on 1 April 1946, for the collection of similar textbooks and manuals in all other areas of Japan. This plan shall include: the orders to competent prefectural authorities, reference to this Memorandum, and detailed instructions on the collections, number, weight, and availability for shipping of these teaching materials to designated pulping centers for the manufacture of paper.

Annex B
PLAN FOR SUBMISSION OF SUBSTITUTE
PROGRAMS

The Ministry of Education shall prepare and submit as soon as possible to this Headquarters a plan for the introduction of substitute programs to take the place of courses affected by this Memorandum. These substitute programs will continue in force until such time as this Headquarters authorizes the resumption of the courses suspended herein.

This plan shall aim at presenting fundamental social, economic and political truths, relating them to the world and life of the students.

These truths shall be taught through classroom discussion based in part on materials sponsored by this Headquarters. Whenever possible, the discussion will be correlated with current events.

The Ministry of Education will issue teachers' manuals explaining the purpose of this program, prescribing discussion methods which will encourage independent thinking, outlining the major topics to be discussed and listing press, radio, pamphlet and other materials to be used.

Annex C
PROCEDURE FOR SUBMISSION OF REVISED
PROGRAM

The Ministry of Education shall prepare and submit as soon as possible for approval to this Headquarters, a plan for revising textbooks and teachers' manuals used in Morals (Shushin), Japanese History, and Geography courses.

This plan shall have for its objective the preparation of temporary teaching materials which will be available for the Spring Term of the 1946 school year.

The details to be covered in this plan will include: personnel for the preparation of the teaching materials, selection of suitable subject matter, translation into English, consultation with and approval from this Headquarters, printing, and distribution of materials.

エ 2-88

昭和二十一年七月五日 印刷印刷
昭和二十一年七月十五日 印刷發行
(昭和二十一年七月五日 文部省検査済)

新教育指針 附録

著作權所有 著者 發行者 文部省

定價金六拾錢

Approved by Ministry of Education (Date. Jul. 5, 1946.)

- 印刷發行者 東京都小石原區久堅町一〇八 代表者 日本書籍株式會社
- 印刷發行者 東京都王子區須賀町一ノ八五七 代表者 東京書籍株式會社
- 印刷發行者 大坂市西區津守町五九六 代表者 大阪書籍株式會社
- 印刷發行者 東京都東區板橋一ノ五 代表者 大日本圖書株式會社
- 印刷發行者 東京都神田區錦土町三 代表者 中等學校教科書株式會社
- 印刷發行者 東京都神田區錦町一ノ一六 代表者 師範學校教科書株式會社
- 印刷發行者 東京都神田區錦町一ノ一七 代表者 青年學校教科書株式會社
- 印刷發行者 東京都板橋區本町五番地 代表者 井上源之丞

